

令和4年 第2回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和4年第2回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 6月17日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	4
◎議事日程の報告	4
◎会議録署名議員の指名	4
◎会期の決定	5
◎諸報告	5
◎報告第2号から議案第40号まで一括上程、説明	6
◎陳情の委員会付託	10
◎散会の宣告	10

第2日 6月22日(水)

◎議事日程	13
◎本日の会議に付した事件	13
◎出席議員	13
◎欠席議員	13
◎説明のための出席者	13
◎事務局職員出席者	14
◎開議の宣告	15
◎議事日程の報告	15
◎一般質問	15
高野精一議員	15

室井英雄議員	24
丸山陽子議員	41
渡部優議員	49
楠正次議員	68
馬場浩議員	78
◎散会の宣告	91

第3日 6月23日(木)

◎議事日程	93
◎本日の会議に付した事件	93
◎出席議員	93
◎欠席議員	93
◎説明のための出席者	93
◎事務局職員出席者	94
◎開議の宣告	95
◎議事日程の報告	95
◎一般質問	95
大桃英樹議員	95
渡部訓正議員	114
山内政議員	125
湯田哲議員	135
湯田良一議員	153
◎散会の宣告	158

第4日 6月24日(金)

◎議事日程	161
◎本日の会議に付した事件	162
◎出席議員	162
◎欠席議員	162
◎説明のための出席者	162

◎事務局職員出席者	1 6 3
◎開議の宣告	1 6 4
◎発言の訂正	1 6 4
◎議事日程の報告	1 6 5
◎報告第 2 号 専決処分の報告についての質疑	1 6 5
専決第 1 0 号 損害賠償の額の決定及び和解について	
専決第 1 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について	
◎議案第 3 3 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決	1 6 5
◎議案第 3 4 号 町道路線の変更についての質疑、討論、採決	1 6 6
◎議案第 3 5 号 町道路線の認定についての質疑、討論、採決	1 6 7
◎議案第 3 6 号 教育委員会委員の任命についての質疑、採決	1 6 8
◎報告第 3 号 令和 3 年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についての 質疑	1 6 8
◎報告第 4 号 令和 3 年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告につ いての質疑	1 6 9
◎報告第 5 号 令和 3 年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついての質疑	1 6 9
◎議案第 3 7 号 令和 4 年度南会津町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑、討 論、採決	1 6 9
◎議案第 3 8 号 令和 4 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） の質疑、討論、採決	1 7 8
◎議案第 3 9 号 令和 4 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 1 号）の質疑、 討論、採決	1 7 9
◎議案第 4 0 号 令和 4 年度南会津町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の質 疑、討論、採決	1 7 9
◎令和 4 年陳情第 1 号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正 を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委 員長報告、質疑、討論、採決	1 8 0
◎令和 4 年陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情につ	

いての委員長報告、質疑、討論、採決……………	182
◎日程の追加……………	184
◎議案第41号 工事請負契約について（南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事 業倉庫棟建築主体工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	185
◎委員会提出議案第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意 見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採 決……………	187
◎委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につい ての上程、説明、質疑、討論、採決……………	188
◎議員派遣の件について……………	190
◎閉会中の継続調査について……………	190
◎閉会の宣告……………	190
◎署名議員……………	193

令和4年第2回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和4年6月17日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第2号から議案第40号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 陳情の委員会付託

令和4年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を
求める意見書」の提出を求める陳情書

令和4年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情につ
いて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	渡 部 優	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

渡部正義	町長	星英雄	教育長
小寺俊和	総務課長	星良栄	総合政策課長
鈴木秀和	税務課長	渡部秀介	住民生活課長
湯田賢史	健康福祉課長	室井利和	農林課長
星博文	商工観光課長	月田啓	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	渡部さつき	会計室長
菅家康夫	農業委員会 事務局長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	渡部浩明	舘岩総合支所長
馬場誠	伊南総合支所長	平野芳和	南郷総合支所長
渡部寛	代表監査委員		

事務局職員出席者

星貴夫	事務局長	星彰	議事係長
-----	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年第2回南会津町議会定例会を開会いたします。

開議に先立ちまして、表彰の伝達を行います。

去る6月3日に開催されました令和4年度福島県町村議会議長会定期総会におきまして、多年にわたる議会議員活動の功績が認められ、本町議会議員楠正次君が特別功労者として表彰されました。

また、湯田良一君、大桃英樹君、そして私、室井嘉吉が自治功労者として表彰されました。

これより受賞者へ伝達を行います。

○星 貴夫議会事務局長 それでは、お名前をお呼びいたします。

楠正次議員。

〔表彰状朗読、伝達〕

○星 貴夫議会事務局長 湯田良一議員。

〔表彰状朗読、伝達〕

○星 貴夫議会事務局長 大桃英樹議員。

〔表彰状朗読、伝達〕

○星 貴夫議会事務局長 議長への伝達は、副議長からお願いいたします。

室井嘉吉議員。

〔表彰状朗読、伝達〕

○室井嘉吉議長 以上で、表彰の伝達を終わります。

次に、定期人事異動によりまして、4月1日付で健康福祉課長が異動となっております。本来であれば行政側からの紹介ということになりますが、代わりまして私、議長のほうより湯田賢史健康福祉課長をご紹介いたします。

○湯田賢史健康福祉課長 よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 ここで、代表監査委員より発言したい旨の申入れがありましたので、これを許可します。

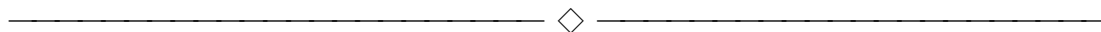
渡部代表監査委員。

○渡部 寛代表監査委員 おはようございます。お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

渡部前代表監査委員の後任といたしまして、このたび南会津町代表監査委員に就任いたしました渡部寛でございます。

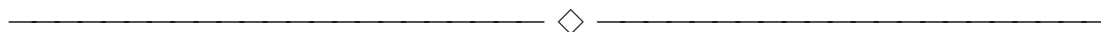
代表監査委員の職務の重要性を十分認識いたしまして、行財政運営の効率化、予算執行における公正の確保など、しっかりと監査業務を務める所存でございます。舟木隆監査委員、湯田良一監査委員、お二人とともに職務を励行してまいりますので、今後とも皆様方の一層のご協力、ご指導をお願い申し上げまして、代表監査委員の就任のご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



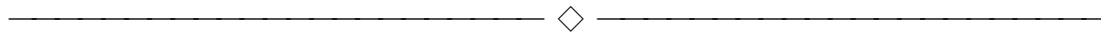
◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

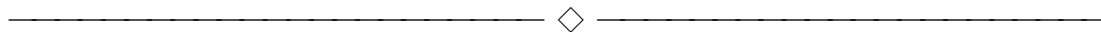
○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、五十嵐芳道君、11番、高野精一君を指名いたします。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から6月24日までの8日間とし、明18日から21日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月24日までの8日間とし、明18日から21日までを休会とすることに決定いたしました。



◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和4年第1回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び文教厚生委員会所管事務調査報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、5月27日に招集された令和4年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会及び令和4年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会に組合議員が出席し、審議した結果、提案された全議案について原案のとおり可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりでございます。

次に、監査委員から、本年4月末までの令和3年度及び令和4年度の例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告をしておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和4年第1回南会津町議会定例会以後の行政報告は、お手元に配付の一般行政報告書のとおりでございます。

これで諸報告は終わりました。

◇

◎報告第2号から議案第40号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第4、報告第2号から議案第40号まで一括上程をいたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

令和4年第2回南会津町定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙中のところご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年2月15日、町道北下原7号線田島字東荒井地内で除雪作業を行っていた町所有の除雪車両が相手方所有の物置小屋の屋根に接触し、破損させ損害を与えたものでございます。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金7万3,150円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年4月16日、町道東106号線針生字駒戸山地内で除雪作業を行っていた町所有の除雪車両が電柱に接触し、破損させ損害を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対し賠償金30万1,981円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、議案第33号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、議案第34号 町道路線の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、町営住宅松下団地建て替え事業及び道路改良事業に伴い、町道路線名及び終点の変更を行うものであります。

次に、議案第35号 町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、道路改良工事に伴い町道が整備されたことから、新たに町道認定を行うものであります。

次に、議案第36号 教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

現教育委員の渡部謙一氏が本年6月27日付をもって任期満了を迎えることから、その後任として山本恭士氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

山本氏は、昭和55年に福島大学教育学部を卒業後、小学校教員として37年間の長きにわたり学校教育の伸展に大きく貢献され、そのうち通算6年間を福島県教育庁南会津教育事務所の社会教育主事として社会教育行政の推進にも尽力されております。その他の主な経歴は別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。山本氏は人格、識見ともに優れており、最適任者と認め、教育委員に任命したいと存じますので、よろしくご審議を賜りまして、同意くださいますようお願いを申し上げます。

なお、任期は令和4年6月28日から令和8年6月27日までの4年間となります。

次に、報告第3号 令和3年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費に係る繰越計算書の報告をするものであります。令和3年度予算から令和4年度に繰り越した事業は社会保障・税番号制度システム整備事業ほか5事業で、繰越額の総額は3億1,433万円であります。

なお、総務費の無線システム改良普及支援事業は中山峠携帯電話エリア整備事業であり、土木費の社会資本整備総合交付金事業（道路）は町道大新田1号線南郷橋関連事業、町道関本古内線富貴沢橋関連事業などであります。

次に、報告第4号 令和3年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書の報告をするものであります。対象となる事業は田島第一水源地改良事業ほか2事業で、全国的な半導体不足により必要な部品が工期内に納入できないこと及び県発注工事との関連などにより、令和4年度

に繰越したものでございます。

次に、報告第5号 令和3年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書の報告をするものであります。対象となる事業は社会資本整備総合交付金事業で、全国的な半導体不足により必要な部品が工期内に納入できないことなどによって令和4年度に繰越しをしたものでございます。

続いて、議案第37号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ7,105万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ125億5,342万2,000円とするものであります。

主な補正の内容は、この冬の雪害等で被災した公共施設の修繕関係費用のほか、住民税非課税世帯に10万円を給付する臨時特別給付金給付事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費及び林業成長産業化推進事業費などの計上であります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第15款国庫支出金は、臨時特別給付金の財源となる臨時特別支援事業費補助金のほか、地方創生推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加などで、3,626万1,000円を計上するものであります。

第9款繰入金には1,000万円を計上し、公共施設等の整備のための基金を繰り入れるものであります。

第21款諸収入は、この冬の雪害に対する建物共済保険金3,009万7,000円を計上し、第22款町債は、各起債事業費の変更により、過疎対策事業債530万円を減額するものであります。

続きまして、歳出について主な内容をご説明申し上げます。

第2款総務費は、雪害による公共施設の修繕及び修繕工事請負費で351万1,000円を計上し、第3款民生費は、福祉施設の雪害による修繕工事請負費等の計上のほか、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活や暮らしの支援のため、令和3年度に引き続き、住民税非課税世帯等1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金給付事業費を計上するもので、合わせて3,010万1,000円の追加補正であります。

第4款衛生費は310万円の計上であり、この主な内容は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、町民の暮らしを守っていただいた衛生業界の方々へ感謝のエール券を送るエールの交

換プロジェクト事業費の計上で、昨年度、医療、介護、保育、消防等の従事者に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施するものでございます。

第5款労働費は73万7,000円の計上で、立地企業に対し除雪委託経費の一部を補助する企業立地促進奨励金を追加補正するものであります。

第6款農林水産業費は、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション・きとねを活用した広葉樹普及促進のための委託料及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、木材事業者の燃料高騰の負担軽減と町産材の生産量増加のために今年度のみ補助単価を拡充することに伴い、丸太搬出促進事業補助金を追加するもので、合わせて660万円を追加補正するものでございます。

第7款商工費は3,127万3,000円の計上で、観光施設等の雪害による修繕工事請負費が主なものであります。

第8款土木費は、道路改良事業に充当する社会資本総合交付金の配分が減額となったことから事業費を調整するもので、722万2,000円の減額補正でございます。

第10款教育費は2,092万4,000円の追加補正でありまして、その主なものはロシアによるウクライナ侵攻や円高の影響などで食材価格が高騰していることから、町立小学校を対象に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食材料費の高騰分を補助する小学校学校給食費上昇抑制事業補助金の計上で、これにより給食費の値上げを抑え、これまでどおりの栄養バランスの取れた給食を継続して提供できるようにするものでございます。

このほか、各教育施設の雪害による修繕のほか、御蔵入交流館の空調設備改修工事の実施設計委託料を計上しております。

第14款予備費でございますが、歳入との関連で1,796万6,000円を減額するものでございます。なお、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりでございます。

以上、一般会計補正予算の内容をご説明申し上げます。

次に、議案第38号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ903万7,000円を減額し、歳入の総額を歳入歳出それぞれ16億8,096万3,000円とするものであります。

歳入は、第1款国民健康保険税のみの補正であり、国民健康保険税について、被保険者数の見込みと前年度の所得等から試算した結果、903万7,000円を減額補正するものでございます。

歳出では、第3款国民健康保険事業費納付金を今年度の確定に伴い890万7,000円を減額し、

第7款予備費では、歳入との関連で13万円を減額するものでございます。

次に、議案第39号 令和4年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、資本的収入を460万円追加し、収入の予定額を3億2,684万7,000円とし、資本的支出を660万円追加し、支出の予定額を5億1,338万9,000円とするものであります。

その内容は、収入では福島県が行う排水路工事に伴う工事補償金の追加であり、支出では支障となる金井沢地区の配水管移設工事費の計上でございます。

次に、議案第40号 令和4年度南会津町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、下水道事業収益を701万2,000円追加し、収益的収入の予定額を6億9,508万5,000円とするものであり、また下水道事業費を1,001万8,000円追加し、収益的支出の予定額を6億9,441万3,000円とするものでございます。

その内容は、高杖原農業集落排水施設の雪害に伴う建物災害共済金及び修繕工事費を計上するものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案8件、報告4件につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議をいただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎陳情の委員会付託

○室井嘉吉議長 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

本日までに陳情2件を受理しております。

令和4年陳情第1号及び令和4年陳情第2号は、お手元に配付しました陳情委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月22日午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

この後、10時45分から全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

大変ご苦労さまでございます。

散会 午前10時33分

令和4年第2回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和4年6月22日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 11番 高野 精一 議員
- 5番 室井 英雄 議員
- 7番 丸山 陽子 議員
- 4番 渡部 優 議員
- 15番 楠 正次 議員
- 2番 馬場 浩 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 五十嵐 芳道 | 議員 | 2番 | 馬場 浩 | 議員 |
| 3番 | 川島 進 | 議員 | 4番 | 渡部 優 | 議員 |
| 5番 | 室井 英雄 | 議員 | 6番 | 渡部 訓正 | 議員 |
| 7番 | 丸山 陽子 | 議員 | 8番 | 湯田 良一 | 議員 |
| 9番 | 大桃 英樹 | 議員 | 10番 | 湯田 哲 | 議員 |
| 11番 | 高野 精一 | 議員 | 12番 | 山内 政 | 議員 |
| 13番 | 菅家 幸弘 | 議員 | 14番 | 星 光久 | 議員 |
| 15番 | 楠 正次 | 議員 | 16番 | 室井 嘉吉 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡部 正義 町 長 星 英雄 教 育 長

小寺俊和	総務課長	星良栄	総合政策課長
鈴木秀和	税務課長	渡部秀介	住民生活課長
湯田賢史	健康福祉課長	室井利和	農林課長
星博文	商工観光課長	月田啓	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	渡部さつき	会計室長
菅家康夫	農業委員会 事務局長	阿久津勝英	学校教育課長
廣野友一郎	生涯学習課長	渡部浩明	舘岩総合支所長
馬場誠	伊南総合支所長	平野芳和	南郷総合支所長

事務局職員出席者

星貴夫	事務局長	星彰	議事係長
-----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭をお願いいたします。



◇ 高野精一 議員

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君の登壇を許します。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 皆さん、おはようございます。

質問の前に一言、このたびの4月の選挙において、新しく渡部正義町長が誕生いたしましたことに対して、お祝いを申し上げます。

また、その中において、副町長はまだできておりませんが、その中においての行政執行、大変難しいと思います。できるだけ機のポケットを多くして、その都度その引き出しを開けて、そして行政に臨んでいただきたい、そういう思いでいっぱいであります。執行部の皆さん、よろしくをお願いします。

それでは、質問に入ります。

質問は、大きく分けて2点ございます。

1点目は、高齢者の除雪支援についてであります。

この高齢者世帯除雪支援事業は、当初はボランティア組織による地域の助け合い事業だったと思います。そのうち、個人負担が1割になったのはいつかと。

それから、②令和4年度の当初予算では約2,000万円が計上されているが、今後も事業を継続するのか。町の考えを伺います。

それから、大きい2番目、祇園会館の今後の計画についてをお伺いします。

祇園会館については、指定管理も近々終了し、廃止することになっています。今後の計画について、町においても既に検討されると思いますが、私の考えとしては、県の施設である警察アパートは建設から半世紀以上が過ぎ、老朽化が進み、建て替えの必要が出てきています。祇園会館を取り壊し、更地にして、警察アパート建設地として県に土地を貸してはどうかという私の考えであります。

これで壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

議席番号11番、高野精一議員の一般質問にお答え申し上げます。

冒頭、私に対する激励の言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。一生懸命頑張っております。

初めに、高齢者の除雪支援事業に関する1点目、個人負担が1割になったのはいつかのおただしであります。本町で実施しております南会津町高齢者世帯等除雪支援事業では、70歳以上の高齢者の独り暮らし世帯、さらに高齢者のみの世帯を対象に、その課税状況や扶養の有無などに応じ、個人負担を決めております。

個人負担1割という負担割合につきましては、町村合併に伴う合併協議の中で協議・決定され、南会津町としてスタートした平成18年度以降、現在まで変更されておられません。

次に、2点目、令和4年度の当初予算に約2,000万円が計上されているが、今後も事業を継

続するのか、町の考えはとのおただしでございました。

本事業は冬期間、自力で除雪が困難な高齢者等の世帯に対し、除雪に要する経費の一部を支援することにより、生活面での安全確保や社会参加の促進、さらには福祉の増進を図ることを目的とするものであり、少子高齢化が進む本町において、高齢者福祉の充実という観点からも、今後ますます重点的に取り組むべき施策であると感じております。

人口減少・少子高齢化に伴う集落内の支え合い・助け合い機能の低下は、町が解決すべき大きな課題の一つであり、持続可能な対策を講じる必要があるものと認識しております。

本事業は、それらを補完する一つの施策として、非常に重要な役割を担う事業であることから、今後も継続して実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、祇園会館の今後の計画に関し、祇園会館を取り壊し更地にして、老朽化が進んだ警察アパートの建設地として県に土地を貸してはどうかというおただしでございました。

会津田島祇園会館の廃止後の計画につきましては、令和3年第4回議会定例会における6番議員さんからの質問に答弁させていただきましたとおり、現段階では、解体を前提としたものではなく、祇園祭関係者の方々との懇談会の際に意見として出された資料館としての活用、さらにはパブリックコメントで出された4つの提案、こういったものも含めて、再度、関係する方々と議論を深めていきたいと、このように考えているところであります。

なお、当該用地につきましては、提案のありました警察アパート用地としての活用も考えられますが、国道289号田島バイパスに面した一等地でもあることから、仮に解体する場合でも、公共の用に供する土地の利用や雇用の創出につながる事業者の利活用にも適していると思っております。

つきましては、関係する方々との協議結果も踏まえ、建物及び土地の利用に関し、今後方向づけをしてまいる所存でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それでは、何点か質問させていただきます。

これ、18年度からの1割負担で来ていたと。最初発足したときは、ボランティア組織で地域の力を活用したいという当時の執行部の思いがあって、その組織ができたんだと私は理解しておりますが、それも毎日のことであり、受益者というより、やる人が大変な負担になるのでは

ないかということから、これは途中で1割負担になった経過があると私は思っております。

その当時、大変、頭文字というか、地域の力というのを地域で発揮するためにはどうしたらいいんだという中でのボランティアの組織の発足だったと思うんですが、その当時はまだ1割負担になっていなかったと感じておりますが、その辺についてはどうですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

今ほどのおただしでございますが、町長答弁にもありましたとおり、平成18年の合併協議会の中で1割負担を決定したところでございます。

それ以前は、田島は無料、館岩・南郷は1時間当たり200円を取るということで、料金がまちまちだったものを、ボランティア活動というのを生かしながら、個人負担1割ということを決めた経緯がございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これ、大変な思いで始まったんですが、人に対する情けを重視して、そういう人を助けっぺという中での事業だったと思います。ただ、そういう中においても、やってもらう人が、やっぱりそれが当たり前になってきたと、自己責任がなくなってきた。それで、やる人も大変だと、当てにされると。

そういう中で、じゃ燃料費くらいは負担しましょうということでの1割負担だったと私は考えておりますが、その中で、今まで累計で、町としてはどのくらいの拠出をしているのか、お伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

大変申し訳ないんですが、累計は手元にはございません。過去5年間の数字を参考までに申し上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、平成28年度でございますが、事業費が約1,540万円、平成29年度が1,990万円、平成30年度につきましては920万円、令和元年度でございますが、100万2,629円という端数もつくんですが、約100万円になってございます。

少雪の影響もありますので、そういったところで若干、事業費は変動することをご了承いただきたいと思っております。令和2年度が、端数はカットさせていただいておりますが、2,060万円、最新の令和3年度につきましては、豪雪だったということもございまして、3,201万円となっております。

繰り返しになりますが、そのときそのときの降雪量によりまして、若干事業費が変動しますが、直近の5か年の事業費につきましては、以上のような事業費になってございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 確かにこれ、降雪ときによっては、その値段が違ってくと思うんです。ただ、除雪の依頼というのは、あくまでも民生委員を通して申請をすると思うんですが、それに対しては間違いございませんか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

おただしのとおり、まず最初の窓口は、町内の民生委員さんに申請をしていただくと。その申請につきましては、町のほうに提出いただきまして、対象者の条件に合致するかどうかというところをチェックした後に実行という流れになってございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 その申請の段階で、民生委員の申込みの中で、町との契約というか、条件の中に合致しているかないかというのは、それは書類上の問題も中にはあると思うんですが、なかなか民生委員のその人の目力というか見方によっては、幾ら民生委員に頼んでも、この人は駄目ですよと、この人は受け付けませんよという事案も、私、聞いたことがあります。それは一律、ちゃんと民生委員で申請はしているものなのかどうか伺います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

申請の手続につきましては、まずは申請書の中に福祉区分というものを設けさせていただいております。その中で、高齢者世帯が独り暮らしなのかどうかということと、あとは、障害者世帯については、身体・知的・精神といったまず簡単な区分について、申請書を通してチェックさせていただいていると。さらには、民生委員さんが把握している生活実態でありますとか、高齢者台帳というのがございますので、そういった手持ちの情報で、まずは簡単なチェックをしていただいて、町のほうに提出していただくと。

最終的には、先ほど申し上げましたとおり、精査するところは町が、担当者が精査をして実行していくという流れになってございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 やっぱり年度的には、雪のなかった、少雪も災害だと。昔は、前町長もそういうことで、業者に対してそれなりの手当てをして、民宿、それからその業者関係に

対しては、そういう面も、少雪の場合は災害だということで、手当てをした経過がございます。

だけでも、これ、やっぱりいろんな問題が抱えていて、地元に住んでいる場合は、家を離れていても除雪は対象にならない。その代わり、町外に住んでいる子供に対しては、子供がいても除雪の支援の対象になるというのが、この制度だと思うんです。民生委員の中においても、やっぱり家族関係をよく聞いて、やってもらうのが当たり前だと、これは町でやるのが当たり前だと思っている子供たちもいるんです。

だから、そういう中で、私は一つ思うんですが、これは雪は降るもんだし、ある程度は、自分の自己責任をどこまで追及するかということも必要になってくると思うんです。そして、これは町の一般財源で支出しているわけでしょう。そうすると、今年度当初予算の中で、町は3億円ほど当初予算が目減りをしている。そうすると、これを町でいつまでも出し続けるということも大変なことだと思うんです。

そういうことで、私が提案したいのは、どうですか、これ、2割、3割負担ということで、ある程度、そういう町の考えを持つことはできるのかどうか伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今、個人負担をもう少し上げてはどうかというふうな提案かと思いますが、合併からここまで1割負担という流れで来ています。そして、高齢の方、年金生活の方が多いなというふうに思っておりますので、負担割合を上げるということであれば、それなりの理由をしっかりと明示して、お話ししていかないといけないだろうというふうに思っております。

それで、高齢者の方の除雪支援事業については、やっぱりこの地域で長年貢献していただいた高齢の皆さんに対して、町としてはしっかりと支えていく必要があるというふうに思っておりますので、高齢者除雪の支援事業については引き続き継続をして対象にしていくと。

ご提案のとおり、近所に住んでいて、子供さんがやれるのにやらない人がいるという事例もあるかもしれません。それが遠くの東京に住んでいる人と、仮に、例えば下郷に住んでいる人との差はどうかというふうな微妙な問題はございますが、やっぱりあるところで線を引かないと、行政運営の中では難しいところもあるということをご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 事務的なものは、南会津クラブ、そこでやっているんですが、個人負担の分を集金に行くと、やっぱりそこで勘違いがあったり何だりして、1時間例えば1,000円だとしても、それが今年みたいに2時間かかったとか3時間かかったと言われれば、それは3,000円くらい発生すると。そういう中で、こんな銭出してたでは、俺は破産してしまうから、

俺は何ともできねえなんていう話も集金する人が言われてきたり、そういう面も現場の中にはあるということなんですよね。

だから、さっきから私は、自己責任もあるんですよ、子供の責任もあるんですよ。確かにこれはできない人も、世帯によって、その家庭によってはいます。そういう人はやっぱり優先的に、それは民生委員の協議の中において、これは本当に1割負担でいいのかな、ただでいいのかなということも、それは中によっては出てくると思います。

ただ、これも事務の中では、大変細かい割り組みになりますので、仕事としては大変な思いをしたいと思います。ただ、業者によってはそれを、1割でできるんだから何ぼでも受けろと言っている業者もいるし、それを悪用と取れるかもしれないような言い方をしている人もいるような話も聞いております。

これ、やっぱりもう一回、全部1割で区切るということだけでなく、場合によっては、家族によって、それは出してあげますよというような家族との民生委員との連絡管を密にして、ひとつ今後この事業も継続していくんだということであるんで、あくまでも補助金はない、そういう中で物事が進んでいるわけですから、今後ちょっとそれも精査していただきたいなど、そのように思います。

これは答弁要りませんが、2点目のほうに移っていきたいと、こう思います。

今、何かと議会でも話題になっております、その祇園会館の取扱いについて、私は今、南会津町において県の施設というのは、国は法務局、裁判所とあります。県は合庁、病院、それから保健所とありますが、やっぱり安全な町をつくるためには、そういう計画の中において、県との協議も中には必要ではないかと思ひまして、この提案をしたわけでございます。

先ほどの話の中には、今後、そういう土地がいいところであるために、道路のできる形によってはいろいろ考えられるという話も出てきましたが、今後もしそういう計画があれば、そういう中に、こういう案もあるということを入れて協議していただきたいと思うんですが、どうですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 冒頭、県有施設と町の関わりということでお話をいただきました。当然、町で協力できる部分は協力をしながら、地方の拠点の地域として、その役割を担っていただくというのはご指摘のとおりだと思います。

しかし、県有施設であれば、やっぱり県が主体的になって構築をして、その上で、町に協力が求められたときにお話を聞いて、何ができるのかということを考えていく必要があるという

ふうに思います。

警察アパートについては、事務レベルで総務課のほうに、多分相談が上がったというふうに私は記憶しておりますが、町として今、手持ちの有力な土地がないというふうなことで、お話を返したような記憶をしております。

祇園会館の跡地が非常に警察署から近くて、利便性にも優れているんじゃないかというふうなことも含めての提言だと思いますが、先ほど申し上げましたように、祇園会館の取扱いに当たり、祇園祭の関係する方々、それからパブリックコメントでの意見等の調整がまだ残っておりますので、警察アパートを全面的に否定するわけではございませんが、その協議をしっかりとしてから今後の土地利用を考えていくというふうなことで、現在、具体的な土地利用についての検討が進んでいるわけではありませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 確かにこれは、警察署、会計課のほうから管財のほうに、そういう話は来ていると思ひます。私も去年、本部の会計課といろいろ話をさせていただいた中で、福島県、大体70か所くらい、そういう場所が老朽化して、今後必要になってくるんだと。予算の関係もあるんで、できるだけ町がそれだけのものを用意してくれるところあれば、それは優先的に物事を考えていきたいということが会計課の話でありました。

そうであれば、やっぱり私は、あそこが今のところ、1,120万円毎年かかっています。そうすると、どうしても計画性をはっきりしていけないと、指定管理者料が1,000万円抜けたとしても、120万円の地代は、これはずっと発生していくわけですから、このままそのままにしておくわけにもいれないと思ひるので、その辺の計画はどうなっているのかお伺ひします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

祇園会館の指定管理料につきましては毎年980万円、そこに祇園公園として160万円、合計1,140万円、そこに、今議員おただしありましたように、祇園会館、平成19年度に3名の方から用地のほうは取得させていただいたんですが、1名の方からの同意が得られず、現在も借地となっている部分がございます。その借地料が100万円ちょっとだったと思うんですが、毎年お支払いしております。

町といたしましては、あそこをバイパス沿いと後ろと、真ん中のところが借地になっているもんですから、土地の一体的な利用等も含めて、19年度以降も継続的に用地取得に向けた交渉のほうを続けておまして、現在も続けているような状況になってございます。

町のほうで、もし、議員がおただしのように祇園会館を閉館いたしまして、その後、何らかの利活用する場合においても、やはりずっと毎年100万円以上の地代をお支払いしていくというのは、町にとっても負担となりますので、用地取得に向けて、今後も交渉を進めてまいりたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 まさにそのとおりで、最初は返してもらうときは、原況復旧という形で返してくださいよというような話があったかやに思いますが、今、代も替わってきまして、それは原況に戻して返してくださいという話も、今は大分薄くなったのかなという感じを私も持っておりますので、できるだけ早く、それもいい形の中で取得して、そして、中で今後、そういう計画を今度は考えていただくという方向性は、大体いつ頃までにそれできそうか、ちょっと伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

現時点で売買契約等を結んでいるわけでもございませんし、交渉継続中ということなので、できるだけ早くというような答弁にとどめさせていただければというふうに思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも答弁させていただきたいと思います。

地権者の方とは、前の大宅町長の時代から、一団の土地として町は活用させてほしいということで、用地の取得について下打合せをさせていただきました。一昨年あたりから、前向きな交渉に応じていただける姿になってまいりましたので、具体的に交渉を今進めているところでございます。

何とか町として取得をして、全てが町有地という中で、今後の建物、それから跡地利用についても考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 そういう中で、やっぱりコンスタントというか、大きく見ると、やっぱり場所によっては、土地の問題の広さ、そういうものによっては、そういうものができてこない、広くないと駄目だよということもあります。

私のほうとしても、何でこの質問したかという、やっぱりそういう中で、物事って5年くらいは、計画してからかかると思うんですね。そうすると、今からでもその計画をしながら、

そういうものを県と話し合っ、そして、そういう施設をちゃんとしてやっ、南会津町の受入れをやっばり県にアピールすることが、これから今後必要になってくるだろうと思っます。

まして、前大宅町長も、県の体育館をどうしてもこの町に誘致したいと、そういう計画を持って物事をやっった経過もありますし、そうであれば、当町でも、おらほうではこういう提供の仕方をします、だから、ぜひこれを利用してください。その代わり、県のほうでも、町の要望である、こういうものをひとつお願いしますという交換条件も、これは一つとしてできるんではないかと思っますが、その辺はどうですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 県当局との関係性づくりということでは、非常に重要な質疑だと思っます。

町でできること、県でできること、それを調整しながら、県のほうから何らかの協力依頼があれば、しっかり受け止めて協議をする、できるものはできる、できないものはできないというのがあるかもしれませんけれども、その一つが警察アパートの問題だというふうに思っております。

祇園会館の跡地利用については先ほど、答弁申し上げました内容で、今のところはそれ以上でもそれ以下でもございませんが、警察アパートとして、何か町として関わっ、土地なりそういうものを見つけることができるかどうか、そういうところは引き続き検討を進めて、県のほうの力になっていければなと思っます。

そういうものが県当局との信頼関係につながっ、町の振興にも今後生きてくるというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これにて私の一般質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、11番、高野精一君の一般質問を終わります。



◇ 室 井 英 雄 議 員

○室井嘉吉議長 次に、5番、室井英雄君の登壇を許します。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 皆さん、おはようございます。

議席番号、室井英雄でございます。

質問に入る前にちょっと一言、今回、渡部町長におかれましては、初の定例会ということで、多少緊張されているのかと思いきや、高野議員の質疑応答を拝聴しておりますと、副町長時代の経験が生かされているなど。また、よどみない答弁に感服いたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、質問に入ります。

まず、第1点目、消防団員の処遇改善状況はということで質問いたします。

消防団員の確保に向けた待遇改善の一環として、昨年4月、総務省消防庁より、消防団の報酬等の基準の策定等についての内容によると、各市町村においては、消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施し、一般団員については年額報酬3万6,500円、出動報酬8,000円を基準とすることとされ、全国の自治体に通知されました。

条例については、令和4年3月末日までに改正し、同4年4月1日から施行すること、予算については、令和4年度当初予算から必要な額を計上することとされています。

この内容を踏まえ、以下、質問いたします。

- ①現行における支給対象の出動及び金額は。
- ②条例が改正された場合、支給対象となる出動に変化はあるのか。
- ③条例については、令和4年3月末日までに改正とされているが、本町において改正できなかった理由はどこにあるのでしょうか。
- ④報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給することと明記されているが、今後の町の対応をお聞かせください。

2点目、田島地域中心市街地まちなか再生についてお伺いいたします。

田島地域中心市街地まちなか再生計画策定事業懇談会、こういう名称で間違いないと思うのですが、が立ち上げられました。その内容を含め、以下、質問いたします。

- ①田島地域中心市街地まちなか再生について、町の考えは。
- ②対象地域は決められたかどうかお伺いいたします。
- ③今後の実施スケジュールについてお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 5番、室井英雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、消防団員の処遇改善対応状況に関する1点目、現行における支給対象の出動及び金額はとのおただしであります。消防団員の費用弁償につきましては、南会津町特別職の職員

で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に定められております。

非常招集訓練などの訓練、それから、検閲式をはじめとした礼式などの消防団活動は、出動1回につき4,200円、ただし、4時間を超えないときは半額の2,100円を支給することとしており、火災や自然災害時の災害対応などの出動については支給をしておりません。また、行方不明者の捜索事案に関しましては、町民以外の捜索活動に対し、1日につき1万円を支給しているところでございます。

次に、2点目、条例が改正された場合、支給対象となる出動に変化はあるのかというようにおたがしでございました。

自然災害時の災害対応などへの出動、さらには行方不明者捜索における町民の捜索活動に対しても、新たに支給対象にする方向で、消防団と協議しているところでございます。

捜索活動につきましては、町外者で発生した場合、1人1万円の捜索費用がかかりますということを依頼する方にあらかじめお話をし、了承があった場合、消防団の捜索活動が行われているというのが現状でございます。その場合は、1万円を出動された消防団員の皆さんにお支払いすると。それを今回は、町民の捜索活動においても拡大したいというふうなところも、今回の検討の中身の一つになっております。

次に、3点目、本町において改正できなかった理由についておたがしでございます。

町といたしましては、今回の消防庁長官通知の趣旨を踏まえ、消防団員の処遇改善について、消防団と十分な協議・検討が必要というふうにご考えております。その協議の結果を踏まえた上で、条例改正を行ってまいりたいというふうにご考えております。

今現在、まだ最終的な結論まで至っていないということでごございましたので、条例改正案としての提案は今後ということでご考えております。

次に、4点目、報酬及び費用弁償の支給方法について、町の考えはとおたがしでございます。

町といたしましては、団員一人一人に直接支給するための事務の煩雑さ、それから報酬の円滑な支給という視点から、消防団の各部が管理する口座への支給をしてまいりました。しかし、今回の消防庁長官通知の趣旨を踏まえ、支給方法について、今までの支給方法がいいのか、消防団員一人一人に交付したほうがいいのか、その点につきましても、消防団の皆さんと十分に協議・検討して、方向づけを出していきたいと、このように思っております。

次に、田島中心市街地活性化再生に関する1点目、田島地域中心市街地まちなか再生について、町の考えはとのおたがしでございます。

田島地域中心市街地まちなか再生につきましては、これまで旧田島町時代から何度も計画立

案を進めてまいりましたが、行政主導という旧来の手法で、かつ、実施主体が定まっていない提案的なものがありました。具体的な方策や役割分担といった部分が不明確であったことから、町や商工会、一部の事業者による限定した取組となって、具体的に進展が乏しい状態が続いているものと認識をしております。

しかしながら、現在県で整備を進めております新町の鎌倉崎から松下に抜ける道路工事が今年中に完了すれば、来年からの車の流れは間違いなく国道289号田島バイパスに移行し、中心市街地のさらなる衰退につながるおそれがあるものと危惧しているところでございます。

このようなことから、町では、現在進めておりますまちなか再生事業につきまして、民間主導の現在あるものを生かすという視点を取り入れるとともに、地域住民や沿線事業者だけでなく、まちづくり団体で活動されている若者や女性の方にも委員として参画していただきながら、当事者目線でまちなか再生計画の策定、そして、地域主体による実行を目指してまいりたいと考えております。

なお、今回の計画策定を契機として、他の地域にもその効果が波及し、中心市街地の魅力向上やにぎわいの創出につなげることができれば、そこに暮らす人々の生活が楽しくなるだけではなく、来訪者にとってもきっと魅力ある町に映り、ひいては田島バイパス沿いから中心市街地への誘導、そして中心市街地の活性化につながるものというふうに考えております。

次に、2点目、対象区域は決めたのかのおたただしですが、現在進めておりますまちなか再生事業の対象区域につきましては、中心市街地の中でも比較的地域資源が集約されている上町地区を中心に、西町地区の一部を加えたエリアをモデル地区として位置づけたところでございます。

3点目、今後の実施スケジュールはとおただしでございますが、まちなか再生計画の策定につきましては、5月23日に合同会社設計まちづくりテント、これは喜多方市に住所を有する事業者でございますが、まちづくりテントという事業者と委託契約を締結し、6月13日に、14名の委員と2名のオブザーバーで構成する第1回の懇談会を開催したところでございます。

なお、今後の予定につきましては、第2回の懇談会を7月下旬から8月上旬に開催するとともに、今後も進捗状況に合わせて懇談会を開催し、今年度末には、まちなか再生計画を策定したいと考えております。

また、まちなか再生計画を策定する上において、上町地区にあります石造りの建築物、それから日本家屋、これらを活用したいという事業者との連携についても重要になりますので、できるだけ早い時期にプロポーザル方式による公募型の事業者選考会を開催し、活用していただ

く事業者を決定し、その事業者の方にも、まちなか再生計画策定懇談会に参加していただきながら、まちなか再生計画を実行していく段階において重要な役割を担っていただきたいと、このように考えてございます。

以上お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長等より答弁をいただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 再質問させていただきます。

まず、1点目、消防団に関する再質問なのですが、今回支給を聞いたのは、現行で、現在もこの値段で今、消防団が活動しているということで、改めて金額を聞きました。この4,200円となった経緯などが分かればお話してください。何で4,200円になったかということ。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

4,200円につきましては、これまで費用弁償として、出動手当という形でこれまでも支給しておりましたので、それを準拠しながら支給していくと、この辺は変動なく支給して構わないだろうということで、その辺は消防団との協議も済んでいるところです。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 4,200円になった経緯ということで、たしか合併時、旧田島町はもっと金額が低かったんですよ。西部地区が、どこの村だったかは忘れましたが、4,200円という高額だったんです。それが田島町、全てそうでしょう、合併時は高いところに合わせるということで。で4,200円になったという経緯で、私の解釈で間違いはないですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

大変失礼しました。議員おっしゃるとおりでございまして、合併時は、西部地域のほうはそういう手当のほうが充実しておりました。田島地域におきましても、それなりといいますか、通常どおりの手当ということで認識しておりましたが、合併当時の協議会の中で、やはりいきなり低くするというのも当然、不合理といいますか不公平、公平性が欠けますので、そういった部分で4,200円に合わせたというところとなっております。大変失礼しました。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 別に金額にこだわるわけではないんですが、それ以前はもっと、合併する前はそれ以下、約半額ぐらいで手当を支給していたと思うんです。

ただ、合併から今年で16年、今回は総務省から通知が来たとはいえ、手当に関して、費用弁償に関して見直しというのは、16年間、今年は除いても15年間の中で、改正しようという話は一度も持ち上がらなかったんですか、どうですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

手当に関しては、近隣の自治体ですとか県内の自治体、消防団等々で、それなりの情報共有はさせていただいております。そういった中で、これまで具体的な見直しというものは、そんなに極端にはなかったものですから、これまでどおりの状態、手当の支給ということでやってきた経過があると思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 ただいま課長言ったのはよく分かります。本当に他の自治体なんかは1,000円台でやっていますから、支給されない自治体もあります、中には1か所なんです。1,000円、1,800円、1,600円なんていう手当で活動している自治体も多くあるんで、金額云々はこれ以上は質問はしませんが、ただ言いたいのは、これを一緒にたに考えていいのかどうか、私もちょっと、これは全然別な問題だよということであれば指摘してください。

町長名で協議会とか委員会とか招集しますよね。何々協議会、懇談会でもいいです、何でもいいです。そういう町長名で一般町民を役場に招集して、そのときの日額ってお幾らですか、日額といいますか、日当といいますか。専門職は別ですよ、本当に一般の町民の方を招集した場合。

○室井嘉吉議長 若干休議して調べてもらうか。すぐ出る。

〔「出ません」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 通告いただいていたものから、資料を持ち合わせてございませんでした。これで、そのやっがないと審議が進まないということであれば、1回休んでいただいて、調べさせますが。

〔「お願いします」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 休議して調べてもらうということでもいいですね。5番議員。

○5番 室井英雄議員 はい、お願いします。

○室井嘉吉議長 そうということで、若干、ここで着座で休議してください。ほかさ出ないで。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○室井嘉吉議長 それでは、再開をいたします。

総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

南会津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、こちらの別表がありまして、こちらに日額報酬が掲載されております。概ね全てではありませんが、1日6,500円という報酬が多いものとなっております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 その基準ではどのように金額決められたんだか。それ分らないと、ちょっとね。どうでしょう。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

報酬等につきましては、南会津町特別職報酬等審議会というものを設置しまして、その中で報酬を決めます。その中での議論が、6,500円がどうなったかというのは、今のところは分かりませんが、その会議の中で決定するというものでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 消防団が特別職の非常勤だからって、特別扱いはしろとは言いません。片や机上で議論して、10分、20分出席していれば6,500円ですよ。ないんでしょう、規定は消防団みたく4時間以下半額の2,100円だと。

片やそういう支給をしておいて、それと照らし合わせたって、上げろとかじゃなくて、皆さんは消防団をどう考えているのかと。有事の際だけは、消防団の力で被害も最小限に収まりましたと口をそろえて言いますよ。でも、それが形に一つも表れてこない。

決して上げろなんて言っていません。だから、消防団が誰一人来ないでしょう、だから改定しないんですよ。これは安いと、こんな値段でやってられない、消防団なんて、誰一人も言いませんよ。それに甘んじて、15年、16年もこういう日当で来てしまったんです。だから、そういう強い使命感でやっているからですよ。

だから、今回は本当に通知が来て、聞くところによりますと、9月の補正で上げると聞きま

す。その9月の補正で上げるというのは間違いないですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

前回の一般質問のときも、英雄議員のほうからご質問ありましたとおり、9月議会を目安として条例を改正したいということの予定はしておりますが、ただ、消防団との協議きちんと調った上での条件がございますので、消防団本部ですとか消防本団会議を無視するわけにはいきませんので、十分な協議をした上で、9月の議会で提案をさせていただきたいというところとなっております。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 冒頭、消防団員の活動の重要性と、それに見合う報酬の支給というお話だったと思います。

私は日頃から、消防団員の方については、ボランティアといいながらも、本当に重要な役割を果たしていただいて、一朝有事の際には、仕事をなげうっても現場に駆けつけて対応していただいていると。我が町の消防団はすばらしいと思っています。ですから、今回の消防庁からの改定の通知があったときに、担当課のほうと話をし、なるべく早い段階で、これに沿う形で協議しましょうというようなお話をさせていただきました。

しかし、内容を詰めるに当たって、やはり消防団の幹部の方と調整をした上でないと、町が一気にやるわけにいかないというようなこともありましたので、ご指摘のように4,200円、6,500円からすれば、ずっと低いということがありますが、それは活動そのものがボランティアの延長だというようなところもあって、低い金額になっていると思います。

しかし、消防庁から一定の目安が示されましたので、それをクリアできるような形で早急に調整をして、必要な条例改正と、それから予算の提案をしたいと、このように考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 すみません、消防団のことになるとちょっと熱くなっちゃって、思い入れがあるもんですから、申し訳ございません。

①の現在の出勤及び金額は分かりました。②については、支給対象が自然災害の出勤と行方不明者、県外だと1万円、それを団員に支給すると。そこで県内者だったらば、やっぱそこはまだ、現行じゃないや……行方不明者における町民の……

○室井嘉吉議長 町内者の分にも支給することで検討しているということですか。先ほどの答弁は。

○5番 室井英雄議員 その検討は、どのぐらいのペースで消防団と協議されているんですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

議員も本部員のときには、月例会ということで、月1回会議をやられていた記憶はあると思います。その本部員の月例会議も、その都度その都度、こういう状況で進めております。そしてまた、本団会議にも、どういう状況、今まで進んでいるのか、庶務課の中でどういう協議がされているのかということも、逐一報告をさせていただいておりますので、そういった中での協議はきちんとやっております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 ③にもちょっとかかってしまうんですが、去年の4月ですよね通知が来たのは。約1年、毎月、本部員部長会議の中で協議していると。何が一番ネックになっているんですか。県内59でしたっけ、市町村ありますよね。大体66%、約7割の市町村が、今年の4月1日には改正しているわけなんですよ。できなかった一番のネックって何ですか、教えてください。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

様々な課題等、問題等がございますが、一つの例を取りましては、消防団員の年間報酬2万7,000円から3万6,500円にするということで、その差が9,500円ございます。それを例えば、班長、部長、そして副分団長、分団長、副団長、団長の年間の報酬に、どの程度の率で増額していくのかというのが調整をしているところでございまして、それを、ただいま議員おっしゃいました7割の自治体の推移を見ながら、今、各地域ごとの消防の庶務がおりますので、そういった中で協議を進めていきながら、本部員の月例会ですとか懇談会のほうに提示をしながら調整をしていくということで、多少なりとも、やっぱり時間がかかっているというのが現状でございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 消防団長の気質からいっただらば、今現在の消防団長、星慶一さんの気質からいっただら、団員に厚く、本部員なんか要らねえぐらいの気質ですよ、多分。そういう感じじゃないですか。簡単にぽんぽんぽんと、そんな難しいの。

要するに、本部員がネックになっているということなんですね、本部員をどうするかというのが。違います。だって、一律団員は決まっているんですから、一般団員ですよ、3万6,500

円、8,000円という金額が。一般団員じゃないでしょう本部員は。そこが一番のネックなんでしょう。課長、はっきり言ってくださいよ。

○室井嘉吉議長 住民課長、分かるように、丁寧にひとつ回答してください。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

特に本部員のせいではなくて、やはり18年に合併して以来、消防団、田島地域、それぞれ、館岩地域、伊南地域、南郷地域のそれぞれの地域性、消防団の地域性もございます。そういった中でのいろんな、先ほど言いました出動手当も、なかなか調整していく中で時間がかかったと思います。

そういった中でも、いろいろと調整しなきゃいけない、それぞれの地域ごとの事情もあると思いますので、そこは何年も先延ばしするわけではございません。9月の議会をめぐりに、それぞれの郡内の自治体の動向を見ながら、そして県内の消防団の動向を見ながら、きちんと推移を把握しながら改正をしていくというところがございますので、ご理解願いたいなというふうに思います。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 ただいま課長が、地域性と言いましたよね。それは南会津町全体でしょう、地域性。どうしても地域性と考えると、旧田島、旧伊南、南郷館岩と考えちゃうんですよ、普通は。その折り合いがうまくいかないの。だって、本団会議でもやっているでしょう。

あんまり質問するなという顔していますね、でしょう。そこの、やっぱり違うんですよね。分かります、それは。昔からそういうところありましたから、難しい面もあるとは思いますが。

かわいそうだから、これ以上は追及、この件についてはもう追及しないんで、十分、消防団員と協議、本団会議をくまなく、田島地区の意見ばかりじゃなくて、あちらの意見もよく吸い上げて、よろしく願いいたします。

④、これは一番難しい問題ですよ。先ほども言いましたが、7割の自治体は直接支給しますと、一応回答はしています。回答はしていますけれども、どんな方法でやるんだかというまでは、調べていないんで、やっぱり課長が先ほど言いましたように、よその動向を見ながらやっていくしかないんじゃないかなと。

ただ、通知では、年額報酬も費用弁償も全額個人に支給しなさいとなっている。そうなった場合、やっぱり課長も心配しているように部が成り立たない。部の維持管理、電気代、水道代は町で持っていますね。あとのほかのものについては部が持っているということなんで、全額やってしまうと部としては成り立たなくなってしまう、その点はどうお考えなんですか。ちょ

っとお聞きします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

個人が消防団員として報酬を受け取るのは当然でございます。個人の口座へ振り込むことは、国の指示ということで、適正と判断しておりますが、今後、個人支給を進めていくことには変わりはないんですが、団員同士の例えばコミュニケーションで、報酬や手当の一部を負担し合っていて対応しているのが、これまでの現状なのかなというふうに思っております。

こうした団の、例えば消防消耗品、軍手ですとかそういったものまで、いわゆる部の運営費をどこまで町が負担すべきなのかという課題もございます。非常に判断しにくいものだと思います。そういった、軍手1人当たり1年間に幾つ使うのかとか、そういう一つ一つ計算を出していくのか、あと定額的な交付金として与えるのか、様々な考えがあると思います。

そこはやっぱり、慎重に時間をかけて対応すべきものと考えておりますので、個人支給についてもちょっと時間をかけて、慎重に消防団員ですとか本部員、そして皆さんのご意見を聞きながら対応していくのがベストなのかなというふうには考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そうですね、答弁の中で、事務の煩雑さだとか円滑な支給といったようなことはそちらの問題であって、通知どおりに一人一人個人に支給されてしまうと、申したように、本当に部としての活動が成り立たないと。そこで別途、運営費なるものを支給すれば、これ大変な予算ですよ。これ本当に9月定例に間に合います。まだ協議も半ばだというふうにお伺いしていますし、果たして、あと正味、9月の入りには定例会始まりますから、その丸2か月でどうでしょう、まとまりますか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

年間報酬に関しては、9月議会をめぐりに対応するというところでございます。

今回の個人支給についての考え方、今ほどいろいろ、事務の煩雑化とかいう部分もございますので、そこは9月議会までというのではなくて、遅くとも今年度中にはその方針をきちんと決めて、そういった形で、個人支給に関しましては条例で定めるものでもございませんので、そういった部分は、もう少しお時間をいただきながら意見を聞きたいということで、先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、その辺は慎重に対応したいという考えでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そうですね、県内7割の自治体で実施していると言いましたけれども、そういうあります、年額だけは支給して、まだ報酬のほうは、費用弁償のほうはまだ決めていないとか、4月1日に改正していないという自治体もややあります。だから、そういうやり方もあるんで、一部でもいいんで、9月定例会に向けて努力されるようお願いいたします。

いいですよ、私だって、オブザーバーとして会議に参加しても問題はないと思うんで、そのときは、懐かしい顔も見たいんで、よろしくお願いします。

では、以上をもちまして、1の消防団関係は終わりたいと思います。

2の、これは本当に難しい問題なんで……中心市街地まちなか再生と課長はおっしゃいました。について、町として具体的なビジョンがあれば、お示してくださいよ。お願いします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

町のビジョンと申しますか、やっぱり地域に住む方が、この地域がどうあってほしいという住民の方の意見を反映させた計画にしたいというふうに思っております。

町長から答弁ありましたように、これまでのように町主導で進めては、同じ結果となってしまいますので、今回は、喜多方市の設計まちづくりテントさん、これ喜多方市でも同じような中心市街地の活性化について、国交省からも表彰されているような実績のあるコンサル会社でございますので、そういった方の力も借りながら、住民のアイデアを引き出して、計画としてまとめていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今、合同会社設計まちづくりテントというお名前が出たんで、もうちょっと具体的に。ほかの自治体で成功例があるんでしたらば、それもお示ししていただきたいと思いますが、どうですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

設計まちづくりテントさんの実績としては、把握しているのは、喜多方市の取組をされていたということしか把握してはございません。喜多方市以外のそういった実績については、申し訳ございませんが、把握してございません。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 私も、今年66になるんだけど、商工会に関わって四十何年になるわけ

だ。こういう形式で、経営コンサルタントだ何だ、肩書の立派な人を呼んできて、やってきて、あまり成功したためしがないんですよ。記憶にないんです。

それで、代表の高橋さん、大丈夫なの、大丈夫と言ったら、失礼、議長、今のは、すみません、何と言えればいいんですしたっけ。

○室井嘉吉議長 今の発言は取り消しますと。

○5番 室井英雄議員 訂正いたします、すみません。

課長はお会いになったんですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 懇談会の前にもお会いしておりますし、懇談会のときにも冒頭、挨拶とか委嘱状を交付させていただいて、あと、終わった後も懇親会等を開催して、具体的なお話等はさせていただいております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 課長の受けた印象はどのような、あるでしょう。私たちは多分、接する機会はないと思うんで、課長の正直な、あんまりきつくは言えないの、こっちから。どのように感じたか、人となりというか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

私も年齢等聞いてはおりませんが、恐らくというか、私の同級生の妹さんと同級生と言っていたので、40代だと思うんですが、女性の方で、女性ならではの視点だったり発想だったりという部分で、さらに、いろんなそういった、自分で会社を立ち上げる前も民間会社で働いて、そういった外部の目もございますし、そういった意味で今回、町長からも答弁ありましたように、委員の中にも、今までですと何とか会の会長さんとか、そういう充て職的なメンバーで検討してきた部分も強かったんですが、今回は若者とか女性にも入っていただいて、そういう同年代の方の声も反映させながら、そういった自分の経験とか知識に基づいて、新たな提案をしていただけるような人材だというふうに、私としては感じたところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 先日6月13日に第1回の懇談会が開かれたということで、どのような話合いがなされたのか、お聞かせできる範囲で結構ですので、内容をお聞かせください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

6月13日の第1回目の懇談会の際には、コンサルタントの設計まちづくりテントさんが事前に下見等して、町のこういった外部の方から見た目としての魅力、こういったものとかも活用できるんじゃないかという案をたたき台にしながら、参加された委員の方々から、もっとこういう魅力もあるよとか、あとは、こういうので困っているんだというような意見出しをしていただいて、じゃ、それを取りまとめて、次の懇談会でさらにもんだりしましょうというような意見出しの場であったというふうに聞いております。

○室井嘉吉議長 英雄議員に申し上げる、答弁者を課長に名指しをするというのは訂正してください。あくまでも町長に答弁を求めると、こういうことになりますから、そこは十分注意してください。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 先ほど、具体的なビジョンがあればお示してくださいということで、課長のほうから答弁がありましたけれども、多分考えは同じだと思うんですが、住民主導では、住民の意識が高まらなければ、本当に懇談会だけが盛り上がりつつも、やっぱり地域の住民とか、多くのそういう意識が高まらなければ、進めたくてもなかなか進められないと思うんですよ。

そこで、最終目標、途中のプロセスは置いておいて、最終的な目標、南会津町、上町・西町地区、まずはモデル事業としてやっていこうと。町全体でやるんだしたら、なかなか進まない話です。モデル地区をつくってやりましょうということなんで、そういうものを重ねていって、最終的な目標として、どのようなビジョンを持っているかお聞かせください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、今現在、南会津建設事務所で発注している鎌倉崎から松下に抜けるあそこの道路が、今現在の契約の工期でいいますと、12月までには完成するというようなお話で伺っております。多少工期が延びたにしても、今年度中にはあそこが通れるようになるのではないかと推測しております。

そうしますと、あちらのほうは、やはり田島バイパスに車の通り抜けがなくなってしまいますので、何とかやはり、まちの駅とか、きとねとか、交流館とかありますけれども、あちらのほうで一旦足を止めていただいて、中心市街地のほうに誘導するような、そういった魅力のある地域づくりにつなげていきたいというふうに思っております。

現在、南会津建設事務所でも、やはり上町のところが歩道がかなり狭いというようなことで、

モデル的に電柱を地中化させたいという計画を持っておりまして、町として計画をつくったならば、県としても電柱の地中化の計画をつくって、その工事をぜひやりたいと考えているんだということで、今回委員としても、町としては1人か2人というふうに考えていたんですが、委員としても3人交ぜてほしいと。さらに、オブザーバーにも所長さん自ら、そういった南会津建設事務所としても力を入れて実施していきたいので、オブザーバーとして私も交ぜてくださいというようなことで、建設事務所から2名のオブザーバー、合計5名の方が県からも入っています。

そういった意味で、県でも何とか、あそこの歩道が狭くて、今現在ですと、なかなかベンチとかもなく、皆さんが散策するにしても、そういったポケットパーク的なものとか、あとは電柱地中化すれば、そういったメンテナンスをする空き地のような場所とか、そういうのも必要になってきますので、候補となるような土地があるのかないかとか、その辺も調査しながら、具体的な計画を県でもつくっていくという話をしていますので、町のほうも、その計画策定のほうにもいろいろ意見出しをさせていただきながら、県と町と合同で整備するものは整備する、さらに地域住民の人、事業者の方々、こういったことがソフト的な部分で、だったら私たちはこういうことをするよというようなものを、ここ5年以内ぐらいにつくり上げていきたいなというふうに考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今、電柱の地中化というお話が出たんで、今、県で上町か西町地区の歩道を修理しようとしておりますが、それは同じ建設事務所ではないか、建設事務所ですよ。それはまた別個の話ですか。地中化って、どこからどこまでを計画されているのか、お分かりになれば教えてください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

私、電柱と言ったと思うんですが、申し訳ありません、電線の地中化ですね。申し訳ありません。

区間につきましては、具体的にどこからどこまでという話は正式には聞いておりませんが、特に上町地区の歩道部分が特に狭いので、狭い歩道の部分を中心に進めていきたいという話で伺っているという形でございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 電柱でしょう。電線、電線の地中化。

〔「電柱を取って地中に……」という者あり〕

○5番 室井英雄議員 電柱がなくなるということだべや。なくなるということですよ。

ただ、一言言っていたら、上町地区はまだいいんです。県の支給の助成地区に入りますから、電柱があっても。

西町地区なんです。西町地区、電柱があるおかげで、県から貸出ししているでしょう。除雪機が入らないんですよ、歩道の中に。あそこがいつも、あそこじゃない、合庁から来る四つ角、山盛りになっているでしょう。上町地区はきれいになっている。私たちも、子供の通学路になっていますからとって、西町地区まで出しゃばって、きれいにしたりするんです。

だから、そういう状況なんで、電柱地中化するんであれば西町地区から、どうせ、同じモデル地区内に入るんでしょから、進言してみません。そうすると、一石二鳥でしょう。冬は除雪機が入る、地中化で、本当に狭いですから。そういうのはどうですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

建設事務所のほうとの協議・調整の場は幾多ありますので、議員から今提案されたことも含めて、中心市街地の活性化の部分の事業遂行の部分と、あとは冬期間の住民の方の生活を守るための歩道除雪の部分、それがどういうふうに関連できるのか、一体的に電線の地中化のほうの中で、事業の規模と予算規模にもあると思いますので、機会を見て建設事務所のほうにお話を伝えたいと、このように思っています。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そのような形で、町長にはお骨折りしていただきたいなと思います。

今回対象地域を、やっぱりしようがないですね、地域資源という形にすれば、やっぱり上町・西町、そういうエリアを、地区を選ばなくてはいけなくなったということで、具体的に、上町地区はあります、石蔵、日本家屋という資源がありますけれども、西町にある資源というのは、合庁前の旧郡役所とかを考えておられるんですか。それじゃなくて、西町・上町一帯エリアを、鳴山城をも含めて、そういう構想でいるのか、そこら辺ちょっと。

鳴山という文字がどこにも出てこないんで、鳴山城跡どうしようかなというのは一言も出てこないんで、そこら辺をお聞きしたいなと思うんですが。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

このまちなか再生事業を推進する上でも、さらに石蔵と日本家屋の活用にしても、やはり鳴

山城であったり、郡役所であったり、丸山公園であったり、あとは、固有名詞を出して申し訳ありませんが、国権さんだったりとか、J I-MAMAさんとか飲食店とか、そういった事業所さんも上町には数多くございますので、そのピンポイント的な誘客だけではなくて、いろいろ散策したりしながら、そこを楽しめるような、そういったエリアとしての整備、そういったものが必要だろうというようなことで、上町と西町の一部というような表現とさせていただいたところでございます。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 了解いたしました。

今後のスケジュールということで、年度内には何らかの策定されて、報告書という形じゃなくて、年度内には結論を出す。でも、事業的には、5年ぐらいのやっぱり長期を見ていただかないと、なかなか実現はできないんじゃないかと。

5年はちょっと、私個人になりますけども、こんな体で生存しているかどうか分かりませんが、何とぞ本当、皆さんで協議を重ねながら、よりよいモデルケースといいますか、つくっていただければ、ほかの地区にも波及すると。ということは、絶対成功しなきゃいけないと、これは大変なプレッシャーだと思いますよ。

だから、そこら辺の意気込みを最後にお聞かせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

まちなか再生計画の今、策定ということで、住民の方、関係事業者の方と入って協議しているところです。これについては、今年度末までの計画策定に向けて、しっかり進めていきたいと思っております。

それから、その中で出てくる、いろんな提案だとかハード・ソフトの活用の予算、それから事業規模、そういったものが今後出そろってから、できるところから着実に進めていくというスタンスでございますので、担当課長、5年を目途にという話ししましたが、内容によってはもっとかかるかもしれないし、効果のあるところを見据えながら、できるところから着手していくというようなことで、目に見える形で、まちなか再生の中心市街地の活性化の部分を動かしていきたいと、このように思いますので、引き続きご支援いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 何か動きありましたら、またこういう場をお借りしまして、皆様のお考えを聞きたいと思っております。

以上で質問終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、5番、室井英雄君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

昼食休憩といたします。

なお、再開時間は午後1時とします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続きまして会議を開き、一般質問を行います。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○室井嘉吉議長 次に、7番、丸山陽子君の登壇を許します。

7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 議席番号7番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問いたします。

安心・安全なまちづくりについて伺います。

災害や事故は、いつ起きるか分かりません。そのためにも、先々の用心が大切です。町民の皆さんが安心して町なかを歩き、活動できるよう、安全対策を進めていくことが必要と考えます。

このことから、以下4点について、町の考えを伺います。

1点目は、横断歩道や方向指示線の白線の整備です。

現在、町なかの横断歩道や方向指示線が消えていたり、薄くなったりしています。歩行者が安心して横断できるよう、横断歩道、方向指示線などの白線の整備が必要と考えます。

2点目は、歩道の整備です。

昨年も質問させていただきましたが、歩道の傷みが多く、シルバーカーを押す高齢者や障害のある方、通学児童の皆さんの障害になっています。早急な歩道の整備が必要と考えます。

3点目は、トンネルの照明についてです。

駒止トンネル内の照明を明るくしてほしいとの声は、今までも多くありました。高齢者や目に障害を持つ方にとって、明るいところ所から暗いところへの目の調整は大変です。特に駒止トンネル内は暗いと感じます。明るさの強度調整をしてはと考えます。

4点目は、点字ブロックや誘導ブロックの整備についてです。

目の不自由な方にとって、外出することは危険が常につきまといます。点字ブロックや誘導ブロックは安心の道しるべです。安全対策の充実に向け、点字ブロックや誘導ブロックの整備をしていくべきと考えます。

以上で壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 7番、丸山陽子議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、安全・安心なまちづくりに関する1点目、歩行者が安心して横断できるよう、横断歩道、方向指示線などの白線の整備についてとのおただしがありました。横断歩道や一時停止などの規制に関するものは公安委員会、センターラインや路側帯など規制に関するもの以外、これについては、県や町などの道路管理者が設置することになっております。

町が管理する町道におきましては、線の劣化状況や通行量などを考慮し、白線の維持管理を行っているところでございます。具体的な危険箇所等をお知らせいただければ、現地を確認した上で整備の検討を行いますし、県や公安委員会が設置すべき箇所であれば、速やかに設置者に対し要望を行ってまいりたいと思います。

次に、2点目、歩道の傷みが多く、シルバーカーを押す高齢者や障害のある方、通学児童の皆さんの障害になっていきますので、早急な歩道の整備を行うべきではないかとおただしを受けました。

既設の町道につきましては、道路パトロールを行い、傷んでいる箇所については、速やかに修繕を行っているところでございます。また、国道及び県道の歩道につきましては、支障がある箇所を道路管理者に対し、修繕の要望をしてまいります。

なお、国道121号沿いの町なかの歩道につきましては、道路管理者である福島県が今年度、設計を発注しているとお伺いいたします。

次に、3点目、高齢者や目に障害を持つ方にとって、明るいところから暗いところへの調整は大変であり、特に駒止トンネルは暗いと感じますので、トンネル内の明るさを強くできないかとおただしをいただきました。

駒止トンネルの照明につきましては、照明を明るくしていただくよう、町から県に対し要望を行い、令和3年度に照明の改修工事を実施していただきました。トンネル内の明るさの設定に関しては、国土交通省がトンネル照明の省電力化及び維持管理の低減を目標にガイドラインを示しており、駒止トンネルにつきましては、設計速度が40キロメートルとなっていることから、その基準を満たす改修工事が行われたものと聞いております。しかし、照明の改修工事実施後も、暗いとの意見がありましたので、今年度は、トンネル内の壁面洗浄を実施していただいているところでございます。

昨年度実施した照明につきましては、明るさの調整を行うことができないものでございますので、今後も壁面の洗浄等、トンネル内の維持管理により視認性を高めてまいりたいと聞いておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目、安全対策の実施に向け、点字ブロックや誘導ブロックの整備についてとのおただしを受けました。

現在、会津田島駅周辺や御蔵入交流館周辺など、一部の箇所しか点字ブロックは設置されておりません。点字ブロックは、目の不自由な方にとって大変重要な設備であるというふうに認識をしておりますが、本町は積雪寒冷地であり、除雪車が入る場所に点字ブロックを設置してもすぐに壊れることから、設置できる場所が限られているものと認識しております。設置場所にも制約があることから、福祉サービスなどのソフト部分と併せながら、安心して生活が送れる環境を整えてまいりたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、横断歩道や方向指示線については、管轄が違うところもあり、本当にいろいろな方面から見ていかなければならないということは分かりますが、今回、横断歩道の指示線については、子供を学校に通わせているお母さんのほうから、町内の横断歩道がはっきりしていないということで、子供が横断するときにとっても心配なんですという声をいただいたので、今回このような質問をさせていただいているんですけれども、本当に子供たちが安全に渡る、また高齢者の人も、すぐには渡り切れないのでゆっくり渡ったりするのも、本当に横断歩道がはっきりすることで、ドライバーの皆さんの横断歩道の発見にもつながるというふうに思っております。

とても大切な安全で安心なゾーンということで、子供たちも高齢者の皆さんも、私たちがそうですけれども、横断歩道を利用して、信号のないところは渡っていくというところでもあると思います。そういう意味で、横断歩道が消えている箇所を見てきていただいているでしょうか。

私、この町民の方のお母さんからいただいた声で、町内の横断歩道をずっと回らせていただきましたけれども、本当に消えているところが多く見受けられました。そういう意味で、管轄は違うかもしれないんですけれども、道路を渡る、ここの町に住んでいる私たちにとって、とても、どこどこの道路だからとか、どこどこの道路だとか、そういうことを思って道路を渡ってという人たちはいないと思うんですね。その道路がどこで管轄なのかというのを考えて、こういう声を寄せている方はいらっしゃいませんので、そういう意味で、皆さんが気づかれていますと思うんです、横断歩道が消えているとか、そういうのも町の方々は見ていらっしゃると思いますけれども、そういう意味で、町として、そういう道路があることに対して、関係部署にそういう声を上げているでしょうか、お聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今年は特に除雪の回数も多かったことから、やっぱり春は白線、一般的に横断歩道も含めて、かなり削られたのかなというふうに感じているところでございます。

全てが全て、ちょっとチェックをしているところではないんですが、南会津町で通学路の安全推進会議ということで、道路管理者であつたり警察署、さらにはPTA、小学校の先生方とか、そういったところで、通学路の安全点検を定期的を実施しております。そういった際には、安全性の部分、横断歩道に限らず、見通しが悪いですとか、そういったことをご意見いただきながら、ハード的な部分、ソフト的な部分を対応しているところでございます。

今回、横断歩道ということでご指摘いただきましたので、公安委員会のほうにさらにちょっと、危険性のあるところにつきましては直接改善を求めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当に、このお母さんから寄せられた言葉の中に、もう一つあったんですけれども、子供が1年生へ上がるときに、必ず横断歩道を渡って向こう側に行くんだよというふうに教えたそうです。でも、本当にその道路が歩道が消えていた場合、子供たちにとつ

て安全だというふうに思えなくなってきてしまっているのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、しっかりと町として、管轄的にいろんなところと関係性を持たなければいけないかもしれませんが、ぜひ安全・安心で、子供たちもそうですし、高齢者の皆さんもそうですし、ドライバーの皆さんも、しっかりと歩道があるなということを気づかれるような、そういう心配りをしっかりしていただきたいというふうに期待したいと思います。ぜひこれは町として、関係部署にぜひ声を出していただきたいなというふうに思っています。

また、除雪の関係で、南会津町は本当にいろんなものが消えてしまうというか、雪が多いためになるかもしれませんが、4月の雪解けで子供たちが新たに学校に通うというときに、横断歩道だけでもしっかりときれいに整備するということではできないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

横断歩道につきましては、先ほどの答弁のとおり、公安委員会のほうになっておりますので、4月早々にできるかどうかというのは、ちょっと町のほうで今、回答ちょっと難しいところがございますので、なお、そういった要望が、早めにといいますか、年度当初にできれば整備いただきたいということでご要望ありましたということでの伝えることは可能かと思っておりますので、そういった対応でご了解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも少し答弁をさせていただきたいと思います。

町の建設課に、道路パトを中心とした会計年度任用職員おりますので、今、保護者の方からそういうふうな懸念があるということのお話をいただきました。やはり安全・安心の確保という意味で、点検項目の中にそういったものを加えて、町が管理するものであれば、町が必要な予算づけをする、それから、それぞれの管理者の方が所管する部分であれば、必要なときに、なるべく早い機会にやっていただくような要請をするということで、福島県にも多分、道路管理のパトロールの方がいらっしゃると思いますので、なお、改めて議員からお話があったことについては、共有課題として問題提起したいと思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ早急な対応をしていただくことを望みたいと思います。

では、次に、歩道の整備について伺います。

先ほど、歩道の整備については、予算を立てられて整備をしていくということで、121号線についてはやっていただけるということでしたが、私も昨年質問いたしまして、本当に歩道を

歩っている方々が大変だったということもありまして、改めて今回質問させていただいたのは、なぜかといいますと、私の前の前を走っていた車の横を小学生が自転車に乗って歩道を走っていたんですけれども、ガタガタガタといった途端に倒れたんですね、転んだというか。それを見たときに、道路側に倒れなかったことが本当に救いだっただなというふうに思った瞬間で、本当にひやりとしたものですから、本当にこういう意味では、歩道の整備はとても大事なんじゃないかなというふうに思いました。

これについて、ぜひ121号線については、整備がなされるということで今伺いましたけれども、いつ頃から整備が始まるのか教えていただけますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今は測量設計の段階ということでお聞きをしております、7月31日が一応設計の工期というふうにお聞きしておりますが、先ほどの一般質問の中で、町なかの整備といいいますか、ソフト事業の、5番議員からありました質問の中と同じように、そういった意見を踏まえた設計にしたいということでお聞きをしております、少し工期が延びるというふうにお聞きしております。ですので、今現在、その設計の工期がいつになるかは、ちょっとまだ決まっておりません、工事の場合によっては、冬の工事になるとちょっとあれなので、年明けになるかもしれないということをお聞きをしているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 これにつきましても、ぜひ早急な取組をしていただくよう、関係機関に呼びかけていただきたいというふうに思います。

では、次に、3点目、駒止トンネルの照明についてですけれども、私も、前から比べると、大分明るくなったなというふうには思われました。側面の掃除もされていまして、照明もLEDに変えられたというお話も伺いました。

しかし、トンネルの中は、どうにか目が慣れてくるので大丈夫なんですけれども、トンネルに入る瞬間の、田島から入るときと南郷側から入るときの照明の感覚が全然違うんですけれども、そういう経験をされた方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 すみません。私が入った瞬間で、田島側から入ると、本当に一瞬すご

い暗くなって、前が見えなくなるときがあるんです。でも、だんだん慣れてくると、どうにか運転はできるんですね。側面も掃除されているので、清掃されているので、きれいなんですけれども、きっと南郷側から来ると、スノーシェッドが少しずっとあってからなので、その感覚に慣れてきて、南郷側からだど、どうにかこうにか大丈夫なのかなというふうに、自分としても考えたんですけれども、できましたら、一瞬入った瞬間、向こうから入口のところで擦れ違おうと、本当に相手の車が見えなかったりすることがあります。これは私だけでなく、体験された方からこのお話もいただきましたので、ぜひ、トンネル内の清掃は側面はしているということなんですけれども、もっとライトが当たって明るくなるパネルを貼るという検討をしていたらなというふうに思うんですけれども、これもやはり県のほうになるのかもしれませんが、皆さんのご意見もお聞きしたいなと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今現状の整備につきましては、先ほど町長答弁ありましたとおりでございまして、田島側はピンポイントに、そこが危険だということで今ご指摘いただきましたので、そういった声があったということはお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 少しでも明るくすることで、事故も未然に防げるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ安全のためにも、整備をしていっていただくよう要望していただきたいなというふうに思います。

では、4点目の質問に移ります。

町内で点字ブロックや誘導ブロックは一部にしかないということなんですけれども、踏切にはありますでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

すみません、今ちょっと、記憶の中ではありますが、踏切内にはなかったと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 町内は、まだまだ少ないなというふうに感じました。私もこの話をいただいてから、ちょっと回らせていただきましたが、本当にまだまだ点字ブロックと誘導ブロ

ックの設置はされていないところが多いなというふうに感じました。

視覚障害がある方にとって、点字ブロックというのはすごく大事なことだなというふうに思ったのは、踏切で立ち位置が分からなくて事故が起きたというところの地域が、県外ですけれどもありました。特に目に障害のある方にとって、やっぱり道路を渡るときとか、また、そういう踏切だったり、自分がどこに立っていいのか分からなっていく、そういうふうなことがないように、ぜひ私は、踏切のところだけでもしっかりと設置をしていってほしいなというふうに思っているんですが、それについて、要望というか、そういうのはできますでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

点字ブロックも、できればいろんなところがあれば、確かに住みやすいまちづくりにつながるというふうに思っております。ただ、先ほどのとおり、除雪に影響があったりしますと、せっかく造っても、すぐに壊れてしまうような状況にもありますので、設置できるかどうかも踏まえて、そこは少し現場のほうを確認させていただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 南会津町は、本当に雪が弊害になるという回答が多いんですけれども、本当に点字ブロックとか、そういうものについては、除雪で壊れてしまったりすること多いのかもしれない。

でも、本当に目の不自由な方にとって、外に出ることがとても心配だったり、不安だったりするわけですね。そういう意味では、壊れるかもしれませんが、すぐにやっぱり整備をしてあげるとか、そういうのがやっぱり一つ一つの思いやりにつながってくる、温かいまちづくりになるのではないかなというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

設置されていると、確かに温かいまちづくりにはつながるというふうに私も認識しております。ただ、先ほどのとおり、踏切だけ造っても、なかなか効果というんですかね、全体の効果がなかなか見えにくいというところもございますので、先ほど町長答弁ありましたとおり、ソフト事業などと抱き合わせをしながら、そういったサービスの向上につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当に今回の質問については、各関係部署が様々関わってくると思いますので、皆さんのほうから要望していただくのが多くなると思いますけれども、ぜひ町民の安心・安全に向けての一つ一つの、駄目なところというんですかね、直さなければならぬところをしっかりと見ていただいて、それをやっぱり関係機関に訴え続けていただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、7番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 優 議員

○室井嘉吉議長 次に、4番、渡部優君の登壇を許します。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 通告に従いまして、一般質問を開始いたします。

今回は4点について伺いますが、8年ぶりということで大分緊張してしまっていて、言葉が出ないときもあろうかと思いますが、ご容赦願いたいというふうに思います。

まず、4点の質問のベースにあるものを申し上げたいと思います。

人口減をどうするか、これが大きな命題としてありまして、そこにつながるものとしての4点の質問だということで、ご了解をいただきたいというふうに思います。

まず、4点を紹介しなくちゃいけないのかな。障害者福祉政策について、それから、南会津町公共施設等個別施設計画策定について、それから、博物館等含め旧山村道場エリアについてとありますが、旧は要らないそうです。カットしてください、すみません。4点目、管内道路行政について、この4点について伺います。

まず、最初の障害者福祉政策についてであります。皆さんご存じのように、障害者に関する法律というのは、平成5年度でしたっけ、障害者基本法ができて、17年度に障害者自立支援法ができて、その後、総合支援法に変わったという形になっているわけですが、障害者の3つの身体、それから知的・精神障害者を一元化したのが障害者支援法だというふうに承知していますが、その辺のところ、承知していただいて、質問にかかりたいと思います。

①障害者総合支援法における地域生活支援事業の本町の取組状況はということで、数点、地域生活支援事業ということで、総合支援法に基づいて初めて出た町村、それから県の自治体が行うべき生活支援事業ということで明示されております。本町における取組状況ということで、お伺いしたいと思います。

それから、②障害者差別解消法における本町の取組はということで、差別解消法ができて、今年で6年目になろうかというふうに思うんですけども、これはどういうふうなことでできたかという、障害者の政策のほうが介護保険法、介護に関わるということで統合されるということで、そこに不安を感じて、障害者がどうすべきかということで不安を感じて請願が出て、できた法律であります。

本町における解消法、一度改正されて、プラスアルファのものも出てきていますけれども、その辺のことも、もしかしたら答弁で出てくるのかなというふうに思います。

それから、3番目、これは本当に、先般法律が通ったものですが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法ということで、障害者情報アクセス法ということで、法案として成立しました。これを受けて、本町は今後どんな取組をするのかということで、先ほどの7番議員の④に関する答えも、それに対応する答えにもなるのかというふうにも思いますけれども、考えをお聞きしたいと思います。

それから、2番目の南会津町公共施設等個別施設計画策定についてということで、2019年だと思うんですけども、令和元年に出ているということで、議会にも説明してあるというふうには聞いていますけれども、私、先般改選のときに当選したものですから、詳しく分からないということもありまして、令和元年の時点というふうに内容として書いてあります。どの時点でローリング、見直しですね、中長期政策においては必ずローリングが行われるというふうに承知しているわけですが、どの時点で見直しをするのかということであります。

②、これが主とする質問ではありますが、祇園会館が令和8年度での廃止とあるが、私思うには、田島地区での唯一無二の施設と考える。新町長の考えをお聞きしたということであります。これは11番議員も自らの視点で提案をしておりますが、違った視点で質問をしたいというふうに思います。

それから、3番目……

○室井嘉吉議長 1の④抜けたぞ。

○4番 渡部 優議員 ごめんなさい、すみませんでした。④抜けましたね。一番大事なところですよ。私の公約でもあります。すみません、もとい。

障害情報アクセス法成立の附帯決議の手話言語法の検討を受けて、本町では手話言語条例を早期に制定する考えはあるか。これは、国連でも決議されて、言語とみなそうということで、国会でもそうだということで、言語として認めようということで決議されております。

先般、皆さんご存じだと思いますが、東京都でも全議員が提案者となって成立されております。全会一致です。これはまさしく、首長が目指す活力あるまちづくりの手段の一つであろうというふうに思います。考えをお聞きします。

すみません、飛びました。3になります。

博物館等を含め、旧をのけた山村道場エリアについてということで、現場も見て、多くの方のあそこで働く方々、または集落の方々の意見をお聞きし、また荒海エリアの方々も意見をお聞きしましたところ、やはりこのエリアの一体的な活用が見られない。今後のありようについてどう考えているか、町長に伺いたい。

十分に資源を、難しい表現でいうと、有機的な結合がないというような方もいらっしゃいましたけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

4番、管内道路行政について。

これは、7番議員と重なる部分もあろうかというふうに思いますが、特に管内を通る国道の状況ということで、県が管理していると、それは承知しています。その改良・修繕計画に町にどう関わっているのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、②、これは私の公約でもありますけれども、県道黒磯田島線改良と全線開通へのこれまでの町の取組と状況、現状はということで、先般委員会のほうで詳しくは聞きましたけれども、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

前町長が相手方というか、市町村と結構うまくいっていたとあって、いいところまでいっているんだというような話も聞きましたので、ぜひこぎ着けたいなど。また、新町長の公約にも載っかっていますので、ぜひその辺の取組と現状お聞きしたいというふうに思います。

以上、檀のほうからは質問終わりますけれども、時間のある限り、質問席で伺いたいというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 4番、渡部優議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、障害者福祉政策に関する1点目、障害者総合支援法における地域生活支援事業の本町の取組状況はとのおただしでございましたが、町では、障害のある方が日常生活を営むこと

ができるよう、様々な事業を展開しているところでございます。

具体的には、聴覚障害のある方へ手話通訳者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図る意思疎通支援事業、視覚障害などにより単独では外出が難しい方へホームヘルパーを派遣し、外出の支援を行う移動支援事業、自宅でお風呂には入浴できない方、このような方に対する入浴支援を行う訪問入浴サービス事業、日常生活に必要な福祉用具を給付する日常生活給付事業、判断能力が不十分な障害者の財産や権利を守る成年後見制度の利用に係る費用の一部を助成する成年後見制度利用支援事業など、障害を持った方を支える幅広い支援に努めているというふうに考えております。

2点目、障害者差別解消法における本町の取組状況はとのおただしでございます。

障害のある方もない方も共に暮らせる社会を目指すために施行されたこの法律は、障害を理由とした不当な差別的な取扱いを禁止し、また、障害のある方へ合理的な配慮の提供を求めるものであるというふうに理解をしております。

本町での具体的な取組としては、不当な差別的取扱いを受けた障害者から訴えがあった場合、その実態を調査した後、本法律の説明と理解を得るよう、個別に対応することとしております。

また、合理的配慮の一つとして、例えば役場窓口業務を取り上げますと、ゆっくり分かりやすい言葉を選んで説明することや、筆談や代筆を行うなど、障害の種類や特性に応じた対応をしているところでございます。

3点目、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、障害者情報アクセス法と言われるものでございますが、成立しております。本町では、どんな取組をするのかとおただしでございますが、障害のある方が十分な情報を容易に取得できることや円滑に意思疎通が図れることが重要であることから、この法律は令和4年5月25日に施行されております。

今後町として、状況を把握しながら、どのような取組ができるのか検討していくというような段階であることで、今進んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4点目、障害者情報アクセス法成立の附帯決議にある手話言語法の検討を受けて、本町では手話言語条例を早期に制定する考えはあるかとおただしでございます。

現時点で、早期の条例制定というような動きはございませんが、既に制定している自治体の情報収集、それから、手話言語条例の制定の目的、制定後の効果などを検証し、本町の対応を定めていきたいと、このように思っております。

次に、南会津町公共施設等個別施設計画に関する1点目、令和元年度の内容とあるが、その後、どの時点でローリング（見直し）をするのかとおただしでございますが、令和元年度策

定の個別施設計画は、上位計画である公共施設等総合管理計画に基づく40年の計画期間を4期に分けて、各期における施設の方向性を方針として示す計画で、10年ごとの見直しを予定しております。現行の1期目、これは令和8年度までで、2期目は令和18年度までとなっております。

なお、上位計画の変更や施設ごとの方針等に変化が生じれば、その都度、個別計画に反映してまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目、祇園会館が令和8年度での廃止とあるが、田島地区で唯一無二の施設と考える、新町長の考えはとのおただしでございます。

議員おただしのとおり、会津田島祇園会館は、子供歌舞伎を上演する大屋台や豪華けんらんな七行器行列の様子を通年で紹介できる展示施設として建設され、本町ならではの特徴的な施設であると認識しております。しかしながら、公共施設等個別施設計画策定時の試算においても、年間の維持管理経費に約1,400万円、空調設備や照明、屋根や外観の塗装といった修繕が必要になっており、これらに対して、約5,100万円が見込まれるというような試算もございました。

動かなくなってしまったロボットやジオラマの修理が困難であるというようなこと、これらを踏まえて、やはり来場される方からも苦情が寄せられるというふうに承知しております。

また、国道121号沿いに4つの屋台格納庫が展示され、本物の屋台を通年で見る環境が整うなど、当初の目的が達成されたことから、今後は中心市街地の活性化と併せて、現在祇園会館が担っている役割を廃止後にどのように果たしていくのかについて、関係する方々と協議しながら検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、3点目、博物館等を含め、山村道場エリアの一体的な活用が図られていないが、今後のありようをどう考えているかとおただしでございます。

奥会津博物館、会津山村道場とその周辺エリアは、観光施設・文化施設として、それぞれの目的を持って設置されましたが、利用者が減少傾向にあるなど、施設の在り方が課題となっております。

そのため、町では、所管課を超えて現在の課題を共有し、一体的な活用を含め、横断的・総合的に今後の方向性を検討するため、平成30年に会津山村道場と周辺施設の利活用検討プロジェクトチーム、こういったものを設置し、議論を重ねた経過がございます。

プロジェクトチームでの検討結果といたしましては、両施設の設置目的、片方は文化財の保護・保全、それから、片方は集客を図る利用施設ということで、設置目的や客層が全く違うと

ということから、一体的に活用するには無理があるのではないかというような結論に至った経過がございます。

しかし、その後、奥会津博物館においては、藍染技術伝承のために地域おこし協力隊を受け入れ、現在、保存会や古今地区の方々のご協力を得て、藍染文化の伝承に取り組んでいる中で、団体客から個人客まで幅広く受入れができるようになってきております。

一方、会津山村道場においては、コロナ禍の影響により、キャンプなどアウトドアの需要が高まっていると、このように認識しております。

以前の状況からは、現在の環境変化しているというふうに認識しておりまして、奥会津博物館や山村道場との連携、さらには近隣にある自然資源等の活用を踏まえ、効果的な利活用につなげられないか、改めて検討したいと考えております。

次に、管内道路行政に関する1点目、管内を通る国道は県が管理しているが、その改良・修繕計画に町はどう関わっているのかとのおただしであります。管内の国・県道等の改良や整備に関しては、沿線自治体で構成する期成同盟会の総会で、各年度における事業概要の説明を受け、意見交換や現地調査、さらには改良・整備への要望活動等を通して、進捗状況の把握に努めているところでございます。

また、例年6月頃に、町から県に対して改良箇所の要望を提出というような場面がございますので、現地調査の上、それらについては、方針について回答いただいているところでございます。

なお、改良整備に当たり、協議や調整が必要になった場合は、情報共有に努めながら対応しているというふうにお伺いしております。

次に、2点目、県道黒磯田島線と全線開通へのこれまでの町の取組と現状はとのおただしでございますが、町の取組といたしましては、那須塩原市と構成する期成同盟会を通じて、栃木・福島両県に対し、バイパスや県境のトンネル化による不通区間の解消を要望してまいりました。また、期成同盟会の顧問に、地元選出県議会議員をはじめ国会議員をお迎えし、本路線の状況は国にも届いているというふうに思っております。

本路線の現状といたしましては、近年の度重なる豪雨等の影響による土砂崩れなどで、依然として通行不能区間が長期にわたり続いており、現在も全線開通への見通しは立っておりません。

町といたしましても、引き続き関係機関と連携を密にしながら、全線開通に向けて、粘り強い活動に取り組んでまいりたいと思います。

議員も選挙公約の中に、黒磯田島線の開通というものを挙げられているのは承知しております。私もこの道路については、新たな幹線道路という形で、地域の物流、交流、観光誘客等含めて、非常に重要な路線であるというふうに認識しておりますので、先ほど那須塩原市長との関係性も問われましたが、引き続き良好な関係性を築いて、議員の皆さんと一緒に力を合わせて、一日でも早い実現に向けて頑張っていきたいと、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁をいただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 再質問席から質問させていただきます。

1番目の障害者福祉政策についてであります。①の地域生活支援事業ということで、4年前くらいにも質問しているんですよ、実は。

それで、町村が行う必須事項というのは承知していると思うんですけども、やりなさいというふうなことで承知していると思うんですけども、その中の意思疎通支援事業ということで、手話奉仕員の養成ということで、必須事項としてあるわけですけども、これ、これまで行われた経過はございますでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

おただしの意思疎通支援事業につきましては、令和2年度までは実績がなかったんですが、令和3年度、利用者が1人ございました。一般社団法人福島県聴覚者協会に委託をして、事業を展開しているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 答えがミスマッチしたんですけども、答弁が。

手話奉仕員の養成というのは、これまであったのでしょうかという質問だったんですが。

○室井嘉吉議長 ヨウセイって……

○4番 渡部 優議員 「養成」です。つくり上げるという意味です。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

意思疎通支援事業につきましては、当町は手話通訳者の派遣事業のみを行っておりまして、養成事業というのは行ってございません。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 障害者総合支援法か、自立支援法だ、最初はね、における地域支援事業の必要事項ということで、手話奉仕員の養成と、養成というのは頼むんじゃないで、つくり上げるという、「養成」なんですけれども、そういうふうな項目があるかというふうに思うんですけれども、これまでされていましてでしょうかという質問なんですけれども。なかったらなかったでいいです。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

繰り返しの答弁になりますが、これまでは取り組んでおりません。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 国で示した市町村が行うもの、それから県が行うもの、県はレベルの高い手話奉仕員の派遣なんていうのがあるんですけれども、こういった国が定めた内容でしっかりやっていくということになれば、間違いなくというか、想像なのも分かりませんが、地方交付税に多分波及すると思うんだよね。国が定めたことをやりなさい、やりません、マイナス、係数が変わってくるというふうに私は思っているんですね。

だから、町の小遣い稼ぎという表現は悪いですけれども、しっかりやはり必須科目やりなさいというふうなことは、ある程度計画を立ててやっていくという姿勢が必要じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 法律に定められて、国のほうから市町村に対する義務が課されるということであれば、やっぱりそこは改めて、足りない部分は今後補っていくというふうな対応が必要かと思います。

我々もちょっと、中身がよく精査されていない部分があるかと思いますので、情報ありましたら、いろいろ教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 ②の差別解消法なんですけども、先ほど申し上げたように6年目になるわけですね。改正が行われて、合理的配慮の義務化を民間企業まで広げたわけですね。そして、そういった啓発事業をされているのかということと、合理的配慮の中身について実施されたのかと、これまで本町は。伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

障害者差別解消法の合理的な配慮の取扱いについてというおただしかと思うんですが、本人の申出の際に、合理的配慮で対応しなくちゃいけないという法律かと思っっているんですが、特におただしの本町での取組という面では、現時点では各企業、義務化されたというおただしでございましたが、そういったことに関する周知は今のところは行っておりません。

町長答弁にもありましたとおり、町の対応といたしましては、そういった方が、障害者の方がいらっしゃったときに、窓口でその方に合った、考えられる対応として、合理的配慮、できることを、今のところ取り組んでいるという内容でございます。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 聴覚障害者に対する緊急通報の講習会がありましたよね、去年でしたっけ、おとしだか、ちょっと忘れちゃったけれども、そういうときに、消防署でやったわけですけども、まず最初に、町のケアがなかったということです。サークルのほうで3人、4人行って対応したと。消防署の方々には喜ばれましたけれども、なかなか意思が通じないということで喜ばれました。

そういった合理的配慮に欠けていたのかなと、当時思いましたね、はっきり言って。相談を受けなかったらやらなかったというんじゃなくて、これは合理的配慮の義務化ですから、やっぱり、この事例というのは内閣府のホームページにびっちり載っていますから、参照してください。どういうことを言っているのか、よく分かります。ぜひ参照して、これから対応していただきたいというふうに、これ要望で終わっていい結構です。

それから、情報アクセスですけども、これは本当に新しい法案で、これから検討していくと、それで結構だと思います。

ただ、これまでの流れの中で、やはり障害者に対する、当初は物理的なケアというか、バリアフリーというふうな考え方で進んできたわけですけども、今後多分、精神的なものとか、自立する、アイデンティティーを確保するとか、そういった、ソフトと言っていいか分かりませんが、そういった、最終的には健常者も障害者も同じように豊かな生活をできるんだという社会をつくり上げるんだという、その考え方に近づこうというものだというふうに思いますけども、この法律も最終的には、情報の差別化をなくそうということで作られたもので、これもやっぱり請願によってつくられた法案であるというふうに承知していますけれども、ぜひ担当課のほうでも研究をなさって、どういった場面なのかと、どういったことを具体的にやればいいのかとか、検討していただきたいと思いますね。

今回、健康福祉課に社会福祉士、新採用されましたよね。大変私は、これまでにないような形かなと思って期待をしています。ぜひ現場に出かけさせて、現場のしっかり体験をしていただいて、より相談相手になってくれるようお願いしたいというふうに思いますけれども、今、役所に入っちゃうと、事務ワークがほとんどになってしまうということで、実際の社会福祉士の仕事として精通しないんだというふうな話も、ほかの町村から聞いています。ですから、ぜひ現場対応、相談事業がほとんどで、障害者や類する方々の生活支援をするんだと、具体的に計画を立ててあげるんだというふうな、そういう姿にぜひ育ててほしいなど、これも要望ですね。

先般の、こんなこと言っているんだか分からないですけれども、個人情報になるのか分からないですけれども、広報に載ったからいいか、精神福祉士でしたっけ、精神福祉士というのかな、の方の女性もいらっしゃるということで、会津にはいないんですよね、公の機関にはね。県にもいない、会津保健事務所にもいない。そういった方が当町にいるんだなど、お嫁さんになっていらっしゃるみたいですね、広報に載ってましたので、これも心強いなというふうに思います。

そういった方も人材的にいらっしゃいますので、ぜひそういった方のご意見も伺ったりして、障害者対応の政策に生かしていただきたいなというふうに思います。

これは、要望ばかりで終わってしまいますね。

〔「一度答弁させていただけますか」と言う者あり〕

○4番 渡部 優議員 そうですね。ぜひ町長に、お考えお聞かせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今ほど人材のお話をいただきました。社会福祉士ということで採用した職員いるんですが、採用枠は一般の大卒程度の採用ということだもんですから、専門職として募集して採用したのではないということで、今、たまたま健康福祉課配属にしましたが、そのほうが戦力になるかなと思って配属しましたが、こういったものの人材の育成は当然やっていかなくちゃいけないと、このように思っております。

それから、精神福祉の専門家の配置についても、やっぱり子育て支援業務、このところの相談が専門的な内容まで及んでいるということから、こちらは会計年度任用職員として、その資格を有する者の募集をして確保しました。ですから、その方はずっとその部署にいていただけますので、いろんな事案に対処していただいて、障害福祉、それから児童福祉の向上につなげていきたいと、このように考えております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 なかなか、前にもいい人材がいて、町に紹介した経過があつて、ほかの町村に行ってしまったみたいな事例もあったもんですから、ぜひいい人材、大事なんで、なかなか小さい自治体で、町長がおっしゃったように、専門職として採るとするのが難しいというのも分かりますけれども、せっかく勉強していただいて、資格を取ってきたわけですから、ぜひその道を生かしていただいて、町のほうで生かしていただきたいというふうに思います。

それから、まだ④番があるんだね、手話言語条例であります、確かに早急に制定する考えは、今のところないというふうなご返事かなと、単純に言えばね。それいろいろ成立の仕方がありますが、町長がやっぱり目指す夢と希望と活力に満ちた南会津の実現ということを考えれば、やはりその非常に大きなものになるかなというふうに思うんです。

ですから、町長というか、執行部提案で整理すれば一番いいのかなと私は思ったもんですから、早期にという表現をさせていただいたわけ。議員提案でも委員会提案でもできないことはない、確かに、そっちのほうの方が早いのもかもしれない。しかしながら、町長の意向として、こういう町をつくるんだというふうな意向があれば、もしかしたら執行部のほうで早く考えていただけるのかなというふうに思った次第であります。どうでしょうか、もう一度。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員からこの質問いただくまで、正直庁舎内で、手話言語条例の制定について議論されたことはなかったというふうに認識をしております。

6月14日に福島民報の記事に、会津若松市で手話言語条例の質疑が行われたというものを、私、目にしました。会津若松市も今、それに向けて動き出しますというような中身になってございます。

それで、議員から質問を受けてから、ちょっと内容を私なりに調べてみますと、県内で、市部は多いんですが、町村部で出しているところは三春町だけでございます。中身も見てみましたが、さほど細かいところまで踏み込んだ中身ではなくて、精神的な目的だとか理念だとか、さらに、町がすること、事業者がすること、そういったところの中身かなというふうに拝見いたしましたので、この条例をつくることの目的、それから効果、そういったものを再度調整をさせていただいて、他市町村の取組も参考にさせていただきながら検討を加えていきたいと、このように思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 自治体によっては、コミュニケーション関係と組み合わせてつくって

いるところもあります。その辺十分に検討されて、もし可能ならば早期に制定していただきたいと強い要望しておきます。

これは、障害者が健常者と同じように元気に豊かに生きるんだということで、言語として認めましょうと、文化として認めましょうということでもありますので、決して暗号とか手まねではないんだと、言語なんだと。英語やドイツ語と同じような扱いで、聾啞者のアイデンティティを認めようということでもありますので、具体的な中身としては確かにはないと思います。理念的なものが多いと思います。でも、大事なことだというふうに思います。これから共生社会に向かっていく中においては、非常に一つのステップだと思いますので、真剣に早めに考えていただきたいというふうに思います。

それから、2番ですけれども、令和元年時点の公共施設等個別施設計画策定の中身ですけども、10年、10年のローリングをするんだと、見直しをするんだというお話でした。そうすると、その都度、考え方とか状況、環境等が変われば、そのときにも見直すんだということでしょうか。再度申し訳ないです。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答え申し上げます。

町長答弁申し上げましたとおり、社会情勢の変化、それから、それに対応する必要性、実情に見合った見直しを、その都度していくということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 今、祇園祭関係、ちょっと今日意見を聞いたりして、最終的に方向性をつくるんだというふうな、11番議員のお答えにありましたので、それはそういうことなのかということで、若干胸をなで下ろした感はあるんですけども、祇園会館は確かに観光施設だというふうに思います。先ほど、祇園祭の関係者に聞くと、資料館としてどうだというふうな話も出たというふうに、先ほど答弁がございました。確かに年間の経費、一千百何十万円ですか、委託料。あそこへ入れて、コンイを入れて、そういったのが毎年のように出ていると。

この中身に関しては、人件費は2名分なんですよね。あそこで何人働いているか分かりますか。10人いらっしゃるんです。10人の雇用を確保して、ずっとやってきて、努力しているわけですよね。すぐ、公共施設に関していえば、雇用、雇用、雇用、雇用があるからスケジュールを継続、どここの施設継続という、必ず雇用というふうに、そこに到達するわけですけども、例えばたかつえなり、それから伊南のスキー場なり、本町の従業員は何人、何%いるかということ等々考えると、相当ほかから来ていただいたり、隣の村から来ていただいたりして働

いているわけですね。

そういうことを考えると、雇用、雇用という感覚でいえば、祇園会館、あれだけの規模で頑張っているなど私は思っているんですね。実は夜の営業等も頑張っている。こういう頑張っている、今やっている人たちを応援できないで、何で活力あるまちづくりができるのかなど、私はそういう感覚でいます。

確かに、5,100万円でしたっけ、直すのに空調関係が必要です。中を見ると、屋台の人形は壊れています。もう10年以上壊れているんじゃないですか、あのままでしょう。投資していないんですからね。

そういった中身であっても、やはり受託されているNPO団体としては、なるべく1,100万円の受託料というか委託料というか、受託料ですね、減らそうと努力をされている、そして雇用も維持されている、そういう状況なんですね。頑張っているという一言だというふうに私は思います。

振興公社時代、どうでしたか。比べてみてくださいよ。頑張っているという表現に集約されてしまうんですけども、それは私の考えです。

しかもこれだけ、祇園祭が2年やっていなくて、3年目縮小してやりましょうという形で、田島の顔と言える祇園祭が縮小されつつある。これの新聞に細井さんのメッセージが出ていましたよね。どうあるべきか考えるときに来ていると。観光館にして、例えば周りでやらないで1か所でやるとか、そういう話も出ているみたいですけども、なかなかそれは段階で、うんとは言わないと思いますけれども、そういった祭りを持続させる、関連する施設であると強く私は思っています。

これ以上、旧田島の町なかといえば、祇園祭、三大祭、三大祇園祭と言われますね。京都の祇園祭、もう一つ、皆さん分かりますか。ぱっと出てきますか。出てこないでしょう。そのくらいなんですね。とても立派な祇園祭なんです。

ですから、守るためにも、あそこは先ほど出ましたように、町長答弁にありましたように、資料館としての位置づけも必要だし、博物館としても生きるし、この間は小学生の見物もありました、勉強会もありました。隣のきとね館に行く前に、ちゃんとあそこに寄って、勉強してから行ったんですよ、きとね館に。そういうルートになっているんですよ、ちゃんとね。貢献している。文化施設と言ってもいいのかなというふうに私は思っているんですけども。

そういう観点から、ぜひ再度、関係者をご相談をしているということで、町のほうとして、神事じゃないですから、あそこは観光施設という位置づけで、援助できる場所なんで、町長の

考えをもう一度お聞かせ願えればありがたいなというふうに思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今、議員からの思いは承りました。

公共施設の個別計画を策定するときにも、やはり同じような議論があつて、最終的に今後、町の公共施設を減らしてスリム化していきましょうという大局的な観点に立ったときに、祇園会館については、祭りの状況を見れる施設、これが4つの屋台をそれぞれ国道沿いに展示施設として整備したというふうなことから、年数もたっているし、もうその役割は終えたというような認識の下に、令和8年度をもって廃止というような方針を議会にも説明申し上げてきたところでございます。

やっぱり議論の経過の中では、あそこに入っていらっしゃるはいっとのNPO法人、その活動についても議論がありました。地元でしか食べられない郷土食を出したり、それから人を集めるためのイベント、催物をしっかりやっけていらっしゃいます。そこはすばらしいと思います。しかし、それだから祇園会館をこのまま残すというところはどうかという話があつて、最終的には、その方々の活動が必要であれば、必要な支援をしていきましょうというような話を、祇園会館の存続の問題とは別に議論した経過があると、そこはご承知おきいただきたいと思います。

やはり今後、公共施設の今後のありようを考えた場合に、整理するところは整理していくというようなことで進めていく必要がありますので。先ほどお祭りの関係者の方々のご意見、さらにはパブリックコメントで意見が出たというようなところも、これは住民の方の声でございますので、そこは慎重に整理をしながらやっていきたいとは思いますが、祇園会館という公の施設については、やはり区切りをつけるべきだというふうに私は思っております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 まず、てっぺんにある夢と希望と活力に満ちた南会津町の実現で、ここは私、非常に気になっているんですよね。どうやったらこんな町できるのかということ。

一番最初申し上げたように、こういうことがベースになっていますよと、人口削減を止めましょうとなっている、それがベースになっていますというお話ししたんで、その延長でお話ししたいと思いますけれども、まず人口減を考えたときに、こういったいろんな施設や頑張っている人とか、そういった方々が現実にいるというふうな状況の中で、今ここに住んでいる人が輝かなかつたら、この町も多分輝かないでしょう。

よく皆さんもおっしゃるように、人なりというふうにおっしゃっていますよね、物じゃない

と。人なり、輝くと、輝いている人がいっぱいあれば町も活性化するし、人も寄ってくる。決してお金を上げるから人口が増えるわけじゃないんで、魅力づくりなんですよ、1番目は。遠回りのようで近道になってくると私は考えるんですね。そのアイテムとして、こういった祭りを大事にする、伝統芸能を大事にするとか、内政が大事だというふうに思うんです。それは私の考えですから。

そういった意味では、例えば、この町内でああいった場所があるかということ、先ほど屋台の格納庫としてのとか、そういった、達成しているかも分からない、代替になっているのかも分からない。しかし、代わりのものではないと明確に申し上げたいと思います。あそこに何時間かいると、不意の客が来られる。食べ物を食べに来るんじゃないくて、一周必ずしてビデオを見て帰る。

最近、大人数はコロナのせいで来ませんけれども、家族連れとか中年のご夫婦とか来られて、ちゃんとビデオも見て、いっぱい飾ってあるものを見ながら、上の人形は見られませんが、右側のちっちゃい部屋にある人形を見たり。そうすると、祇園祭というのは大体のイメージが湧くと。今度本番に来てみようかというような流れに、必然的に動線が出来上がってくるんじゃないかと私は想像します。

さて、なくなった、格納庫がある、こっちで見ればいだろう。十分に今の祇園会館の姿というのは、あそこで見られますかね。説明者、申込みしなさい、二、三人で、今空いている人いない、こういう形になる。祇園会館ならいつでも流れを見られる。勉強もできる、興味も湧く。今は確かにコロナで、家族連れとか小さい団体しかいません。確実に田島祇園祭には貢献していると、一部分であるというふうに思ってもいいんじゃないかなと。

町長がかたくなに、整理する対象だというふうにおっしゃいました。しかしながら、これまでのそういった施設の対応を見てくださいよ。スキー場エーだって、温泉施設だって、あれだけ専門家の答申を受けながら、全く反対の方向に行ったりしている。縮小しなさいと言われてくると拡大している、あるじゃないですか、実態として。

私が前議員のときも、こういった説明を受けた。現実はどういうふうに進んでいますかというの。だから、幾らでも考え次第で、町をよくすること、町をよくするという言い方、私の偏った意見かも分かりませんが、活性化させる道具は材料はいっぱいあるんだということです。その一つとして、祇園会館の位置づけをもう一度考えていただきたいと。これ以上言いませんけれども、1回答え出ていますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、時間が迫ってきますので、博物館関係ですけれども、一体的な活用、検討委員会というか協議会で、これから進めようという答弁は、一言で歓迎です。

ただ、ばらばらの所管だからどうのこうのという、そういうこともおっしゃいましたけれども、昔から言われるように、横断型の施策をやりなさいと。そのために総合政策課があるんだろうというふうに私は思いますけれども、つなぐ役割を担っているんだろうというふうに思うんです。総合、一体的に活用したらどうかという意見は現場からも出ていますし、はっきり言って、もったいないと、材料があるのに何でつながないんだと、何で企画しないんだと、こう言われます。

だって、茶屋の食堂だってやっていないでしょう、あれだけお金をかけたって。誰々が金をかけたというのが問題じゃないの、町がやったんですから。十分に活用されていないでしょう。何でつながないんだというふうにおっしゃっている方、いっぱいいますよ。現場でもあります、食べる場所がないとか。

もし、今コロナ禍で、宿泊施設、それからキャンプ施設は繁盛していますよ、土日いっぱいですから。夏休みもいっぱいでしょう、きっと。いいですか。

○室井嘉吉議長 質問を……

○4番 渡部 優議員 説得しているんです、私。

そういう話があると、すみません、笑っちゃいけないですけれども、そういった話があるということです。

うさぎの森のホームページに載っている、野生のウサギが出てきたり、その他出会いがあると、うそばかり書いているなど言われましたよ、見たことがないと言われました。イメージを膨らませ過ぎだなど。ホームページだってそう。1回動物飼ったことありますけれども、トラブルがあつてとか、中身は知っていますけれども、やめたというようなことも聞いています。

あと、グラウンドも、千本桜はすばらしい政策だと思いますが、グラウンドもほぼ埋め尽くしてしまったと。地元の植栽された方、あそこはやっていないよと言っていましたけれども、実際はやってありましたよね。

だから、どういうふうな計画でやっているんだか分かりませんが、あそこを魅力あるところにするにはどうしたらいいか、一体的にどういうふうに活用したらよいか、本当に協議会なりで考えていただきたい。そうすれば、もっとあそこへ来ます。人も来ます。物も売れます、間違いなく。検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今ほど町長から答弁ありましたとおり、以前協議していた状況とは、今の状況がかなり変化している。この変化している状況をどう生かしていくかということを変更して検討してはどうかというふうに考えますので、町長答弁にありましたとおり、改めて活用について検討したいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 4番に入ります。

①の管内を通る国道は県が管理しているが云々の質問というのは、実は国道121号線、町長も毎朝通勤して気づきませんか。荒海線が非常に悪い、道路の状況が非常に悪い。特に悪いのは、関本から中荒井、それから新町にかかる121号線の、非常に悪い。ここ2年間、ほとんど整備されていない。

穴埋めは私、仕事でやっていたからよく分かりますけれども、ちょこちょこ受託している建設会社のほうで細かく回っていただいて、極端に悪い、事故起きるようなところはありません。しかしながら悪い、ワッペンだらけ、ばんそうこうだらけ。それで、白い外線というのか、外示線というのかな、あれも見えない、ほとんど見えない。こんな道路でいいのかなと私は思うんですよね。関東から入る道路で、あんなに悪い道路、ちょっと情けないと思いましたね。

新町、今回直りましたよね、きれいに。全然、雰囲気も全く、景観さえよくなってきたような感じを受ける、そういうものなんですよ、感覚というものは。この間、山王トンネルを抜けて関東方面に行きましたけれども、あんな悪くないですね。確かに外示線というか、白い線はなかったけれども、きれいだ、ワッペンはなかったです、ここ。こっち側に入った途端、ワッペンだらけ。ちょっと玄関口としては情けない。これ、県のほうに強く申し上げていただいて、検討していただきたいというふうに思います。2年間やっていませんから、改良工事。

関本のスタンドの前のなんか見て感じませんか、まだはしご塗りになっている、舗装して。あんなところないでしょう、国道で。福島県の入口としては、入口の町としては、やはりもう少し121号線、荒海線、特に荒海線ですよ、悪い。毎日感じていましたね。

町長の家から、古今辺りまではなかなかいいんですよ、いいほうなんです、物すごく。その先がめちゃくちゃなの、本当に。多分感じていらっしゃると思います。中荒井から新町にかかるところなんかは、掘られていて、私、軽トラックに今乗っていますけれども、ダンスするようでしたよ、本当に。大きな事故が起きなければいいと思いますけれども、ぜひ強く要望して

いただいて、そういう協議の場所があれば協議していただいて、強く要望してください。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 個別具体の箇所までお示しいただいて質疑いただきましたので、その件についても建設事務所のほうに、話し合う機会があれば、早急に、忘れずにお話を伝えたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 やはり慣れちゃうと、何とも感じなくなっちゃう、私もそうです、同じですけども。

自分自身のこと言っちゃいけないんだけど、議会で、2年間道路パトロールをやっていたんです、県のね。それで、いいところと悪いところが本当に、そして整備されると、物すごく早いところと、よくよく遅いところがある、何でやらないのかなというふうなところもある。それを仕事に、部長さんとかいろいろ話をしましたけれども、それまでの話で、ちゃんと正式に話を持っていけば、また形が違うのかなというふうに思います。

本当にこの2年間やって、荒海線がほとんど直らないというふうに感じていたものですから、いつか大きな事故起きるんじゃないかと心配していました。

それから、②の県道黒磯線については、先ほど町長がおっしゃったように、公約でもあった、私の公約でもあるんですけども、先ほど答弁いただいた中身の中で、ぜひテーブルの上ののける、そのぐらいまで何とか頑張ってください、調査費だけでも出るようになれば、こっちのもんだというふうに思えば、表現悪いですけども、こっちのもんだと思いますので、そのように進めていただければなと思いますが、もう一度答弁いただければありがたいです。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 黒磯田島線、那須塩原、黒磯までの道路の改良ということは、やっぱりあそこに高速道路のインターチェンジがございますし、物流、それから観光・交流、災害時の代替路線としての役割は非常に大きいということで考えております。那須塩原市も同様に、事務局のほう、那須塩原市でもって今動かしてもらっていますので、同じ立ち位置でいると思います。

議員の皆さんと共に力を合わせて、一日も早いトンネル化の実現に向けて、一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 最後になるかと思いますが、トンネル開通と併せて、黒磯線の改良も、アイデアを持って、こっちから行くと左側の河川敷のあの広大な土地、非常に魅力的なんですよ、ずっと走りながら、考えたことがあって、町のほうで開発とか、そういったことがアイデアがあれば、併せて提案していったら、県もやりやすいのかなと、受け入れやすいのかなというふうに思います。

以上で終わりますけれども、渡部正義町長は若い頃、詩集を出しましたよね。出していたんです。多分、分かる人はあんまりいないと思うんですけども、あの頃、正義さんを知ったわけですけども、私も学生時代、詩集を出したもんですから、そのとき多分目がいて、耳がいたと思うんですけども。ぜひそういった、40年間、一応行政進めていますけれども、その殻を破って、詩を創るということは、見ること、聞くこと、それを大事にしていると思うんです。

〔発言する者あり〕

○4番 渡部 優議員 分かっていますよ。ですから、その感性を大事にして、町政を担っていただきたいと、お願いします。

以上で終わります。オーバーしました、すみませんでした。

○室井嘉吉議長 以上で、4番、渡部優君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開は14時40分にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思いますが、再度議長よりお願いを申し上げます。

以後、一般質問をされる方におかれましては、質問の趣旨は簡潔明瞭にということをご希望を申し上げます、ただいまより一般質問を行います。



◇ 楠 正 次 議員

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君の登壇を許します。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 議席番号15、楠正次です。

簡潔明瞭に質問したいと思います。

大きく分けると1点であって、その中で3つに分けて質問させていただきます。

不妊治療費の保険適用、これが、この4月1日から制度が改正されました。昨年12月、政府は、2022年4月から、これまで対象外だった人工授精・体外受精や顕微鏡により1つの卵子に1個の精子を注入することで受精卵をつくり子宮に戻すというような治療が保険適用になると閣議決定されました。

これまで不妊治療の多くは保険対象外でありましたが、体外受精・顕微授精は検査・採卵・凍結保存など多くの治療が必要で、一般的に費用は100万円程度というふうに言われておりました。これまで医療機関ごとに料金格差が見られましたが、公的保険適用になったことにより、不妊治療の内容と費用が標準化されると言われております。

①として、保険適用の条件（年齢、回数制限等）があるというふうに聞いておりますので、中身をお聞きしたいというふうに思います。

②としては、新たに保険適用となった不妊治療方法をお聞きします。

③事実婚カップルも保険適用とされますが、事実婚の場合は申出だけでいいのかどうか。役場等での婚姻の証明というか、そういうものはないんだろうなというふうに思いますが、こういうことは必要なのか。どういう書類が必要なのか等々、お聞きしたいというふうに思います。

④としては、公的保険適用で、これまで体外受精など高額の治療に躊躇せざるを得なかった方に大きな希望になるというふうに考えております。周知に対する考えをお聞かせください。

2つ目として、高額医療費貸付制度についてであります。

①高額療養費制度と高額医療費貸付制度の内容をお聞きしたいと思います。

②高額医療費貸付制度の対象（治療法、薬剤等）をお聞きします。

③本町の国保被保険者等が制度利用の可否を聞きたいと思います。

これは、協会けんぽとか社会保険の場合は全てオーケーということでありましたが、ネットで調べますと、国保の場合は、保険者の都合により利用できないこともあるというふうに書かれておりましたので、伺いたいというふうに思います。

④保険適用不妊治療費100万円と仮定したときの具体例、この貸付制度を利用したときの個

人負担分というようなことをお聞きしたいというふうに思います。

3点目としては、不妊治療に対する町の支援についてであります。

国では企業に対し、治療に取り組む社員により一層の配慮を求めて、この制度を施行するということが書かれておりました。実際、不妊治療中は、薬の副作用に悩み、病院・職場・自宅の行き来など心身ともに大きな負担となり、特に本町には治療できる病院がなく、遠距離の通院を余儀なくされ、相当の負担になることが想定されます。

厚生労働省は昨年、不妊治療をサポートする企業に両立支援等助成金を支援するとしました。また、本年1月1日には、出生サポート休暇として、国家公務員の不妊治療と仕事の両立を支援する通院治療に有給休暇を与えるとしています。

①両立支援等助成金の概要を聞きます。

②出生サポート休暇の概要を聞きます。

③としては、町独自のサポート及び支援に対する可能性及び支援内容を聞きたいと思います。以上であります。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 15番、楠正次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、不妊治療費保険適用に関する不妊治療の内容と費用が標準化されたとのおたただしですが、保険適用の条件と新たに保険適用となった不妊治療方法については、関連がございますので、一括お答え申し上げます。

これまでも保険適用となる不妊治療はありましたが、その対象は現在、治療と疾病の関係が明らかで、治療の有効性・安全性等が確立されているもののみで、原因不明の不妊症などに対しては保険適用はされておりました。

令和4年4月からは、その原因不明の不妊や治療が功を奏しないものが新たに保険適用となり、具体的には、一般治療と呼ばれるタイミング法や人工授精、生殖補助医療の体外受精や顕微授精、男性の不妊手術が挙げられます。

なお、おただしの年齢及び回数の制限につきましては、初めての治療開始時点の年齢が40歳未満の場合、1子ごとに通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は、1子ごとに3回までとなっております。

次に、事実婚カップルも保険適用とされているが、証明書等の必要書類の内容はと。

この件について、不妊治療に係る診療報酬の取扱いをする上で、医療機関に対しては、事実婚であることの確認が義務づけられております。

この確認方法については、医療機関によって異なりますが、一般的に、2人で同居している証明としての住民票や身分証明書等の提示、子供の認知誓約書等の提出といったことが求められているようであります。

次に、公的保険適用で、これまで体外受精など高額の治療に躊躇せざるを得なかった方に大きな希望となるが、周知に対する考えはとのおたただしでございますが、議員おただしのとおり、子供が欲しいと願っても、不妊治療に係る高額な費用によって、子供を授かること自体、諦めてしまった方もいたのではないかと推測をしております。今回の制度改正は、高額な医療費がかかる不妊治療に対する経済的負担の軽減のみならず、喫緊の課題となっております少子化にも対処したものであるというふうに認識をしております。

町といたしましても、子供を持ちたいという方々に寄り添った情報を町広報紙やSNS等で発信できるよう、今後はその強化に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、高額療養費貸付制度の関係ですが、高額療養費制度と高額療養費貸付制度の内容はとのおたただしでございます。

高額療養費制度ですが、同一月の診療等において、高額な医療費の自己負担が発生した際に、被保険者の自己負担限度額を超えた金額について払戻しが受ける、そういう制度でございまして、この窓口は町役場になっております。

また、高額療養費貸付制度は、医療機関に医療費を全額支払った際に被保険者の自己負担限度額を超えた金額を貸付けするもので、被保険者の金銭的負担軽減を行う制度でもあります。こちらの窓口は、南会津町の場合、南会津町社会福祉協議会が窓口になっております。

次に、高額療養費貸付制度の対象はとのおたただしでございますが、高額療養費貸付制度の対象となるのは、医療行為及び薬剤に係る保険適用分の自己負担額が高額になり、自己負担限度額を超えた部分が高額療養費の貸付制度の対象となります。

次に、本町の国保被保険者等が制度利用の可否について、内容を知りたいという中身でございましたが、高額療養費貸付制度につきましては、本町の国保被保険者が制度を利用することができるようになっております。また、このほかのほかの医療保険に加入されている方についても、同様に制度を利用することができるようになっております。

次に、保険適用不妊治療費100万円を仮定したときの具体的な例についてでございます。

保険適用となる診療等におきまして、治療費が100万円と仮定したときの貸付額の具体例として、70歳未満の方で所得区分が210万円以下の住民税非課税世帯を除く被保険者のケースで試算しますと、自己負担区分が5万7,600円となることから、100万円の自己負担の3割30万円、

ここからこの5万7,600円を差し引いた42万2,400円が貸付額となるものでございます。

次に、不妊治療に関する町の支援について、両立支援等助成金の概要を示せということにつきましてでございます。

両立支援等助成金は国の制度であり、主なものとしては不妊治療両立支援助成金がございます。内容につきましては、不妊治療と仕事を両立するため、企業が選任した両立支援担当者が不妊治療両立支援プランを策定するほか、不妊治療のための利用可能な休暇制度の導入、両立支援制度を労働者に利用させた事業主に対して、助成金が交付されるものでございます。

次に、出生サポート休暇の概要はというようなおたがしでございますが、出生サポート休暇については、国家公務員の不妊治療と仕事の両立を支援するために創設されたものであります。1つ目が、常勤及び非常勤の不妊治療に係る通院のための休暇、2つ目は、非常勤の男性職員が配偶者の出産及び育児参加のための休暇と、女性職員については産前・産後休暇を有休化するという内容になっております。

次に、町独自のサポート及び支援に対する可能性及びその内容に関するおたがしでございます。

町では今のところ、町独自のサポート及び支援は行っておりませんが、今後、国の不妊治療両立支援助成制度を町の広報紙で情報発信することにより、企業の事業主が不妊治療について理解をしていただき、子供を産み育てやすい職場の環境づくりに取り組んでいただけるよう周知を図ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、再質問いたします。

40歳未満は6回ということですが、43歳までに3回ということだ、この6回と3回とした国の根拠等は、情報として持っておられますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

不妊治療の回数設定の際に、成功率ということが話題に上がったという程度の情報は把握しておりますが、細かい年齢設定のところまでは把握しておりませんので。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

私が調べたところによると、40歳から43歳未満、ここが3回というのは、人工授精ですと、一般的に5回、6回やって、駄目だった場合に体外受精に移る。体外受精も駄目だった場合、顕微授精に移る。とすると、結構長い期間かかってしまう。そして、成功率が低い人工授精よりは、先ほど示された、全体的な金額にもなってしまいますけれども、今までですと、例えば100万円であったら3割負担して、限度額超えた部分は後から請求して、3か月後とか4か月後に戻ってくるのではないかなというふうに思いますけど、それではなく、保険者から当然、医療機関に限度額超過分が支払われる。個人が返すというものではなくて、差引き額が先ほど示された5万円幾らというような金額で、こういう治療ができるということであれば、成功率の高いものを選んで、個人の負担分は非常に少なく済むというふうに考えていいんだと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

今ほどのおただしについては、把握しておりませんので、申し訳ありませんが、答弁しかねますので、ご了承いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 先ほどの町長答弁だと、今後は広報紙やSNS等で周知をしていきたいというようなことでありますけど、これまで、この制度が新聞に載ったのは1月26日であります。そして、これは1月26日は、いろんな県の地方紙等にも紹介されました。

4月1日から保険適用になるということで、私は3月とかに予算とか、そういうものを町としても、これ国の制度だから、町は全く関わらないということではないんだろうかと、先ほど周知とかの部分で話されたので、そこのところが、今まさに4月、5月、この辺で43歳になってしまうといった方はどうなるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

43歳になってしまう方というところの考え方も、大変申し訳ないんですが、把握しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 40歳未満が6回、40歳から43歳未満で3回というようなことでありますから、これが4月1日から適用になる。やっぱり40歳になる、43歳になるとかといったら、大きな問題だと思うんですけど、これは、今子供が欲しい、産みたい、育てたいというような

人がこういう年齢になるとしたら、やっぱり一日も早い周知が必要だったのではないかなというふうに思うんですけど、これは国のやることで、町の福祉ということでは対応しなくてもいいということなんですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

まず、国の制度ということで、町で完全に把握し切れなかったというところはご了承いただきたいと思うんですが、先ほどの年齢制限・回数制限につきましては、国のQ&Aの回答になってしまうんですが、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に43歳の誕生日を迎える方については、43歳になってからでも、同期間中に治療を開始したのであれば、1回の治療について保険診療を受けることが可能ということが記載されておりますので、先ほどのおただしと併せて、そのように答弁させていただければと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 そうすると、本人たちはこのことにもっと敏感で、もしかしたら調べて、実際にもうやって、43歳になるからどうなんだろうという思いがあったのかというような推測もできますけど、9月30日までという、まだ間があるので、そこはやっぱり広報紙等々でも周知をして、全体的に言いますと、43歳になるんだけど、どうしようと思った人でも、ここに2点目の、関連するので2点目に入りますけど、高額療養費貸付制度の部分は先ほど、限度額を超えた部分が後から請求で戻ってくる。高額医療費の貸付け、この部分は、不妊治療をしたときに、成功か否かにかかわらず支払う、そのときに3割負担、先ほど100万円だったら30万円、30万円のうち、貸付制度は保険者のほうから病院に支払われる、その部分があって、5万7,600円の自己負担で100万円の治療ができるということあれば、これは、今までここに踏み切れなかった人にとっては、本当に大きな前進なんだろうと。

希望を持って、このくらいの金額で、借入制度とはいっても、自分が借り入れて返すとかではなくて、医療機関に保険者から払われる、こういうことをセットでお伝えすれば、本当に今、せっぱ詰まって、今までも町の制度も利用したけど、この制度では全く歯が立たないというか先に進めない。でも、人工授精というよりも体外受精、顕微授精、その高額なものにも挑戦できる。そうすると、受精卵着床させる、胎盤胞にして胚移植というか、そこまでできて、そして、その後は、流産の傾向もすごい多いそうなので、そこは不育症の補助制度、町の部分、そういうのも使えるのかなと。

そういうところを併せて周知の中に進めていただければ、今悩んで、本当に43歳にな

る、40歳になる、1子に対して6回、お金もかかる話ですけれども、先ほど町長が示された金額であれば、頑張れるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 まず、先ほど私の第1答弁の中で、ちょっと原稿の読み違いがあったようなので、訂正をさせていただきます。

今の質問項目なんですけど、100万円の自己負担3割30万円、これは100万円の3割だから30万円、そこから自己負担の区分額5万7,600円を引いた額、ここまでは正しいんですけど、その後、多分、42万2,400円と読み上げたという指摘があったんですけど、正しくは24万2,400円の誤りでございました。大変申し訳ございません。24万2,400円の貸付額になりますというふうに答弁申し上げましたので。そのところの数字の訂正をお願いしたいと思います。

今ほど、やっぱり周知の関係をしっかりしないと、望む方に対して大きな不利益を与えるようなご指摘でございますので、私どものほうでも再度制度の内容をしっかりと確認した上で、住民の方に正しい情報を迅速にお伝えする方法を考えたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 先ほど、2点目の最後の④のところ、100万円の所得の部分でということ、私もメモしておきましたけれども、30万円、5万7,600円の自己負担で42万円という貸付けというのは、ちょっと計算が合わないなと思って、その後質問しようかと思いましたが、了解いたしました。

続きまして、不妊治療に対する町の支援についてであります。両立支援等助成金というのは、治療と仕事を両立する、それができる会社に対して国の補助金が出ると。その補助金の利用は、その人たちが休む間に、ほかのパートさんを入れることができるのか、それとも、フレックスタイムというような形で仕事がさせられる企業であれば、そういうことに使えるのかという、そういうプランと、こういうことが必要なんだろうというふうに考えますが、この町では、このような制度を導入したいんだけどというような相談は、今まであったでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

この前段で、両立支援助成金という前段に、くるみ認定というのがございまして、子育てを積極的に行っている企業を認定するという認定制度がございまして、まず前段のそちらの認定を受けている企業につきましては、南会津町内で15企業ございます。そこから、さらに今回制度改正になりまして、ステップアップ的にある両立支援助成金につきましては、現時点では、

行っているという企業はないというふうに把握しております。

さらには、現時点では相談も受けておりませんので、町長答弁にもあったとおり、こういった取組を周知していくというのが、今後の町の大きな課題なのかなというふうに認識しているところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 企業のほうも、なかなかこの制度がしっかりと理解されて、職員のために、この制度をしっかりと我が会社でもというようなことがなかなか進んでいない。これは町も、今までの質問の中でも、この制度についての熟知というか、その部分も不足していたというような感じがあります。

そして、今、町でこの制度を導入しているというような企業はないし、相談もないということではありますが、ぜひ、子供を産み育てたいという人がいながら、知らなかったために年齢が過ぎてしまって、挑戦できなかったということがないように進めていって、先ほどからそういう周知はするという事なので、ぜひ全ての部分、治療方法から料金から貸付制度から、最後の部分の企業等に、本人等に周知、こういうことも必要なんだろうというふうに思いますが、町役場としては、これ国の制度なんですけど、国家公務員が治療に通うときに、通院したりするときには有給休暇を与えると、私はこれは、恐らく地方公務員にもすぐに流れてくるのかなというふうに考えています、そういうふうになるべきだろうと。

ですから、町の役場だって、こういうことは考えていかななくてはいけないだろうというふうに思いますが、国からのそういう情報というのは、まだ全く皆無ということでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁でありましたが、国の出生サポート休暇、これについて、町におきましても同様の対応をしているところでございます。

まず、常勤及び非常勤職員、いわゆる正職員と会計年度職員、こちらについて、不妊治療に係る通院のための休暇、これを原則年5日、場合によっては最長、さらに5日までということで、本年の1月1日に規則を改正して、取得できるようにしているというような状況でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 了解いたしました。

出生サポートのほうは分かりましたけど、国家公務員の不妊治療に係る通院に有給休暇とい

うこの部分、これが今お話しされた部分、不妊治療に対する医療機関のない、遠距離の通院が必要なこの地域こそ、こういう制度が必要なのかなと、有給休暇の制度ですね、国家公務員に与えるとしたら。そういうことは、町から要求してなるのかどうか、その辺がよく分かりませんが、そういうことは考えられないでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 国家公務員に対して、町から何か要望したらどうかというご質問でしょうか。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 すみません、分かりにくくて。

国家公務員に不妊治療に対する通院等々に有給休暇制度を与えるというふうに国で定めて、この1月1日からというふうにあったので、これは、こういう町こそ、そういうのが必要なのかなと私は思うんです。それは、数分、数十分で治療できる病院に通院できる環境にある国家公務員とこの地域で、例えば那須塩原に行くか、私、最近、若松の病院長にお話を聞く機会がありました。私のところでも4月1日から保険適用でやっているから、病院名は申し上げませんが、ぜひとも紹介してくださいと。丁寧に相談し、パートナーと共にいらしていただいて、相談し、計画し、そして治療に臨んでいただきたいというふうなお話聞きましたので、国家公務員に与えるというふうに国で決めた部分は、町でも当然、町の職員にも来なくては、私はおかしいかなというふうに思うんですけど、そこを町から要求するなんていうことは、なかなか難しいのでしょうかという話です。

○室井嘉吉議長 いやいや、楠議員、それは町職員の話しているんですか。

○15番 楠 正次議員 はい、そうです。

○室井嘉吉議長 町職員はやっていると言ったでしょう、今。

総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えします。

先ほど申し上げましたが、南会津の職員の勤務時間、休暇等に関する規則、それから会計年度職員の管理規程・運用方針、これを1月1日に改正して、町職員も年5日、場合によってはさらに5日というふうを取得できるように改正済みでございます。

○室井嘉吉議長 実施しているということですか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 失礼しました。有給休暇ということで、先ほど説明された部分、分

かりました。

それで、不妊治療が保険適用になったことに伴って、家庭や職場でもこういう内容、私、今
る話していますけれども、こういうことが職場内で、男性も女性も話題に出しやすくなって、
できれば子供たちなんかにも、こういう制度は、学校教育の中でもできれば、少子化として、
不妊に悩むカップル、これは世界的な、WHOで調査したところによると、国によっては20%、
カップルとしてですね、10組に2組。でも、日本の場合は10組程度、でも、やっぱり1割です
から、かなり、10%というふうな数字出ておりましたので、南会津町にもそういう方が、結構
該当される方がいらっしゃるのかなというふうに想定しますので、この方たちに一日も早く、
こういう情報をしっかりと把握していただいて、そして、そういうことが、この内容が周知さ
れることで、社会的に効果、ぜひ公的保険適用、そして高額医療費貸付制度などが理解されて、
少子化対策にもなりますし、本当にここに、願いながらも、今までの町の制度では、新たな挑
戦ができなかったという方もいらっしゃいます。

ですから、一日も早い、先ほどから周知に取り組むということでありましたが、本当に早い
周知をお願いしたいというふうに思いますが、内容としては、やっぱり広報紙、SNS等々、
今町の携帯などで流していらっしゃる部分、総合政策課であったり、商工観光課であったり、
あと、コロナの発生状況等々も流せますので、ああいうものにこういう制度ということ流し
ていただければ、多くの人たちが早く理解し、進めるのかなというふうに思いますが、いかが
でしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

議員おただしのおり、子供を欲しいと望んでいる方に、こういった制度がしっかり伝わる
のがまず重要とっております。ですので、現在ある情報発信できるものを使いながら、幅広
く情報発信していきたいなという思いと、片や、周りが不妊治療を何でしないのかという、そ
ういった社会的な圧力についてもデリケートな部分なので、やっぱり情報のバランスというの
は必要だと思っております。

ですので、望まれる方にはしっかり正しい情報を提供する、さらに、そういったものがプレ
ッシャーにならないような形で、デリケートな部分でもございますので、そういった情報の伝
達を工夫しながら、広く周知していきたいというふうに思っておりますので、ご了承いただき
たいと思います。

○15番 楠 正次議員 以上で終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、15番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 浩 議員

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君の登壇を許します。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく分けて3点であります。

まず最初に、人口減少対策についてであります。

さきの選挙で町長は、人口減少の対策が急務だと言われていました。現在町には、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略など、人口減少に対する政策があります。しかし、なかなかうまくいっていません。

その上で、町長の考えをお聞きします。

①子育て支援の政策は、執行部全課で取り組む総合的な政策が今後必要ではないかと私は考えます。町長の考えはどうでしょうか。

②定住を望む若者や移住者を促進するためにも、その居住となる所得に見合った住居の確保が必要と考えるが、空き家対策も含めた独自の政策は。

③若者定住応援プログラムや企業の人材育成支援などの事業の現状に対する町長の評価及び今後の事業展開をお聞きいたします。

残りの2点ですが、これは、国がこれからしようとしている政策に対する町の考えをお聞きしたいと思います。

まず、2番、環境保全型農業の取組はということで、国は環境保全型農業推進に向けて、みどりの食料システム戦略の法律が5月に公布されました。令和3年3月の一般質問でも、この法律に関して町の対応をただしたときに、大宅前町長は取り組む意志を示しました。

それを踏まえて、お伺いします。

①みどりの食料システム戦略に対する渡部町長の考えは。

②南会津町における環境保全型農業直接支払交付金事業という国の制度があります。これは、環境に配慮した農業者に対する国の支援であります。その現状と今後の展開は。

これらの質問は、渡部町長にいたします。

次いで、3番目、学校教育の多様化する課題の対応はということで、現在、ヤングケアラーや、いろいろな家庭事情、貧困や健康面などで多様な問題を抱えている子供たちが多くなってきており、国では、子供の最善の利益を優先するため（こどもまんなか社会）を掲げ、こども家庭庁の発足準備が進められています。

その上で、町の考えをお聞きします。

①こども家庭庁に対する教育長の認識は。

②現在、町内の教育現場において、人手不足で課題のある児童の対応に先生方が苦慮していると、保護者の方からお聞きしたことがあります。これは、去年からずっと、私が町内を歩った中で、いろいろ相談を受けて、こういうお話をお聞きしました。

それを踏まえて、現在、教員及び支援員の現状はどうなっているのでしょうか。

③今後、子供の減少に伴う複式学級増加や学校統合の問題が予想され、充実した教育が遂行されるか不安視する声も聞かれます。教育長の考えはどうでしょうか。

これらの質問は、教育長にお願いいたします答弁は。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。引き続き、時間の許す限り指定席、再た席で再質問をさせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 2番、馬場浩議員にお答え申し上げます。

初めに、人口減少対策に関する1点目、子育て支援の政策は、執行部全課で取り組む総合的な政策が今後必要ではとのおただしでございますが、昨年度、南会津町において生まれた子供の数は49人となっており、まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口推計では、令和6年度まで80人を維持する目標を掲げておりましたので、少子化は想定より早く進んでいる状況と認識しております。

子育て支援の政策は、この少子化問題と一体的に取り組む必要があると捉えており、子供を産み育てたいと思える環境をつくるためには、結婚・出産・育児と切れ目のない子育て支援を充実させていくとともに、若者の定住対策や結婚支援対策など、幅広い取組が求められているものと認識しております。また、子供の貧困や虐待といった新たな社会問題も発生しております。

これらの問題に取り組むためには、議員おただしのおり、各課横断の体制によって総合的な展開をしていくことが必要であることから、政策実現に向け、課を超えた取組を推進してい

きますので、ご理解願います。

次に、2点目、定住を望む若者や移住者を促進するためにも、その居住となる所得に見合った住居の確保が必要と考えるが、空き家対策も含めた独自の政策はとのおただしであります。町では、定住を望む若者や移住者の移住・定住対策として定住相談窓口を開設し、定住を望む若者や移住者のライフスタイルにより、賃貸物件を求める場合や住宅を取得される場合など、それぞれの希望を伺い、対策を講じております。

賃貸物件を求める場合では、希望する条件により、町営住宅の案内や不動産事業者を紹介しております。住宅を取得される場合の支援では、若者や移住・定住者の定住促進と空き家の利活用を促進するため、住宅の取得等に関する経費について支援を行う南会津町定住促進すまいる補助金制度により支援を行っております。

事業の概要であります。町外から移住者が定住を目的として、新築住宅や中古住宅の取得を行う場合に支援する定住住宅取得事業、空き家バンクに登録された住宅の取得を支援する空き家バンク利用事業、帰郷し実家に住むため、その建物改修等を行う場合に支援する帰郷住宅改修事業を行っており、定住を希望される方の所得や住環境など、様々なニーズに対応した施策を実施しております。

このように、空き家対策を含めた移住・定住対策を展開しているところでありますが、今後も状況を捉えた対応を検討していきたいと考えております。

次に、3点目、若者定住応援プログラムや企業の人材育成などの事業の現状に対する町長の評価及び今後の事業展開はとのおただしであります。若者定住応援プログラムにつきましては、新規学卒者やU I ターン者の定住促進と地元企業への就職による人材確保を目的としており、地域の担い手確保や地域産業の伝統や技術の継承など、多くの期待が寄せられております。

なお、該当者には、本町での新生活を送るに当たっての一助となるよう、また、地元商店街等の利用促進を図るため、現金と、それから、地元商店街で使用できる商品券による交付金を支給しているところでございます。

本事業の評価といたしましては、この制度が呼び水となり、若者定住の促進に直結するまでは至っておりませんが、交付者からは、コロナ禍で収入が減ってしまったため、生活資金に充てることができて助かった、引っ越し等で多額のお金がかかったので助かるなどのお礼の言葉をいただいております。一定の効果をもたらしているものと認識しております。

また、令和3年度からは、交付者からの意見等を反映させ、新生活における負担軽減を図るため、交付金を増額したところであります。

次に、企業の人材育成につきましては、がんばる企業・人材育成事業を実施し、町内企業に従事する方々の資格要件や技術向上、見識を高めるための研修会等に参加する費用の一部を助成しているところでございます。

本事業の成果につきましては、本町においては慢性的な人手不足となっているため、企業の人材育成を支援することにより、従業員の資格取得に関する意欲の向上、さらには企業における事業拡大に寄与することとし、さらなる雇用につながるものと考えております。

しかしながら、利用している企業が限られているなどの課題もありますので、今後は周知方法等を見直すとともに、アンケート調査の結果を基に、企業のニーズに即した制度に見合う要綱等を見直しを進めていきたいと考えております。

次に、環境保全型農業の取組に関する1点目、みどりの食料システム戦略に関する町長の考えはとのおただしでございますが、みどりの食料システム戦略は、我が国の食料や農林水産業の生産力向上と持続性の両立性を技術革新で実現するための新しい戦略として、令和3年5月に策定され、さらに、環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律、通称みどりの食料システムと言われているようですが、みどりの食料システム法、これが令和4年5月に公布、7月に施行されます。国では、この法律に基づき、9月に基本方針を公表するという予定であるというふうに聞いております。

この戦略では、30年後の目指すべき姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッションの実現、それから、化学農薬の使用量を50%低減する、化学肥料の使用量を30%低減する、それから、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、それから、100万ヘクタールに拡大するなど掲げているようでございます。

様々な産業でSDGsや環境への対応が重視される中、農林水産業においても的確に対応する必要があると認識しており、この中長期的な目指す姿と方向性を見据え、本町の農業者の状況、また気候や立地などの特性を踏まえた上で、国や県の動向を注視しながら対応していきたいと、このように考えております。

次に、2点目、南会津町における環境保全型農業直接支払交付金事業の現状及び今後の展開はとのおただしであります。現在本町において、環境保全型直接支払交付金の交付を受けている農業者等はいないというふうに認識しております。

この事業は、日本型直接支払制度の一つで、化学肥料や化学合成農薬の使用を県の定める使用基準よりも5割以上低減する取組を行った上で、国や都道府県の定める地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実践した場合に、その追加的コストを支援するものであ

ります。

対象者は、2名以上の対象活動を実践する農業者で構成される任意組織、または農業者個人で、対象活動の取組面積が自身の耕作する農業集落のおおむね2分の1以上の割合を超えている場合などとされております。さらに、販売を目的に生産を行っていることが要件とされており、自給的農業者は対象になれないことなどから、現状では、対象となれる農業者は限定的であるのかなというふうに感じております。

今後の展開といたしましては、環境に配慮した取組に向けた機運を高めていくことが重要であると考えており、みどりの食料システム戦略と併せ、当制度の周知徹底をしながら、環境保全型農業の推進を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をいたさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、学校教育の多様化する課題の対応はについてお答えいたします。

初めに、こども家庭庁に対する教育長の認識はとのおただしであります。議員も既にご存じだと思いますが、こども家庭庁は子供の政策の中心を担うため、これまで厚生労働省や内閣府にまたがっていた子供の関連部局を統合し、子供政策を一元化に進めるために設置される機関であると伺っております。

こども家庭庁には、企画立案・総合調整部門、成育部門、支援部門の3つの部門が設置される予定で、成育部門では、幼稚園・保育所の教育や保育の内容の基準を文部科学省と共同で策定予定であり、支援部門においては、虐待やいじめの対応、困難を抱える子供や家庭の支援、ヤングケアラーの早期把握など、福祉部門の各機関と学校教育が連携して支援を行う部門であると伺っております。

こども家庭庁は、法案が可決されたばかりであります。上記のように各部門がしっかりと横のつながりを重視して子供の育成に取り組む国の方針には、大変期待しているところであります。

次に、2点目、現在町内の教育現場において、人手不足で、課題のある児童の対応に先生が苦慮していると保護者のほうからお聞きしましたが、教員及び支援員の現状はとのおただしであります。現在、福島県の令和4年度教員配置基準で定められた教員数は、計画どおり各学

校に配置されており、授業での人手不足等による支障はないものと考えております。

また、支援員につきましては、現在各校の現状に応じて、計画どおり17名の特別教育支援員を町内の該当する小・中学校に配置し、支援を必要とする児童・生徒の対応を行っております。現在17名ですけれども、もう少し支援員を増やしてほしいという学校からの要望は伺っております。

なお、1年生が含まれる複式学級の学習指導を目的とした学習支援員1名につきましては、資格等の条件により適任者が見つからず、現在未配置となっております。

次に、3点目、今後、子供の減少に伴う複式学級や学校統合の問題が予想され、充実した教育が遂行されるか不安視する声も聞かれます。教育長の考えはとのおただしであります。現在、町の小学校4校に7学級、中学校1校に1学級、計8学級の複式学級があり、現在も児童・生徒の減少に伴い、複式学級が増加することが予想されます。

複式学級の指導では、1人の教師が2つの学年を同時に指導することになります。そのため、教師が一つの学年に関われる時間が減少し、授業の充実が心配されておりますが、反面、子供たちは、教師から一方的に教えられるのではなく、自分たちで主体的に見通しを持って学習に取り組む時間ができ、自ら学ぶ力が育つことが期待できます。本町の教育大綱の基本目標の1番にも、自ら学ぶ人材の育成というのがありますので、その辺でも期待できるかなというふうと考えております。

また、そのことは、学習指導要領で目指している生きる力を養うことができる絶好の機会でもあるかと思っておりますので、地域や保護者の皆さんにも複式学級のよさを理解していただくよう、努力していきたいと思っております。

学校統合につきましては、現在のところ、具体的な計画はございませんが、少子化の波の中で、今後そのような時期が来ることも想定されております。その際は、地域や保護者の皆さんと共に、子供たちにとってよりよい教育環境について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 大変前向きな答弁をいただきましたので、質問すると思っていたところがちょっとずれた点もありますが、現在、出生した場合、子供が生まれた場合、町で10万円の商品券を、年間ですね、その家庭に配布されるというふう聞いております。

ところが、回ってみますと、特に西部地区です。館岩、伊南、南郷、商品券もらっても、ミルクもおむつも売っているところないんだよねと。それで、えっと思ったんですよ。今、おむつやミルクって、どこで売っているか分かりますかと言われて、ドラッグチェーンやスーパーでしかないんですよ、そこで町の商品券使えないんですよと、もうちょっとどうにかならぬかなというふうに相談されたこともあります。

実際にこれ、現金給付というのは無理なんではなかね、どうなんですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

議員おただしの子育てすまいる支援事業かと思っております、10万円の商品券ということで、おただしのとおり、使えるところが限られている、本当に使いたいものが大手チェーン店とかドラッグストアというのは、声としてはこちらも把握しているところです。ですが、当初の趣旨どおり、やはり地域の商店にお金を落とすという趣旨の下、今取り組んでおりますので、町民の声をいろいろ把握しながらも、見直すところは見直したいと思っておりますが、今のところは現状のまま進めていくという考えでおりますので、ご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、健康福祉課長が言われた、地域の商店のためなのか。私は、子供支援だったら、子供支援の目的に合った支給の方法が必要だと思います。

関連して、ちょっと質問しますが、実は西部地区で、子供の用品、例えば歯ブラシ、文房具、これ買おうとしたら、ないんですよ。靴さえもない。みんなここに来なくちゃならない、田島に。ところが、田島で買おうとしても同じ状況が起きている。

そういう状況を踏まえて、やはり時代に合ったやり方って必要じゃないかなと私は考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員が直接対象者から聞き取りしたというようなことで、お話を受けたいと思います。

制度つくったから、そのままいくということではなくて、やっぱり見直しが必要であれば、見直しをするのはやぶさかでないと思います。私のほうでも少し調査をさせていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 こういう子育て支援とか、そういうことをやるときに、私は、直接子

育てしている人たちのところに行って、例えば健診とかいろいろありますよね、集まり。ぜひそういうところで聞いていただきたいんですよ。それで、実際困っているのは何って。

ある保護者のお母さん方は言いました。この役場の本庁の駐車場、子供を抱いて車のドアを開けると出づらい、狭くて。もうちょっと余裕があれば、ベビーカーを降ろして、子供をそこに降ろせると、そういう取組だって子育て支援じゃないかということを言われました。

例えば、御蔵入交流館とか本庁にATMがあれば、ワンストップでそこでできると。わざわざ金融機関に回って、どうのこうのってできなくて済むと。そういう、私の言っているのは総合的な子育て支援。

先ほどもありました電線の地中化、いいことだと思います。町なかでベビーカーを押して歩くには、なかなか厳しい。これ中心市街地に限定されてしまいますが、実はそういうことで、建設課でできることって何だろう、環境水道課でできることって何だろうって。

今、高齢者に関しては、水道料の減免でなくなったのかな。ただ、一番水道を使う子育ての、洗濯で一番使う子育ての世帯に対してのケアって、あってもいいかなと。現金給付だけが支援だと私は思いません。

ぜひ、そういうトータル的な子供の支援をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

私もこれまで役場の中、副町長という立場でおりましたが、今回町長選挙で、やっぱり地域の声を聞いてみますと、またづてで聞く話とは全く違う、その裏にある重さだとか、困窮さだとか、そういったものを十分実感してきたと思います。

ですから、副町長になったときと町長になったときの受け止め方は全く違うというようなことは、職員のほうにも話をしておりまして、今までそうだったからという考えはやめて、取りあえず話を聞いて、できるできないにかかわらず、そこからスタートしましょうというようなことを、過日の課長会議で皆さんにお伝えしたところでございます。

ですから、住民の方の意見として、そういったものがたくさん出ているということであれば、今までの制度を見直して、より喜ばれる仕組みに変えていくのはやぶさかではないと、このように思っておりますので、議員の皆さんにも、何か情報ありましたら、執行部のほうにいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 次に、②番に移りたいと思います。

実は今、20代、30代までいかない若者の世帯の中で、ご夫婦の中でよく聞くのが、アパートとか賃貸の物件の家賃が高いつて。田島は家賃が高いんだよな、若松や郡山よりも高いんだぞと。何でかな、平均の手取りが、月収ですよ、20万円か、下手すれば20万円いかない若者もいます。その中で、家賃の金額いうと、ちょっと語弊があるから言いませんが、田島の家賃ではなかなか厳しいと。

住みやすさという観点からいうと、大変、南会津は住みやすいとこだ。住みたいというアンケートでは、県内で23位に入っています。ところが、所得に見合った生活の住居がなかなか手に入らない。これ、何とかしてもらえないかという相談も受けます。

所得に見合った住宅の確保という点で、どうでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 まず、民間賃貸の部分、ここの部分を、そういう意見があるから下げてくださいという話は、行政でなかなかできないと思います。ですから、そういったところを踏まえて、行政が関わって、低廉の家賃で住まわれるような場所として、やはり町営住宅、公的住宅、さらには、先ほど申し上げましたが空き家物件、そういったものにお住まいいただくというようにところに誘導せざるを得ないのかなと、このように考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、町長から、町営住宅という選択肢が提示されました。町営住宅、例えば町外から来られた方が、すぐ町営住宅に住めますか、審査過程で。入れればいいんですけども、そうすれば収入に合った生活ができると思うんですけども、どうなんですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

町営住宅につきましては、例えば親族があるですとか、あと所得要件ということで、その辺をクリアしていただければ、町営住宅に入ることは可能でございます。実際、Iターンで入っていただいた方もいらっしゃいますし、都会である程度の収入があったとしても、こちらに来られて収入が減少するということになりましたら、現実的な収入の中で収入のほうを判断しておりますので、入っていただくことは可能だというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今の建設課長のお話だと、こちらに親族か何か、関係者がいないと入れないというように受け取ってしまったんですけども、そうなんですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えします。

すみません、説明不足で、同居する親族ということで、お一人では入れないというのが基本的なルールになっておりまして、例えばご夫婦であれば入ることが可能ということでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうすると、妻帯者、ご夫婦、子供がいるとか、そういう方に限るといことですよ。

そうすると、独身で南会津で生活したいという方に対しての、そういうケアというのはどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

町営住宅につきましては、ちょっと縛りがあるものですから、最近やっておりますのは、耐用年数過ぎた住宅につきましては、一般単独住宅に条例から落としまして、入居者の制限ないような形で対応しているところでございます。直近でいいますと、令和3年には伊南団地、令和2年3月には松戸原団地を町営の一般単独住宅として、単身の方でも入れるような状況にして、受入れを可能としているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひそういうことを周知して、できるだけこちらに来たいという人の相談窓口でも、各支所でも、そういうふうに相談できるようなふうに体制を整えていただきたいと思います。

では、次に、環境保全型農業の取組について、何点か質問させていただきます。

まず、今まで該当者が、環境直接支払の該当者がいないということでしたが、現在、町で環境保全型農業をやっている方の人数は把握していますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

全体の数字は把握はしてございませんが、今現在、有機農業ということで、耕作をしている面積につきましては、約0.9ヘクタールという形になってございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 農家の数は把握しているかということなんです。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

農家の数字については、現在把握はしてございません。

有機JASを取得している農家につきましては、今現在1名いると。さらに、もう一名を取得予定というふうには聞いてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 みどりの食料システム戦略、これ、国が今やろうとして、いろいろ政策を練っています。だけど、やるのは自治体なんですね、これ。自治体で決まっちゃうんです。そうすれば、今はまだ準備段階だからいいというふうに思っていますと、全国的な流れに私は乗り遅れるような気がします。

こういうときだからこそ、今町の中で、こういうふうに取り組んでいるのは何人いるのか。別に有機でなくたっていいんですよ。これ、炭素を土中化する、環境に配慮した農業をやる人がどれだけいるのかということ、これがまず第一歩かなと私は感じるんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今、議員のほうからありました炭素を土中に進めるというのも、一つの有機農業といいますが、環境保全型農業の取組の一つでございます。いろんな取組がございますので、これだけではございませんので、地力増進作物を作成するとか、そういういろんな取組がございますので、その中で農家に対応した、適応した作業の方法、こういうのをこれから検討していくということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

それで、環境保全型農業直接支払、これを相談された方は町内にいらっしゃいますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

環境保全型農業直接支払事業につきましては、昨年度、町のほうに協議をされた方はいらっしゃいます。1名でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうすると、相談を去年、申込みに来た方がいらっしゃる。そういう人がいながら、これまだ、今年、受付8月まで延長されますよね、環境保全型直接農業交付金は。だけど、今年はまだ、今年も対応しないと、その方々に対して対応しないということなんではないでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回要望されている方につきましては、2月の時点で協議がありまして、その後、今現在まだ協議がございませんので、今後そういった協議があれば、事業が実施できるかどうか検討してまいりたいと思います。

議長、もう一点よろしいでしょうか。先ほど私、有機農業の人数でございましたが、今現在、有機JASを取り組んでいる方につきましては1名、さらには、有機JASを取得する見込みの方が1名と申し上げましたが、実際につきましては、有機JASの取得の方は2名いるということで、訂正をしておわび申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ、みどりの食料システム戦略とも関連してきますので、そういうふうに取り組んでいる方を、実は国がこういう環境に配慮した農業を支援しているんですよというPRにもなるから、ぜひそういう制度を広げてくれと、私は先日、農政局の山本参事という方にお会いしてお話聞いたときに、実はそういう話をされました。

ですので、これから、やはり有機農業に取り組むのはなかなか厳しいです。実際私、やっていたら分かります。ですので、そういう支援するためにも、こういう制度を利用させていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

過日、農林水産省の東北農政局、山本地方参事官（福島県担当）ですということで、ご挨拶に来ていただきました。私に対応いたしました。

その中で、国のほうでもみどりの食料システム戦略というものを推し進めていきますので、南会津町でも農家の方にPRいただいて、推進のためにご協力くださいというようなご依頼をいただきました。国がCO₂削減を含めた取組ということで、これは地球規模の環境問題に農林水産省として動き出すということですから、当然、可能な限り対応していくということだと思います。

それで、問題点はやっぱり、環境に配慮した農業をやって、生産活動して、なりわいとしてやっていけるのかというところが、実際の農家さんの一番判断に悩むところだと思いますので、我々としては、やっぱり情報をリアルタイムで出して、ご相談を受けて、我々が分からないところは東北農政局に相談をするなど、事業者の方に寄り添った農政をしていくというのが求められているというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 確かにそうだと思います。やるはいいです。なりわいとして成り立つかどうか。そこの情報収集が一番大事だと思います。

そこで、一つ提案です。私からのアドバイスです。

同じ会津で、喜多方、坂下、有機農家がたくさんいます。その方は、なりわいとしてやっています。ぜひそういう先進地を、農家の皆さんと一緒に勉強していただきたい、見に行っていたきたい。そして、できれば県の環境保全課、東北農政局、そういう人たちも含めた、我々議員も含めた、やはり勉強会をやっていたきたいんですよ。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

やはり有機農業、環境保全型農業、こちらにつきましては、いろんな制度がございます。さらには、いろんな技術もございます。やはりかなり難しい部分もございます。そういったことを考えますと、やはり一度農家の皆様方に、こういったのがあるということをご周知をして、やはり勉強会をするなり、説明会をするなり、JAでいいますと各部会ごと、そういったような説明会等を実施をすると。

さらには、この前、先ほど町長からもありましたが、農政局のほうの山本参事官がいらっしゃいまして、国のほうも積極的に説明会に来ていただけるというようなお話もお伺いしておりますので、ぜひそういう形を進めていきたいなと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

あと、3番目のこども家庭庁に関することですが、実は、これを紹介して、私の質問を終わらせたいと思います、前向きな答弁をいただきましたので。

明石市の市長が参議院の参考人招致で呼ばれまして、こういうことを言っているんですね。財政的に皆さん、やっぱり厳しい、各自治体が。なかなか教育とか子育て支援にお金が回らないけれども、お金がないときこそ子供に金を使えばということを行っているんです。そして、

明石市は全国平均を上回る出生数になっています。例えば、ミルクとかおむつは1歳児は無料で配布しています。

こういう、全てまねしろとは言いません、財政が関係してきます。教育の面でもそうです。支援員やそういうものは全部、町負担です。財政が全部かかってくると思います。けども、そういうときだからこそ、やはり子供に予算を使って、つけてもらいたいと私は切に思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、2番、馬場浩君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会といたします。

明23日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時05分

令和4年第2回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和4年6月23日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 9番 大 桃 英 樹 議員
- 6番 渡 部 訓 正 議員
- 12番 山 内 政 議員
- 10番 湯 田 哲 議員
- 8番 湯 田 良 一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 五十嵐 芳 道 議員 | 2番 | 馬 場 浩 議員 |
| 3番 | 川 島 進 議員 | 4番 | 渡 部 優 議員 |
| 5番 | 室 井 英 雄 議員 | 6番 | 渡 部 訓 正 議員 |
| 7番 | 丸 山 陽 子 議員 | 8番 | 湯 田 良 一 議員 |
| 9番 | 大 桃 英 樹 議員 | 10番 | 湯 田 哲 議員 |
| 11番 | 高 野 精 一 議員 | 12番 | 山 内 政 議員 |
| 13番 | 菅 家 幸 弘 議員 | 14番 | 星 光 久 議員 |
| 15番 | 楠 正 次 議員 | 16番 | 室 井 嘉 吉 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡 部 正 義 町 長 星 英 雄 教 育 長
小 寺 俊 和 総 務 課 長 星 良 栄 総 合 政 策 課 長

鈴木 秀 和	税 務 課 長	渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長
湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長	室 井 利 和	農 林 課 長
星 博 文	商 工 観 光 課 長	月 田 啓	建 設 課 長
遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長	渡 部 さつき	会 計 室 長
菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長
廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長	渡 部 浩 明	館 岩 総 合 支 所 長
馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長	平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

星 貴 夫	事 務 局 長	星 彰	議 事 係 長
-------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願い申し上げます。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に当たっては、質問の趣旨を簡潔明瞭にお願いいたします。



◇ 大 桃 英 樹 議員

○室井嘉吉議長 それでは、9番、大桃英樹君の登壇を許します。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 皆さん、おはようございます。

登壇順序7、議席番号9、大桃英樹、これから一般質問を開始いたします。

質問事項は、町長の選挙公約について、この実現に向けてどのようなお考えか、伺いたいと思っております。

まず1番目、子育て支援策として、ゼロ歳児から2歳児までの保育料負担軽減を掲げていらっしゃいましたが、財政負担とその効果について伺います。

2点目、関係人口創出のために掲げていらっしゃいました山村留学など、都市と農山村の交流促進、この具体的な施策について伺います。

3点目、教育・文化の振興におきましては、新しい時代に対応した教育現場の充実と生涯学習及びスポーツの振興とございました。この新しい時代に対応した教育この認識について伺います。また、生涯学習・スポーツの振興についての現状認識と振興策についても伺いたいと思います。

最後、4点目でございます。行財政計画について、町公共施設の適切な管理による財政負担の軽減とございましたが、現在の財政状況に対する認識と観光施設の今後の在り方について伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

9番、大桃英樹議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、町長の選挙公約の実現はに関する1点目、子育て支援策として、ゼロ歳児から2歳児までの保育料負担軽減を掲げているが、財政負担と効果はとのおたただしでございますが、まず、財政負担に関しましては、令和4年度当初予算では、公立、私立の保育所を合わせ、現年度分保育料収入を1,769万1,000円を計上しているところでございます。これは、保育所への入所児童の状況によって毎年変わってまいります。ゼロ歳児から無償化した場合、最大で2,000万円弱の財政負担が発生するものと想定しております。

実施に当たっては、町全体の財政規模からどの程度の保育料負担軽減を進めていくかを検証し、判断する考えでございますが、いずれにいたしましても、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることは、子供を産み育てやすい環境構築の第一歩であり、直近の少子化対策、さらには、これからこのまちで子供を産み育てたいと思う若者の定住促進にもつながる重要な施策であると考えております。

今後は、各種事業の見直しを進め、十分な効果が得られる予算を確保し、子育て支援対策を強力に進めていきたいとこのように考えております。

次に、2点目、関係人口創出のために掲げている山村留学など、都市と農山村の交流促進の具体的な施策についてのおたただしでございますが、昨年度から5泊6日の短期山村留学を舘岩地域で行っております。今年度は夏と冬の2回開催する計画で、回数を重ねることによって、通年の山村留学の実施に向けた地域の受入れ態勢の構築や住民意識の醸成を図るとともに、本事業に参加した子供たちが将来本町への関わりを持っていただくよう、取り組んでいきたいと考

えております。

また、企業研修の誘致につきましては、令和2年度から実施しているチームビルディングツアーリズム事業がございます。この事業につきましては、単に企業研修を受け入れるだけでなく、本事業に関わる町内の事業者が主体的に実施していくことを目標として、研修を実施する町外企業と町内の事業所の関わりが深まり、新たな商品開発やプロジェクトを実施するなど、本町の産業振興への効果も期待し、取り組んでいるところでございます。

さらに、合宿の誘致や台東区、さいたま市などの都市住民との交流では、本町を知っていただく機会を設け、南会津町にまた訪問したいと思っていただけるよう、交流を進めてまいりたいと考えております。

今後もこれらの交流等を通して、将来的に本町へ関わっていただく関係人口につながるよう、地域住民や関係団体と協働で取り組んでまいりたいとこのように考えております。

次に、3点目、新しい時代に対応した教育の認識はとのおたただしであります。国が推進しておりますGIGAスクール構想等により、教育分野におけるICT化が急速に進展し、教育環境が大きく変化してきているものというふうに認識をしております。そのような時代にあっても、本町教育の目指すものは、次世代の地域を担う人材の育成であり、自立した人間の育成であることを踏まえつつ、ふるさと教育を推進するとともに、情報化教育においては、全ての小中学校に通信ネットワーク機器を整備し、電子黒板やタブレット端末も導入するなど、情報活用能力の育成に力を入れているところでございます。

特に、1人に1台配置されておりますタブレット端末は、学習の補助として学習意欲を高める点でも有意義な機器であると考えております。しかしながら、多忙な教育現場においては、教職員だけで十分な対応ができない場合もありますので、GIGAスクール運営支援センターを設置し、ICT機器の活用支援や校務などの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、情報教育化を例に挙げましてお話し申し上げましたが、日々変化していく教育現場をハード、ソフトの両面からしっかり支え、次世代の地域を担う人材の育成及び自立した人間の育成に努めていきたいとこのように考えております。

また、生涯学習・スポーツの振興についての現状認識と振興策はとのおたただしであります。生涯学習及びスポーツの両分野とも、少子高齢化や情報化社会の進展により、町民のライフスタイルに変化が見られ、特に新型コロナウイルス感染症対策によって大きく様変わりしているものと認識しております。

生涯学習の振興では、拠点となっている御蔵入交流館の大規模改修を進め、文化ホールや公

民館機能、さらには図書館の効率的な利活用に努めるとともに、文化ホールを活用した各種芸術文化の鑑賞事業、さらには、子供歌舞伎等の地元で伝わる伝統芸能の伝承にも継続して支援を行ってまいりたいとこのように考えております。

また、4地域ごとに開催されております各種公民館講座や文化祭につきましても、関係する方々の意向やニーズを把握し、より多くの方が参加できるよう、必要に応じて事業内容や運営方法を見直していきたいとこのように考えております。

一方、スポーツの振興についてであります。コロナ禍の中で思うような活動ができない状況が続いており、各種大会開催を見送る状況が続いているとこのように認識しております。スポーツ活動は町民の健康づくりや生きがいくくりにも大きく貢献しておりますので、体育協会等との連携を図り、各種スポーツ大会やスポーツ教室を継続して開催できるよう取組を進め、引き続き町民のスポーツ活動を支援するとともに、老朽化している施設の整備についても検討してまいりたいとこのように考えております。

生涯学習・スポーツの分野とも、コロナ禍の時代にあつて、今後とも感染症に配慮した事業や大会の運営が求められていくものと想定されますので、この点にも十分注意して取組を進め、一人一人の個性や能力が十分発揮できるよう、活動の場を提供していきたいとこのように考えております。

次に、4点目、行財政改革について、町公共施設の適正な管理による財政負担の軽減とありますが、現在の財政状況に対する認識と観光施設の今後の在り方というおたがでございですが、普通交付税をはじめとした依存財源への割合が高い本町においては、自主財源の確保はもとより、事務事業の見直しや経常経費のさらなる抑制を進めていかなければならないというふうに思っております。

観光施設に限らず、町が保有する公共施設は、老朽化等により修繕を必要とする施設や設備が多く、そうした維持管理経費の増加が行政運営の負担となることも危惧されておりますので、施設が果たしている機能や役割を踏まえつつ、今後の人口減少や施設の利用需要等を考慮しながら、公共施設の適切な配置を実現していく必要があるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、子育て支援から1点ずつ再質問させていただきたいと思ひ

ます。

先ほど町長答弁では、ゼロ歳児から2歳児の保育料負担につきましては、毎年これから2,000万円弱ぐらいの予算が見込まれるのではないかとということです。皆さん、ご承知のとおり、3歳から5歳につきましては、国の支援もございまして無償化されております。また、南会津町においては、補食というか、おかずの部分であるとか、そういった部分についても支援されているということ、現状認識としましては、子育て支援、昨日も一般質問の中で議論になりましたが、総合的な取組が必要であろうというようなところですが、しかしながら、そういったものが自治体間で競争になってどうなのかという視点もございまして、しかしながら一つ一つをしっかりと精査していきながら、今、町に必要なものを我々としては提案していきたいと思っています。

子育て支援を見ていきますと、やはりですね、まずは出産に関するところですね。これについては、子育てスマイル支援事業におきまして支援されております。1人お子様が生まれるにつき10万円の商品券ということです。そして保育料の無償化、そして、今度は全体的な相談体制の確立ということで、包括支援センターえがおというものを町では運営されております。これについても画期的な取組で、これは世代に限らずいろんな相談体制ということで、非常に忙しい部分だと思っております。さらに学童保育、そして、大きくなるにつれ、例えば高校から大学にいくと、町では奨学金の貸付などを行いながら、子育てを支援しているというような形かと思えます。

一方、出生数が増えない、去年は49ということで、非常に少なくなってしまう状況を考えると、その手前のところもやらなくてはならないのではないかとというようなことで、婚姻支援につきましては、新生活支援事業ということで、婚姻されたご夫婦がアパートを借りたり、新居を構えるために必要な経費についてこれについて補助されているというようなことがあろうかと思えます。

もちろん子育て支援についてなんですけれども、その手前のところが私は重要ではないかなと思っております。つきましては、それについてもお聞きしたいと思っております。今ほど紹介させていただきました結婚新生活支援事業、昨日、出生数が49だったということでございましたが、例えば、婚姻数につきましては、直近のですね、どれぐらいあって、この事業を活用されている方どれぐらい実績があったのか、伺います。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 大変申し訳ありません。ただいま資料を持ち合わせておりませんの

で……

○室井嘉吉議長 大桃議員、大丈夫ですか。

○9番 大桃英樹議員 大丈夫です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 子育て支援で総合的だという機能議論もありますので、ぜひアンテナをしっかりと張っていただきたいなという思いであります。

そんな中で、幼児期に対する保育料の減免とか、無償化というのは非常に効果はあるんだろうと思いますが、一方で、我々世代でもそうなんですけれども、子育てで一番お金がかかるのはどこかという、学費だと思うんですね。それに対応する事業としましては、奨学金の貸付ということがあるんですけれども、つまり幼少期のところばかりずっと見て、ここを何とかすれば、婚姻数が増えるんじゃないか、出生数が増えるんじゃないかなという発想で事業に取り組まれている部分が多いかと思うんですけれども、例えば小学生、中学生、高校生になるにつれて、非常にお金がかかってくるということに対して、やはり今の若い人は敏感なんだと思います。また、自分の人生を考えたときに、子供がたくさんいることによって生活が苦しくなってしまうのではないか、また、年金制度等も今不安定な時期にありますので、そういったところを不安視されているのではないかなというふうに思っています。

町長におかれましては、子育て支援を拡充していくんだというような話がありました。選挙期間を通じて、住民の声を聞かれて随分意識が変わったというお話も昨日ございました。例えば、中学生、高校生、大学生、これも子育てだと思えます。ここまで含めて子育て支援について何かお考えあるのか、また、住民の声お聞きになった部分で、ここについては考えなくてはならないんだ、町でやるべきところはここじゃないかと思われていることがありましたら、お知らせいただければと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

非常に大切なご質問だというふうに感じております。まず、出生児が減っているというショッキングな数字でございました、50を切ったというのは。それで、私も各集落訪問させていただき、住民の方の声を聞かせていただきましたが、まず言われたのは、今の若い人たち、結婚しないよね、これを何とか結婚に導いて子供を増やしていかないと、町の将来ってどうなるんですかというふうな声は、それぞれの地域から非常に大きな声として私のほうに届いたということでございます。

それで、私としては、行政でどこまで踏み込むのかは難しいんですが、結婚支援を取り組んでいきたいとこのようにまずもって考えているところでございます。その手順としては、今縁結びアドバイザーという形で関わっていらっしゃる方、それから、出会いのイベントに関わっている方、そういった方たちと膝詰めでお話をしながら、今の現状がどうなのか、しっかり話をして、しかるべき町が進む対策を取るべき方法を考えたいと思います。

それで、私的には、昭和の時代、我々が生まれ育った時期には、親から、おまえは長男だから、跡取りだから残れよというような話をされてきました。しかし、今はどうでしょうか、そういうふうな声よりも、自由に生きたらという親御さんも多いのではないのでしょうか。その辺の状況の変化、さらには、みんなで活動しながら出会いの場があったと。一方、今の若い人たちの育った環境を見れば、電子機器の活用が増えて一人で過ごす時間が非常に増えているということも、その出会いの機会が少ない場面かもしれません。

さらに、職場だったり、親戚だったり非常に心配をしながら結婚相手を探してくれた。今はそういった動きに対して、若い人たちはよしとしない環境もございますし、それが職場で言えば、モラハラだったり、パワハラだったり、セクハラだったり、そういうようなことで発言があるという時代の変化がまずあるということを押さえなくてはいけないと思っています。

それらを踏まえすと、やはり今の若い人たちがどういう心境でいるのか、ですから、独身で過ごすという選択肢も当然それは認めなくてはいけない。ただ、このまま年を重ねて、老後一人で大丈夫ですか、不安はないですかという問いかけをしながら、結婚への誘導を促していくという仕組みを私はつくっていくべきかなと思います。

そのためには、嫌がられるかもしれませんが、おせっかいを焼いて、出会いの場をつくってあげたり、それから相談体制を整えたり、その部分は必要ではないかと思っております。

一方、若い人たちからすれば、人口減少は自分たちに責任があるかのごとく言われることについてはよしとしないと思うんです。ですから、時代の変化を認めつつ、どういうふうな対策を講じていくか必要であるというふうに、結婚問題については感じております。

それから、子育ての関係で言われたのは、保育所は3歳児になると無償化になります。ゼロから2歳が有償化ということで、3歳になると無償化ということが逆にゼロから2までの間の保育料の負担が子育て世帯については重荷になっているんですよというような話を数名の方からいただきました。今回、負担軽減というところに私はとどめたところでございますが、その必要とする経費、どのぐらいなのか、それが町財政に及ぼす影響がどうなのか、その辺を見極めないと、今現時点で確たる内容をお示しすることはできないと思いますが、今後、来年当初

予算編成に向けて、ここについては一定の方向を出していきたいとこのように思っております。

それから、小学校、中学校、高校、大学というところの養育費というか、学費の問題、これは非常に大きな問題があると思います。特に高校より上の専門学校、大学への進学という部分は、親御さんにとって子供の数を考えてしまう重要な課題だと思っております。これは町だけでは対応できない、国としてどう考えるのかというふうな問題にも及ぶと思いますので、その問題があるというところは認識しておりますが、まだこの時点で、南会津町としてどう策を講じていくべきかというところまでの考えには至ってございません。

以上、そのような考えでおります。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 先ほどの婚姻届に関しての数でございますが、資料ございましたので、ちょっとタイムラグはありますが、答弁させていただきます。

統計上、直近のデータが令和2年分なんですが、婚姻届は戸籍の届けになりますので、それぞれ種類が違います。本人が本町に戸籍を置いて届出を出したのが27件ございます。さらに、住所を置いて、本町に戸籍がない方の届出が5件ございます。さらに、本町には戸籍があるんだけど、ほかの自治体に住んでいる方の届出が135件ございます。そうしますと、合計で167件が令和2年分ということになります。

ただ、傾向を見ますと、総数ですが、令和元年ですと245件だったんですね。その前の平成30年が206、平成29年が217、平成28年が232ということで、徐々に届出も減っていると。ただ、令和元年はちょっとイレギュラーな件、どういう社会情勢の変化があったか定かではございませんが想定できませんが、そのような状況となっております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 本当に町長、選挙中の町民の皆さんのお声をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。やはりそういったところ、町民の心配は当然かと思えます。そんな中で、町長おっしゃったように、国の役割、県の役割、そして町がすべきことを見定めていく必要があると思います。

私は以前の一般質問でも、給食費については無償化していくべきだと思っています。今回一部補助ということにはなっておりますけれども、町の責任として、子供を育てるという観点からしますと、しっかり食の面倒まで見てあげることが子育て支援につながると思っています。これは少し脱線してしまいましたが。

そして、今ほど住民課長から婚姻数の届けの数がありました。こういった数もなかなか公に

ならないところで、我々もなかなか知る機会がないんですけれども、このように町内にいらっしゃる方で27件、町外の方、戸籍を持っていらっしゃる方が5件で、町外に住んでいらっしゃって戸籍がこっちにある方が135件ということで、こういう割合だということ、当然ですよ。学生になったり、就職で町外に出ってしまう機会が多いということですので、そういった数字になるのかなと思いますが、やはり婚姻数も減っているということを確認できました。

そんな中で、若者定住応援プログラムというのがございますけれども、これも少子化対策の一部に入ってくるのかなと思います。しかしながら、総合振興計画で見ますと、南会津高校、そして、田島高校の出身の人たちで町内に就職された方の累計というような形になっておりますが、このような統計の取り方、今後も続けていくのかなという一つ疑問がありましたので、この点についても伺いたいと思います。

例えば、南会津高校、田島高校以外にも高校はあって、町内に戻ってくる子供の数というのはあると思うんですけれども、そういったところは把握されているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

振興計画に載っている部分だと思いますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思っています。

今現在新たな第3次振興計画策定中ではありますが、数値目標を設定する中で、それがいいのか、また、別な捉え方があるのかどうかということも踏まえながら、協議して、新しい振興計画に盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、現段階で、今ある振興計画の中の目標値を町内の高校以外の高校生も対象にするかというところまでは検討していないということでございますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 了解しました。

先ほど町長から、婚姻の率を高めたいというふうな趣旨のお話がありました。総数が変わらない中で、婚姻の数を増やしていくということ、私は一方で、総数を増やしていくことに一生懸命やるべきではないかなと思っています。この後、交流人口、そして、関係人口をどうやってつくっていくかという議論にもなっていきますが、非常に密接に関わってくると思います。

人の流れがあることによって、南会津に来ていただいて、いいと思ってもらって、定住していただくという流れをさらにつくっていくこと、私はやはり個人の自由というのは尊重される

べきだと思いますので、余り婚姻のところでそのような雰囲気をつくってしまうと、田舎の過去の出ていった先輩方のお話を聞くと、そういった雰囲気が嫌だというようなお声もありますので、個人の自由というのは担保した上で、町がすべきことというのは、それよりも町に人が来る流れをつくっていくことではないかなということを申し述べて、子育て支援については終わりたいと思います。

続きまして、関係人口の創出ですけれども、先ほど山村留学のお話もありました。また、チームビルディングツーリズムについてもありました。これは長期視点に立った上で取り組んでいくべきかなと思いますが、そんな中で、若者会議数年前にやられた際に、関係人口創出ということで、7点の提案をされております。

中心市街地の活性化、そして、ビアガーデン、ノー残業デー、スキー場の活用、サーモン回帰の機運醸成、プラットフォーム構築、そして、会津山村道場の活用という7点でございました。これがホームページ上にも関係人口の創出という分野におきまして掲載されております。そんな中で、やはり若い人たちが提案したことに対してどう取り組むかというのは、非常に注目される場所かと思っておりますので、このことについて伺います。

中心市街地活性化につきましては、商工観光課で取り組んでいらっしゃる、また、スキー場の活用についても一生懸命やっっているということは分かりますが、それ以外の提案につきまして、執行部の中ではどのように取り組んでいくのか、取り組む方向性、検討しているのかどうか、伺いたしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今ほど若者会議というお話がありましたが、その若者会議の中で、今ほど議員がおっしゃられた提案というものはいただいたので、一定の成果として若者会議は一区切り、いうことで終了させていただきました。その後、今現在元気の出る地域づくり支援事業ということで、若者枠を設けて、地域の若者が自主的に提案して、企画して、実行していくというような事業に対して支援していこうというような事業を現在取り組んでいるところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 その成果はいかがですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 現在2つの団体から申請をいただいているところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 2件の取組があるということで、まだ成果には至っていないということでもよろしいですね。分かりました。

やはり若者会議は私ずっと注目していました。これだけの提案をしてくださったことに評価すべきですし、行政としてその提案に対してどう取り組むのかというのは、非常に大事な視点だと思っています。そんな中で、会津山村道場の活用というのは、昨日も一般質問中にもありました。町民の視点と行政の視点がちょっとずれているのではないかということです。例えば、ノー残業デーの条例化というようなことで、条例化までいかなくても、ノー残業デーを設けるというふうな取組とか、町内でそういった取組を機運醸成していくということは可能かと思えますけれども、これについての考え方はいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 若者会議の提案の中身まで、私詳しくは今、把握しておりませんが、ノー残業デーをつくることによって、若者たちが活動の時間が増える。例えば、夜飲みに行く機会が増えるというために、ノー残業デーをつくって町全体としてそういった動きを進めてはどうかという内容だったかと私は理解しております。

一つの考えとしては非常に有効な考えであるというふうに思いますので、今現在町役場としても、それから企業に対する、事業所に対する取組について、この部分はさほど動いていないのかなという認識でございますが、若い人たちの思いというのはしっかり受け止めて進める必要がある分野かなというふうに感じているところです。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 先ほどの婚姻の考え方についてもそうなんですけれども、若い人たちが見ている部分と行政で受け止めている感じ方というのが若干違うのではないかなと。ここに私は、田舎の苦しみみたいな、田舎で生きることの大変さ、困難さがあるのではないかなと思っています。逆に言えば、それがよさにつながることもございますが、一方で、こういった情報化社会になりますと、そういったところに目がいく若者視点について、どのように捉えていくかというのは、検討を重ねていく必要があると思います。町長、いかが思いますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員おっしゃるとおり、若い人たちの意向をしっかり把握をして、町でできること、それから民間ができること、若い人たち自らできること、そういったものを取捨選択して進める必要があるという認識であります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町長は選挙中、世代交代ということをおっしゃっていました。私はやはり時代を見ることは非常に必要だと思っております。私議員になって11年たちましたが、この11年というのは、東日本大震災があって、それから、幾多の豪雨災害であったり、台風の災害があったり、こういったコロナのことがあった。非常に内向きになっているなという気がしています。実際に郡内の首長につきましても、全て役場職員経験者、民間の活力ってどこにいったんだろうなというふうに感じます。確かに信頼というのは大事だと思いますが、チャレンジが大事なのではないか。トライすることにやはり未来を感じる、それが若者だと思います。しかしながら、やはり内政に目がいってしまうことによって、補助金の枠が非常に増えている。子育て支援もそうです。当然必要なものにはやらなくてはならないということはあるのですが、一方で、そこにばかりいってしまうと、関係人口の創出ってできないのではないかなというふうに思っています。

関係人口と交流人口は違う。交流人口は観光であって一過性の人たち、関係人口というのはかつてここで生まれた方々をどうしていくかということ、また、かつてここに職場で滞在されたことがある方、そういった人たちをどうやって、ずっと親戚関係のような関係をつくっていくかということだと思います。

その際に必要なのは、どういう地域を目指すかという視点だと思います。つまり南会津町をどのような地域にしていくのか、交流人口を増やすため、関係人口を創出するため、先ほど町長からは、山村留学であったり、チームビルディングツーリズムという事業の説明はありましたが、どういう地域を目指すのか、この点について町長のお考えを伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、我々大人が南会津町がいいところだというような思いを持っていないと、自分たちの子供や孫にそういうお話しはしないですね。地元には愛着があって初めて、一度この町を離れてもまた戻ってくる。さらには老後戻ってくるというようなふるさと意識というのは非常に重要だと思っています。そういう意味で、子供たちに対する教育のふるさとづくり、ふるさと意識の醸成というのが非常に大切だと思っております。

町は四季の移り変わりが非常にしっかりしていて、私はここの町に住んでいて非常に大好きです。そういった思いを町民の方に持っていただいて、自分たちの町をしっかりPRできる、そういった仕組みをつくっていく必要があるだろうと思います。

例えば今進めようとしている山村留学についても、都会で育った子供たちをこの自然豊かな

中で伸び伸びと育てたいという親御さんが都市の住民の方にいらっしゃいます。ですから、一つのアピールポイントになる。それから、企業研修においても、単なる研修の場だけではなくて、その地域に入って課題をみんなで検討して提案していくというようなプレゼンテーション型の事業も出てきておりますので、そこに南会津町としては一步踏み込んで今やっているということでございます。やはりこの地域、自然との共生という部分が非常に重要な部分でございますので、観光面も含めてやはりこの地域のよさを売り出して、地域づくりにしていくと、そこから関係人口、さらには定住人口の増加につなげていくというのが町の目指すべき方向性ではないかなと感じているところです。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町長の認識について述べていただきました。ありがとうございます。

関係人口の創出につきましては、視点が大事だと思っております、やっぱり町の良さをこの十数年、ふるさと回帰の意識が非常に強くて、これは非常にいいことなんだろうと思うんです。我々が忘れそうな視点ではありました。しかしながら、そこにばかりいってしまうと危険ではないかなと思っております。つまり私としては、都会らしさ、南会津がどういう地域かということをよく見ると、やはり田島地域と西部である舘岩、伊南、南郷地域、明らかに違います。人の流れも違いますし、文化面でも違う部分が多いと思っております。そのよさをどうやったら生かしていけるのかなと。今の進め方だと、一つに向かっていきましようという考え方が多いですけれども、我々のような広域合併の場合は、もう少し多層的にやっていったほうがいいんじゃないかなと思っております。

例えば、昭和村の取組であれば、文化面、古くあるものをどうやってつないでいくかという考え方、これでやっています。じゃあ我々の中でそれはいいのかというと、確実にあると思います。南郷地域でもそういった取組があります。なので、その地域ごとにビジョンを立てていくことが私は必要ではないかなと思っております。田島地域であれば、都市計画もあるように、どうやって発展させていくか、若い人たちのニーズに応えられるような住まいづくりであったり、中心市街地活性化をやっていくかということも必要だと思います。

したがいまして、地域づくりといったときに、やはりそれぞれのビジョンが必要かと思えます。昨日から町長のお話を伺うと、町民の話を伺うんだと、町民の声が一番だというような視点がありますが、私は一方で、トップダウンの関係も必要だと思っております。つまりビジョンを示した上で、これを土台にしてみんなで考えましようという考え方が必要だと思います。そうでないとなかなか進まない。

したがいまして、ぜひ町長にはそういった地域のビジョン、例えば南会津どういふところを目指していくんだと。南郷地域であれば、こういうところを目指していきましょう、こういう地域づくりをやっていきましょうと、そういったことを住民の皆さんにお伝えする機会が必要ではないかなと思いますし、そのような町長の姿勢が必要かと思いますが、どのようにお感じになるでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

いま議員言われたことは、基本的に私も同じ考えであります。しかし、住民の声、これは非常に大切な部分だというふうには私は思っております、トップダウンである物事を決めるにしても、しっかり裏づけをとっていかないと進まないというふうには思いますので、やはりその地域にある素材なり、魅力なりを生かしていくという視点において、地域の方と話をしながらまとめていく必要があると思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今のお話ですと、広聴事業をどうやっていくかという話だと思います。確かに町長、住民の声を聞くことは大事ですが、住民全ての声を聞くことは不可能です。そんな中で、どのような組織づくり、体制づくりをしていくかというのは非常に大事だと思います。南会津町は田島に本庁があつて、各総合支所があるという組織体制。そんな中で町長は一人なわけですが、そんな中で、住民の声ってどうやってお聞きになるおつもりでしょうか。広聴事業について、今後の方針について伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 広聴事業、いろいろ考えられます。情報発信の仕方、住民の方からは、町の情報が余り上手に伝わっていないというふうなご指摘もございまして、それは広報紙であったり、ホームページであったりだと思います。それから、それぞれの地域にある地域協議会、そういった方々からのご意見、または各行政区長からのご意見、そういったものもある地域の声として受け止めていく必要があるというふうには思っております。それ以外にタウンミーティング的なやり方をして住民の声を拾うという方法もあるんですが、反面、そういった機会を設けても、なかなかおいでいただけないという今までの経験もありますので、今後住民の声をどういふふうにより一層拾い上げていくのかは、今後の課題だというふうには私は認識しています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 確かにタウンミーティング、過去やったものに対して実績が少なかつ

た。これは結果の一つではありますが、私はドアはずっとノックし続けなければドアは開かないと思うんです。この住民と行政の関係を変えていかないと、おんぶにだっこになってしまいますよ。私は職員時代、リーダーシップの強い町長の下で仕事もしたこともありました。その後、議員になって、震災からずっと、先ほどのような時代認識の中で、内政にいそしむというか、一生懸命もう一回復興の流れをつくっていくんだという流れも経験しました。そこで感じることは、町で掲げている協働のまちづくりというのを真剣に取り組むべきだと思います。人ごとにするのではなくて、自分ごとに考えてもらうまでノックし続ける、問い続ける、そういった姿勢がなければ絶対に返ってこないですし、いつまでも住民お一人お一人の声を聞きますという姿勢からは脱却できない、前に進むことができないと思っています。

南会津町は南会津郡の中心でもあるんです。もう少し広域的に考える必要ないでしょうか。桧枝岐の尾瀬であったり、只見のユネスコエコパークであったり、南会津町だってすばらしい、大内宿が下郷町にある。たくさんの方が来ているけれども、ここを循環するような流れというのは一向にできない。それぞれの町村で競争している。しかし、町長、南会津町は郡の中心だと私は思います。ぜひ町長には、新しい世代の担い手としてそういった流れをつくっていただきたい。郡内の連携、これも必要だと思います。

したがって、そういったビジョンを示して、そして住民の皆さんに何ができるかを問うて、その機会は、来ないからやめるのではなくて、来られるような環境をつくっていくのが我々の責務だと思いますので、ぜひそこについてのお考えを伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

広域連携は重要な視点だと思います。今回只見線の開通に向けて県は非常に力を入れておりますが、そのときに振興局長さんともお話ししましたが、会津線、野岩線を含めた周遊的な取組、さらには、国道289号の八十里の開通に向けて、三条市と新潟県の交流の準備も進めておりますので、南会津という地域としてどういう魅力を発信できるのか、誘客ができるのか、来ていただけるのか、その取組というのは非常に重要だと私は認識しております。

例えば、只見川の電源流域の組織もございます。そういった場面で、母体としては検討する場がありますので、さらに広域連携でこの地域を訪れていただくような仕組みをつくっていく、そういったものを提案していきたいと思っています。この地方を訪れる方は、南会津町だけピンポイントで来るわけではございません。このエリアを見て、ここはいい、ここを見てみたいねという形で訪れるものですから、周遊的な魅力を複数つくり上げて、来訪者を増やすというのが

非常に重要な視点だというふうに考えています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 町長からそのようなお言葉がありましたので、ぜひそういった機会に郡内に呼びかける、そしてまた、町民に対しても、こういった地域を目指すんだというビジョンを示していただきながら、問いかけ続けていただきたいなと思います。

少し話がずれた感がありますが、次に、教育と文化の振興について伺いたいと思います。

先ほど新しい時代、どのような認識かということで、GIGAスクール構想をはじめ、情報機器の発達という部分でありました。これについては今までもやってきておりますし、継続ということで理解いたしました。

生涯学習・スポーツの振興について伺いたいと思います。

今福島県内、スポーツ離れが非常に加速していると思います。私が代表を務めるスポーツ組織の中の福島県の枠があるんですけども、例えば野球でいうと、非常に減っています。例えば宮城県、山形県はチーム数が増える状況があります。また、部活からの移行ということで、これは中学の硬式野球の部分でございました。ここについては、部活からの移管ということで、クラブチームに移行していて、チーム数が増えたり、人数が増えているという部分があるんですけども、福島県内のチームにおいては、1桁、新しく入る郡山であっても、福島であっても、いわきであっても1桁というような状況です。これを代表者同士で話すんですが、やはり震災の影響だ、原発の影響だろうというふうに見ています。

また、田島中の私、保護者でもありますので、今の部活の状況を見ると、やはり変化しています。野球部20人、卓球部27人、剣道部6人、柔道部7人、ソフトボール部8人、バレーボール部11人、バスケットボール部20人、バドミントン部64人、吹奏楽部11人、総合文化部21人、このような変化を町としてはどのように考えられますか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

確かに今の部活動の子供は、数がありましたけれども、子供の減少に伴って、まず部活動がなかなか成立しなくなっているなという心配はしております。ある程度の子供の数があれば、ある程度の部活動の格好はできるかなというふうに思っています。

また、各部の構成の人数も非常に減っているなど。南会津の場合は本当に少ない部でやっている学校もありまして、人数が少ないところは他の学校と合同チームをつくって頑張っているところもあります。そのような中で、やりたいスポーツをしていくためには、ある程度の人

の確保が必要かなというふうに思いますので、いま国のほうでも中学校の部活動、運動部ですけども、地域移行ということで、地域の複数の学校の子供たちが集まってチームをつくって活動しましょうという流れになりつつあるのかなというふうに考えています。そのように、自分のやりたいスポーツをある程度できる環境をつくってあげるということも大事なので、地域移行については真剣に考えていきたいなというふうに思っていますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 私が危惧するのは、子供たちのスポーツ離れというところです。ここに絞って考えたいと思うんですけども、震災があって、原発の話があったときに、お母さん方が心配して、インドアという部分が多かったと思います。間違いなくあったはずで、幼少期の体験が生涯響くということはよくある話です。そんな中で、バドミントン部が64人になっているということは、そういった傾向があるのではないかなというふうに私は思っていますが、町としてスポーツ離れ、少子化だけではなくて、そもそもスポーツをやらない子が多い。中学校へ入って部活へ入らなくてはならないので、一番入りやすいものというところでバドミントン部に入っているのではないかなというふうに思います。これは恐らくほかの中学校でも同じではないかなと思います。

したがって、町として生涯学習の観点から、スポーツ離れというのをどう考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたします。

スポーツをする目的、これは何でしょうか。どうしてもスポーツをしなければ、人間としては駄目なのかという観点からお話ししたいと思うんですけども、スポーツというのは多分精神を鍛えるとか、体を鍛えるとか、例えば集団であれば、仲間意識を育てる、そういう目的を持ってスポーツはあるのかなと。簡単にいいますと、そういう目的が他のもので解決できるんだったら、ひよっとしたらスポーツを選択しない方も出てくるかなと。

例えば自分で体を鍛えて、十分体を鍛えているから特にスポーツをやらなくても日頃の生活の中で十分体は丈夫ですよ。では、仲間意識をつくる、いや、スポーツをやらなくても友達はいっぱいいますよ。あとは忍耐とか、そういう体力を考えると、やはりそれできますというふうに、ひよっとしたら、そういうふうに個人個人がスポーツに対する目的を他のもので解決

できるので、私はスポーツをやらなくても、スポーツという表現はあれなんですけれども、集団で集まって運動しなくてもいいですよというような考えになっている場合もあるかなと私は思うんです。

ただ、やはり今スポーツの目的、魅力というのは、これは大切にしなければいけないと思うんです。今言った体を鍛える、仲間意識を育てる、耐えるとか、そういう気持ちを育成するというか、そういうものにおいては、ある程度個人であれ、集団であれ、集まって運動をするということは非常に大事な事かなというふうに思っています。

日本のスポーツと外国のスポーツをよく比較してやられますけれども、スポーツに対する意識というのも少し違うかなと思うんです。日本はスポーツは、さっき言ったように、いろいろな目的を持ってきちっとやるというか、体さえ動かしていればいいんだと思うことも、スポーツという人もいるかもしれませんが、一定のルールにおいてきちっと体を鍛えるというのもスポーツという認識を外国の方は持っているので、やるときにはしっかりとユニフォームに着替えて運動すると、そういう考えを持っていると。ですから、そういうふうな意識を育てるという意味では、スポーツという言葉で運動を推進していくのは大事な事かなというふうに思います。

ちょっと支離滅裂な答えになってしまったんですけども、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 私は、何でもそうだと思いますけれども、やはり楽しむということが一番だと思います。楽しむことから子供たちが心から楽しんで一生懸命やることによって、いろいろなものが複層的に上昇してくる、地域の人たちとの関係も出てくる、そういったことで人間の成熟というのはあるんだと思います。私は、だからスポーツの推進ということが町長の公約に掲げられてありましたので、どのように推進されるのかなということをお聞きしたいんです。

私は今の南会津町に足りないのは、スポーツを推進するための計画、組織、考え方がないということです。どうやって子供たちが今までやったこと、都会でできる子供たちはたくさんいます。でも、南会津町にはなかなかスポーツを経験する場がないと思いませんか。体育協会であったり、団体にお任せするばかりで、自分たちがクラブ員数を確保するために一生懸命やっている。スポーツ少年団でも同じ、ないパイを奪い合っている。そうではなくて、もっとおらかな目で、何をやってもいいよ、幾つもやってもいいんだよ、好きなことをやろうね、陸上

をやって、野球をやって、スキーをやって、それが南会津らしさではないですか。でも、今はどうなっているかという、競技団体同士が奪い合って、そっちへ行っちゃうとレギュラーになれないよとか、そういったことが起きているということを私は話したいんです。

私は南会津町の生涯学習を考えたときに、スポーツの推進するためにはやはり組織、先ほど教育長、部活動を地域へとおっしゃいますが、今の組織体制では安心して任せられないのではないかなと思います。子供たちが十分に選択できるような状況を整えることが行政の役割だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えします。

先ほど私の回答、大変申し訳なかったです支離滅裂になって。目的、スポーツとは何事かというような感覚で捉えてしまったんで、申し訳なかったです。

スポーツは子供が楽しむべきだということで、私それは大賛成です。嫌々やっているスポーツでは全然意味がないかなと。そういう意味では、先ほど部活動の減少によって、種目が絞られるというのも、ひょっとしたら子供たちの楽しむ意識をそいでいるもしれないですね。自分のやりたくない部にしか入れないと。そういうことを考えると、地域に移行した場合は、ひょっとしたら自分のやりたい部をつくって、みんなでやるという楽しみも出てくる。先ほど南会津のよさという話がありましたけれども、スキー場もあるし、そういうふうにごで育った人はスキーぐらいできるよねという感覚を多分皆さんお持ちだと思うんです。それなのに実際にはなかなかスキーに行く子も少なくなっていると。そういう意味では本当に残念なことだというふうに思っています。そういう意味で、子供たちをスポーツを楽しませるためには、我々大人も楽しまなければいけないかなと。結構親がやっていたら子供もやると、結構そういうことで子供たちもスポーツを楽しんでいるという方も多いと思いますので、ぜひそういう意味で大人も楽しんでいただければと思います。

また、昔は本当に親がいなくても子供同士でスキー場へ行ったりとか、そういうことがあったんですけども、今はなかなか親御さんがいないとスキー場へ連れて行ってもらえないとか、そういうふうにご生活環境も変わっていますが、そういうものを地域で、親の代わりに僕たちが連れていきますよとか、そういうふうにご地域で支えるということも大事になってくるかなというふうにご思っていますので、その辺は地域のスポーツとしてやるというときには、地域がみんなで支え合っていくということが大事だと思いますので、その辺につきましては、しっかりとやっていきたいなというふうにご思っています。ご理解願います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 そのとおりなので、具体的に進めるためには、やはり計画と組織が必要ですと。懇談会等やらないと、なかなか見えてこないんですよ。やはりスポーツというのは、親子で楽しめる非常に楽しいものですし、生涯楽しめるものにつながります。また、子供の体力ということにもつながりますので、親しめる機会をつくるために、そこから視点を持っていきながら、ではどういう組織体制をつくったらいいのかということをご検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○室井嘉吉議長 以上で9番、大桃英樹君の一般質問を終わります。



◇ 渡部訓正議員

○室井嘉吉議長 次に、6番、渡部訓正君の登壇を許します。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 どうもご苦労さまでございます。

議席番号6番、渡部訓正、これから一般質問をさせていただきます。

まず1点目、放射線の心配のないシイタケ原木、菌床オガ粉のブランド化を。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして、東京電力福島第一原子力発電所事故により放射線が県内外にばらまかれ、11年以上経過した現在も県内の山林除染は行われず、放射線量の数値は高い状況にあります。その中で、今年の令和4年4月26日付福島民友新聞の1面トップに、シイタケ原木林5,000ヘクタール、これは原発事故前の半分に当たり、今後それを20年かけて再生する計画を林野庁と県で行うことが載っています。計画概要には、南会津地域は入っていないことから、県に照会したところ、次のような回答でした。

1点目、シイタケ原木の放射線量の数値は、南会津地域は低い数値となっている。他地域では高い数値にあり、現状ではシイタケ原木等の生産はできない状況にある。

2点目、南会津地域は、原発事故発生の数年経過後から放射線量の数値が低いことが確認され、シイタケ原木の生産、菌床オガ粉の生産が可能なので、それを生かし、南会津産の栽培キノコの知名度アップにつながればと考えている。

3点目、令和4年3月30日から、食品表示基準Q&A改訂により、植菌地を原産地として表

示することが義務づけられました。これは近年植菌された安い菌床が海外（主として中国）から輸入され、国産の菌床を使うキノコ生産者は、安い菌床に押され、厳しい状況にあること、さらに、安全が確認された南会津産のシイタケ原木やオガ粉で栽培することにより、生産者と消費者をつなぐ安心と産地への信頼の鍵となるというような回答でございます。

本町では、ほとんどの地域で放射線量が基準より下回っていることに着目し、平成28年度には県内で最も早く2台の原木非破壊型検査装置を県から貸付配置を受け、生産したシイタケ原木の南会津産ブランド化に向け、全数検査を実施し出荷してきました。

平成28年度は、計画5万本に対し、5万5,000本の実績、平成29年度は、計画9万本でした。

①平成29年度からのシイタケ原木の生産量と今後の生産量の見通しは。

②町内でオガ粉による菌床栽培を行っている方の人数は把握しているか。

菌床栽培を大きな規模で行っている方は、町内の森林から生産されたオガ粉を使用し、植菌、培養、生産まで全て町内で行っています。食の安全基準に基づいて、生産していることを前面に出し、町民、県内外の消費者にPRすることにより、理解がされるものと思います。これらにより町民と生産者の信頼感が生まれ、消費拡大につながり、安定経営にもつながるものと考えます。町でも安全をPRするなど、協力してはどうでしょうか。

③オガ粉の生産は、地元の株式会社アラカイが行っていると聞いていますが、現在のオガ粉生産量と今後の生産量の見込みは。

④令和4年3月30日から食品表示基準Q&A改訂により、菌床の植菌地を原産地として表示することが義務づけられました。食の安心・安全への関心は、町民も高いと思います。この機会を捉え、安心・安全な南会津産のシイタケ原木の生産、オガ粉の菌床栽培を推奨していったらどうか。

⑤南会津産のシイタケ原木、菌床オガ粉のブランド化には、原木、オガ粉の生産量の拡大と生産されるほぼ全てについて全数検査がなされ、安心・安全を確立していくことが大切と考えますが、町としてのブランド化に向けての考えは。

次に、大きな2点目、森林環境交付金事業の活用を。

森林環境交付金事業の地域提案重点枠予算は、市町村から事業提案を受けたものが審査されて予算がつくものですが本年度の予算枠が残っていると聞きましたが、町の予算獲得の考えは。

答弁を求めるものにつきましては、全て町長にお願いしたいと思います。

以上で、壇上からの質問については終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 6番、渡部訓正議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、放射線の心配のないシイタケ原木、菌床オガ粉のブランド化をに関する1点目、シイタケ原木の生産量と今後の見通しはとのおただしでありましたが、シイタケ原木については、全量を原木非破壊型検査機による放射能検査を行い、50ベクレル以下の基準を満たした原木のみが流通する仕組みとなっております。

生産量については、平成29年度が約6万5,700本、平成30年度が約7万2,500本、令和元年度が約6万8,500本、令和2年度が約5万5,000本、そして、令和3年度が約6万2,000本となっております。

こうした状況を踏まえ、南会津広葉樹利用生産協同組合によりますと、今後も約6万本程度の需要があるのではないかとこのように伺っているところでございます。

次に、2点目、町内でオガ粉による菌床栽培を行っている人の人数はとのおただしでしたが、2つの事業者と農家3名で組織している1団体、合わせて3つの事業者が菌床キノコの生産をしているというふうに認識しております。

また、食の安全のPRにつきましても、生産者や関係団体と連携をしながら、町としても協力してまいりたいとこのように考えているところでございます。

次に、3点目、現在のオガ粉生産量と今後の生産量の見込みはとのおただしでございますが、令和2年度にオガ粉の生産量増加に向けた設備充実を株式会社アラカイで実施しており、令和3年度の実績は約1万6,000立方メートルとなっております。

今後の生産量の見込みとしては、令和7年度までに約2万4,500立方メートルのオガ粉を生産し、出荷する予定であるというふうに伺っているところでございます。

次に、4点目、安全・安心な南会津産のシイタケ原木の生産、オガ粉の菌床栽培を推奨していただくのはどうかとのおただしでございますが、シイタケ原木、オガ粉の生産量を拡充することは、広葉樹の利活用を図る上でも有効な手段の一つであると認識しております。しかしながら、生産量を拡充するためには、シイタケ原木及びオガ粉生産とキノコ生産における年間の需要の調査や、新規に取り組むビジネスモデルの検証が必要ではないかとこのように考えております。関係機関と連携をしながら、事業展開に向けた方策を生産者を交え協議し、今後の考え方を整理していきたいとこのように思っております。

次に、5点目、町としてのブランド化に向けての考えはとのおただしでございますが、福島県においては、風評被害払拭に向け、キノコ生産における各工程において、複数回の放射能モニタリング検査を実施し、ホームページで検査結果を公表するなど、食の安全・安心をPRし

ているところでございます。

一方、生産者においては、キノコの品質やパッケージの工夫、流通先の確保等により、魅力ある商品を販売していると認識しております。

安心・安全が確保された上で他の生産地との差別化を図り、南会津産のシイタケ原木や、オガ粉をブランド化するためには、品質の管理や安定供給のほか、販売戦略など、生産者が一丸となって取り組むことが必要ではないかというふうに考えております。

今後は、生産者の意向を踏まえ、市場での価格や取引価格の現状、生産者の収益性が確保できる価格形成について調査研究に協力するなど、新たな特産品に向けた検討を関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、森林環境交付金事業の地域提案型重点枠予算における町の予算獲得の考えはとおただしでございますが、森林環境交付金事業は、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らした森づくり事業を展開できるよう、森林を守り育てる意識の醸成を目的として、住民参加型の基本枠と地域提案型を対象とする重点枠からなる交付金事業であります。

議員おただしの地域提案型重点枠につきましては、県産材の利活用の推進、木質バイオマスの利活用の推進、創意工夫を凝らした独自の事業について、市町村が提案する事業に交付される制度となっており、今年度は、藤生地区の消防屯所に係る建築材の利活用事業及び昨年度建設いたしました森と木の情報・活動ステーション「きとね」を県内に広く発信する事業を実施することとしております。

町といたしましては、引き続き森林環境交付金事業の重点枠に係る予算状況を確認しながら、森林等の活用に向けた事業を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長　6番、渡部訓正君。

○6番　渡部訓正議員　私先ほど、冒頭に申し上げましたが、大震災、原発事故から11年が経過をします。震災前は、皆様もご存じのようにシイタケ原木の生産というのが県内では全国第3位だったんです。それがもう結果的には、南会津地方と西会津町が一部で生産できるということも確認できましたけれど、ほかは利用できていない。その点からすれば、本町の今ある地の利を生かして、シイタケ原木、オガ粉生産を推進し、産業振興に結びつけてはというふうに

考えて、この質問をさせていただきました。その考えに基づいて再質問をいたします。

まず1点目、平成29年度からの生産量について、それぞれ令和3年度までの数値を答弁いただきました。

生産量は、残念ながら当初では10万本を超えるような生産量を目指していくというような計画で、28年当時あったというふうに理解しているところですが、伸びない原因については把握しておられますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

生産量が伸びていない状況でございますが、様々な原因がございます。特に、原木生産に適した林齢の事業用地が確保できない。具体的には、今まで本町の広葉樹は優良広葉樹の資源といたしまして、比較的木材の価格で安定的な製紙用チップということで供給されているところでございます。

近年は外国産のほうが安いということで、製紙用チップの需要がなくなったところではございますが、国産の広葉樹チップの低迷によりまして、素材生産業者が多かったんですが、素材生産業者の減少、さらには人工林が伐期にだんだん増えてきてまして、そちらのほうに移行しているというふうな状況があると思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほど答弁の中でありましたように、南会津地区というのは、ほとんどの広葉樹帯というのが、製紙用チップということで利用されてきたというふうに思いますが、近年チップはなかなか少なくなりというか、船で1台持ってきたのがトラックで年間運んだ量よりも多くなるというそういった効率的なこともあって、切り替えという中で、今回の補正の中でものっていますように、広葉樹用材の利用とか、あとは原木材の生産に切り替えていくというのが町のほうの考え方でも示されていますから、ぜひこのところを町の指導方針としてどのように進める考えでいるのか、そのところを答弁をお願いしたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今までの林業成長産業化地域創出モデル事業コロナ化で様々な取組をしている中で、広葉樹の製紙用チップ以外の需要が今現在高まっているというところで、我々のほうで調査をしてございます。その中身といいますのは、今現在国産材用のフローリング材ということで、国産の広葉樹の利活用が見込まれているというところがございます。このため、広葉樹材の需要の高

まりを踏まえまして、町のほうでも広葉樹促進事業ということで、いろいろな事業を展開をするんですが、製紙用チップ以外ということで、特に口径木につきましては、比較的単価の高い用材へと、丸太として用材のほうへ建築材であったり、角材であったりの用材のほうへ進めていきたいと。さらには、小径木につきましては、シイタケ原木、オガ粉、まき、そういったもののほうに展開をしていきたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひこれらもある意味では南会津の特性を生かした指導、そして森林、林野率が92%、そして人工林率がほぼ2割ちょっとのわけですが、残りは全て広葉樹ですので、ぜひその広域的な活用というか、そういうのを今後もやっていただければというふうに思います。

それで、先ほど質問2の中で、オガ粉栽培をやっておられる方が2事業所と個人の1団体というような答弁をいただいたところですが、その菌床栽培を行っている方について、オガ粉の購入、植菌された菌床の購入等々については、一定程度把握されているでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

事業者の2者が使用している菌床と申しますか、機材でございますが、特にオガ粉については株式会社アラカイのほうから納入しているというふうな状況でございます。それと、その他の田島菌床キノコ生産組合についても、菌床についてはJ A全農福島、さらには種菌につきましては、栃木県でございますが、北研という会社から購入をしているという状況でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 2点目の質問で、オガ粉の購入、植菌、そして培養、生産、それらについて、町内の部分については把握されているというふうに聞いたところですが、そうすると、先ほどの事業者の2者については、オガ粉の購入から植菌、そして培養、生産、販売まで一貫して、本町内で行っているという理解でよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

オガ粉の購入から植菌、培養、生産、販売まで一貫して作業している事業者はございます。ただ、それ以外の事業体につきましては、先ほど申し上げました田島生産キノコ組合につきましては、一貫の作業ではないというところがございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 この後の質問でも出てくるんですけど、令和4年3月30日に、食品表示基準のQ&Aというのが、そこから今回取扱いが変わったと。そして、中国のほうで植菌をしたものは、原産地表示というのは中国ということで表示する決まりに、これは国際共通の取扱いということになってきたと思うんですが、先ほども回答の中ではふれられたやに理解をしているんですが、今、食の安心・安全というのは大分叫ばれてきているのではないかなというふうに思います。先ほど全ての事業者が全部南会津町から生産されたものではないというふうにも聞きましたけど、食の安心・安全が叫ばれている中で、原材料が地元であるということアピールすることにより、消費者との信頼関係も生まれて、消費拡大にもつながっていくのではないかなというふうに思いますが、それにつけては、町でも安全をPRするなどの協力は産業振興にもつながるといふふうに考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

キノコの栽培につきましては、事業者さん、それぞれの技術により栽培方法が若干違ったりもするのかなという感じはしますが、食の安心・安全に協力できることにつきましては、今現在新しい森林活用というところで、旅行会社東武トップツアーズと森ネットワークのほうで協働でフードツーリズムというものを考えてございます。その中には、町の農産物であったり、特用林産物が含まれてございます。こういったものを今回の「きとね」の活用の一貫として進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 先ほど議員から、町の特徴というか、そういったものを前面に出してPRすると、食の安全・安心というものを行政としてもしっかりと関わったらどうかというふうなご意見だったと思いますが、これについては、ご指摘のとおり、町でできることについては、それぞれの生産事業者の方と協議をして進めていく必要があるものというふうに認識をしております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひこのところは町としても力を入れていく、そのことが先ほど来一番冒頭に言いましたけど、産業振興なり、基盤整備にもつながっていくのではないかなというふうに考えますので、よろしく町としても協力をすべきだろうというふうに考えます。

次に、先ほどオガ粉の生産量について答弁をいただいたんですが、今後のオガ粉生産については、大体2万4,500立米をオガ粉生産をこれからやっていきたいということなんですが、こ

れによって安定量は確保されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

オガ粉の生産量についてですが、先ほど町長答弁でもありましたように、令和7年度には2万4,500まで生産量を増加させていく。今現在は約1万6,000立方というところで、そちらの内訳を見ますと、大手企業へ約1万2,800ということで、8割程度を出荷してございます。そのほか、復興事業ということで、浜通りのほうに土壌改良剤として2,400ということで、大体15%程度発送しているところでございます。実際地元の菌床キノコに卸しているのが約800立方ということで、5%程度になってございまして、地元の分については安定的に供給できるというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 先ほどの質問4の関連で、もう一回、しつこいと思われるかもしれませんが、食の安心・安全の問題ですから、再質問いたします。

質問4の中でも申し上げましたけど、令和4年3月30日から食品表示基準Q&A改訂により、植菌地を原産地として表示することが義務づけられました。背景には、近年植菌された安い菌床が海外から、主として中国からでございますが、輸入され、国産の菌床を使うキノコ生産者は安い菌床に押され、あるいはその安い菌床に切り替えざるを得ないなど、厳しい状況の中で菌床栽培をやめていった方もいるというふうに聞きます。今後は、原産地表示の義務づけにより、県内の菌床業者の保護につながり、生産も伸ばせるものというふうに考えますが、町の捉え方はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

原産地表示、この食料表示基準Q&Aの改訂が令和4年3月30日に行われまして、原木や栽培に菌種を植えた場合、原産地と表示することを義務化されたということでございまして、極端にいいますと、外国産と国産との区別がされるというふうな状況かなと思います。これらによりまして、消費者がその商品をどのような形で選んでいくかということもございまして、いずれ消費者と生産者の信頼をつなぐというような形にはなってくるかと思っておりますので、これから消費者の動向を調査しながら、事業者の意向を確認して、県や関係機関との調整をしながら、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今まで町長からいただいたり、今の答弁で中身は分かりましたので、シイタケ原木の全数検査の問題について再質問をさせていただきます。

シイタケ原木の全数検査は、安心・安全のため、私自身必要と思っています。ブランド化のためにも南会津産の信用を得るためにも大切だと思います。これまで平成28年度から全数検査を実施してきましたが、放射線量の基準値、これは50シーベルトだそうです、超える数値はほとんど出ていないというふうに聞きます。このような中で、他県のシイタケ原木購入者から、南会津産は米の検査同様に放射線量の数値はほとんど出ていないので、全数検査は必要ないのではとの声が出ているというふうに、生産者のほうからも聞きます。今後も継続するのかどうか、町、業者、県も交えた関係機関で話し合い、取扱いを定める時期になってきたのではというふうに考えますが、町の考えを伺います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

シイタケ原木の県内の生産は、先ほど議員のほうからおただしがあったように、本町と西会津町ということで、2つの町が実際今出荷をしているという状況でございまして、放射線量につきましても、過去基準であります50ベクレルを超えたことはないというふうに聞いてございます。しかしながら、取扱いにつきましても、原則的には国や県の取扱いに準じて判断してまいりたいというふうに考えてございますが、生産者、さらには放射能検査を実施している広葉樹生産組合、そういった方々の意見を聞きながら、本町におけるシイタケの原木の放射線量につきましても、調査、検討が必要かなというふうに感じてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひこのところは、検討をお願いできればというふうに思います。

それと関連しまして、オガ粉の放射線量検査については、現在県で実施していると聞きました。株式会社アラカイがオガ粉を製造した中から抽出して、県にその検査を依頼しているとのことですが、これまで放射線量の基準値を超えたものはあったでしょうか、それらは聞いていますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

オガ粉につきましては、品目ごとに年1回、検査をしなければならないということになってございます。その中で、アラカイが県に持ち込んだ回数が3回というふうに聞いてございまして、そこで基準値を超過したということは聞いてございません。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 先ほどの原木と繰り返しになるんですが、ほとんど南会津産のオガ粉の原木についても、こういう基準値外になっているということであれば、これらも、検査を進めていくというのはいかがなものかというのも考えてもいいのではないかと思います。これも、先ほど答弁にもあったように、国なり県との協議をしていただくような、その協議待ちという判断という理解でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

議員おただしのおり、国や県の判断待ちという形になるかと思えます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 全体に関連する質問ということで、1点だけ申し上げます。

町内で10名以上を雇用し、会社形式で一定規模のシイタケ、なめこの菌床栽培を行っている事業者がいます。町内の森林資源を活用し、産業振興に結びついているというふうを考えています。先ほど食品表示基準改訂の中で述べたように、食の安心・安全に対する消費者のニーズは高くなっています。オガ粉から植菌、培養、生産、販売まで、全て南会津町で行っていることにより、安心・安全が一層担保され、結果してそれが売上げ拡大にもつながって、安定経営にもプラスになるというふうに思います。町でも、町民、県民へのPRなど、協力できることがあると思いますが、これについて再度答弁をお願いいたします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

先ほどからありました食品表示基準Q&Aの改訂によりまして、植菌地を原産地として表示するということから、菌床キノコ、その他の産地との差別化が図られるということはとても重要なことというふうに考えてございます。

安心・安全な南会津町産の菌床キノコが適正な評価がされているとか、取引価格の相場、そういうものを調査をさせていただいて、今後の事業、さらには、生産者と関係機関と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ちょっと訂正をさせてください。

先ほど私、「50シーベルト」というふうな発言をしていますが、「50ベクレル」でございますので、訂正方お願いをいたします。申し訳ありません。ありがとうございました。

次に移らせてもらいます。

森林環境交付金事業の活用をということで、大きな項目の2に移らせていただきます。

森林環境交付金事業は県の事業で、事業内容には地域提案重点枠、市町村の事業提案から選定した創意工夫を凝らした優れた事業の財源として交付するというふうになっています。町では、当該事業の要望は、先ほども行ったところで、一部採択されなかったということでしたけれど、年内の予算獲得に向けて進める考えはどうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

年内の予算確保につきましては、今現在昨年度採択をされなかった事業というものは、要件に若干合わなかったと。といいますのは、既存の今までやってきた事業との差別化を図りなさいという県のほうからの指導を受けまして、そういった点とは合わなかったという部分がありまして、今現在昨年度駄目だった事業につきましては、無理かなというふうに考えてございます。

ただ、新たな別の事業として森林整備とか、木材利用とか、さらにはバイオマス発電といった関係にそういう要件がございましたら、町のほうで考えまして要望をしてまいりたいなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私の認識が、理解不足もあるかもしれませんが、現在私は役場庁舎内2階にウッドウォールアートということで、壁を飾るようながなが2階に上がったところがございますよね。ああいうものをもう少し管内の公共施設とか、結構人が多く入るようなところ、例えば駅内とか、あとは御蔵入交流館、道の駅などに展示するための予算獲得はどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今現在、ウッドウォールアートにつきましては、町の役場の庁舎から「きとね」のほうに現在展示をされているというような状況でございまして、このウッドウォールアートについては、みなみあいづ森ネットワークが補助事業を活用して令和2年度に作成したものでございます。現在「きとね」のほかに星の郷ホテルにも展示されているような状況でございしますが、ほかの道の駅であったり、田島の駅であったり、御蔵入交流館であったり、そういった公共施設等の展示に関しましては、建物の管理者、さらには森ネットワークが事業主体となってございます

ので、そちらのほうと協議をしてみたいなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私もこういうものをアピールする機会というか、そういうものをどんどん活用して、増やしていくということが林業振興につながっていくことではないかというふうに考えた中で、今回の再質問というふうにさせていただいたところでございます。

まだ時間がありますが、私の質問については以上で終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

昼食休憩にします。

なお、再開時間は午後1時といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 山内 政 議員

○室井嘉吉議長 12番、山内政君の登壇を許します。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ただいまから一般質問を行います。

今回は、地域課題を取り上げて質問をいたします。質問事項は2つです。

質問事項1、社会資本整備事業で青柳橋の改良工事を令和5年度計画に入れる考えはないか。

3月定例議会、令和4年度町政施政方針、3月定例議会前に町長選挙立候補のため、途中でお辞めになったとはいえ、副町長として施政方針づくりに関わりを持たれたと思います。令和4年度主要施策の概要の中で、「恵まれた自然環境と調和した生活空間の創造での主要な施策の取組として、道路など社会資本整備では、生活基盤である道路及び橋梁の改築・修繕工事を実施してまいります」とあります。

平成29年2月28日に議員懇談会が開催されました。その議題の中に、南会津町合併検証報告書、10年を振り返ってがありました。報告書の中では、新町建設計画実施状況もありました。その中の南郷地域事業一覧では、南郷橋架け替え工事が事業名として挙がっておりました。ある意味、4町村合併時の懸案事項でありました南郷橋架け替え工事も、昨年の冬に無事工事が完了し、通行ができるようになりました。同じく伊南地域事業一覧の中には、道路改良工事（青柳橋整備上部工製作及び架設）が計画されております。しかしながら、いまだに実施には至っておりません。南郷橋が完成した後は、次は青柳橋だろうと思っております。

そこで3点について伺います。

1点目、町道改良工事（青柳橋整備上部工製作）の令和5年度以降の計画はあるか。ないとすれば、なぜ計画に上がらないのか。

2点目、毎年社会資本整備交付金事業により予算が計上され、工事が実施されております。その事業実施基準は何か、それは数値化され、第三者にも理解できる基準か。

3点目、町内には相当数の橋梁整備待ちがあると思われませんが、今後の架け替えも含めた改良工事計画を年度ごとにお示しをいただきたい。

質問事項2、多々石地区公共交通の取組はどのような取組になっているか。

令和4年度町政施政方針「誰もが健やかで安心して生活できる環境づくり」での主要な施策の取組として、「広大な面積を有する本町では、交通弱者にとって移動手段の確保は必要不可欠であります。自家用車を持たない高齢者など、交通弱者のニーズに即した効率的かつ効果的な公共交通網を整備し、さらなる利便性向上のため、町全体の公共交通網の在り方を検討するとともに、見直しを進めながら交通手段の充実に努めてまいります」とあります。

私はこれまで、令和元年6月定例議会、令和2年6月定例議会と2度にわたり、「公共交通空白地域の解消は」と「多々石地区公共交通の道筋は」と質問をしております。今回3回目の一般質問に当たり、2点について伺います。

1点目、多々石地区公共交通の取組の検討はどう進んでいますか。

2点目、これまで公共交通空白地域の解消に向けて、年度ごとに取組を進めてこられました。その取組状況と取組後の課題は何か。

午後の登壇する3人は、いずれも公共交通を取り上げておりますので、しっかりとご答弁をいただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 12番、山内政議員のご質問にお答えいたします。

初めに、社会資本整備事業で青柳橋の改良工事を令和5年度計画にに関する1点目、道路改良工事（青柳橋整備上部工製作）の令和5年度以降の計画はあるか、ないとすればなぜ計画に上がらないのかのおただしであります。青柳橋に関連する工事につきましては、合併時に策定いたしました新町まちづくり計画の地域事業に挙げられていたことは把握しております。

合併時の新町まちづくり計画につきましては、東日本大震災の影響により期間延長が認められたことから、平成25年度に合併時には想定されていなかった新庁舎の建設、耐震に関する事業などを盛り込んで、令和7年度まで20年に変更したところでございます。

その際の財政計画では、具体的な箇所づけをせず変更したことから、合併時の新町まちづくり計画の地域事業につきましては、南会津町総合振興計画や南会津町過疎地域持続的発展計画の中で個別に実施を検討していくことになっており、青柳橋につきましては、現時点で架け替えの計画は持ってございません。

青柳橋の架け替えにつきましては、他の橋梁を含め、必要性を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目、毎年社会資本整備交付金事業により予算が計上され、工事が実施されている。その事業実施基準は何か、それは数値化され、第三者にも理解できる基準かのおただしであります。社会資本整備総合交付金事業につきましては、町として事業実施基準等は設定されておらず、数値化された明確な基準はございません。事業の選定につきましては、各地域からの要望等に基づき、道路改良事業や町として政策的な判断による道路整備を実施しており、道路の利用状況や危険性等を勘案しながら優先性を見極めて、事業の交付要件に合致するか、地権者の承諾が得られているかなども考慮して、事業化を図っているところでございます。

次に、3点目、町内には相当数の橋梁整備待ちがあると思われるが、今後の架け替えも含めた改良工事計画を年度ごとにお示しいただきたいとおただしであります。橋梁整備につきましては、定期的に橋梁の法定点検を行い、橋梁長寿命化計画に基づきながら、既存橋梁の長寿命化を図っているところでございます。

現在町が管理する409の橋のうち、令和2年度末現在で111橋が早期に措置を講ずるべき状態となっております。法定点検の結果を参考に優先順位をつけながら、年間2から3程度の橋梁の補修工事を進めているところであり、年度ごとの架け替えも含めた具体的な道路改良工事計画はございません。

今後も南会津町過疎地域持続的発展計画などに基づきながら、地域の実情などを見極め、橋梁も含めた道路施設の維持補修に主眼を置き、限られた財源の中で総合的な判断の下、検討して

いく考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、多々石地区公共交通の取組に関する1点目、多々石地区公共交通の取組の検討はどう進んでいるかとのおただしであります、町では、持続可能な公共交通網の形成を目指し、現在デマンド交通により運行の検討を進めております。これまで伊南地域におきまして、令和2年度に各地区で12回の集落座談会を開催し、地域の意見、要望等をお伺ひしてまいりました。地域の声として、最寄りの停留所まで行くことが大変であることや路線バスの時間やルートを工夫し、運行していただきたいといった意見があることを承知しております。

町といたしましては、伊南地域にはタクシー事業者がないことから、新たな公共交通網の整備については、地域住民による運行、いわゆる自家用有償運送による運行の検討を行ってまいりました。さらに、伊南地域の公共交通の運行について、近隣地域の交通事業者と協議を進めている状況であります、ドライバー及び車両確保というサービス提供の根幹に係る課題が提起をされております。

今後は、地域住民や事業者と話し合いを重ねながら、伊南地域に合った公共交通網の形成について、なるべく早い時期にお示しできるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、これまで公共交通空白地域の解消に向けて年度ごとに取組を進めてきたが、その取組と取組後の課題はとのおただしであります、町では、平成30年に策定した南会津町地域公共交通網形成計画を基に、公共交通空白地域の解消をはじめ、町の公共交通の課題解決に取り組んできたところでございます。

年度ごとの取組状況といたしましては、令和2年度に荒海地区、長野地区、栗生沢地区のデマンドタクシー導入により、公共交通空白地帯であった小出原地区と、長野地区のはす向かいになります、長野地区の一部を解消できました。令和3年度には館岩地域内、そして館岩地域から田島地域までの地域間交通の2系統についてデマンドタクシー実証運行を実施して、本年度本格運行に移行したところでございます。さらに本年度は、桧沢地区でのデマンドタクシー実証運行を実施し、課題の洗い出しを行った上で利用しやすい本格運行につなげてまいりたいと考えております。

これまでこういった新しい公共交通を導入する際に課題となっているのは、まず地域住民の方、それから運行事業者との合意形成が非常に重要でございます。運行に向けた事前の調整に多くの時間を要する点が挙げられます。また、デマンドタクシーの予約方法や利用方法について認知していただくことや、路線の拡大など利用者のニーズに応えるためには、運行事業者の車両の確保やドライバー不足などの課題もあります。

引き続き、伊南地域における導入など、地域住民及び交通事業者との協議や調整を進め、利便性が高く効率的な公共交通の仕組みを整えてまいる所存でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長より答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 それでは、少し再質問をさせていただきます。

まず初めに、去年12月に開通をされた南郷橋で、旧南郷橋について、どのくらい危険だったかというようなことも含めてお尋ねしたいと思ひます。お分かりになったらご答弁をいただきたいと思ひます。

旧南郷橋というのは、いつ頃建設をされたか、お分かりになれば、ご答弁をお願いします。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

架け替え前の南郷橋でございますけれども、昭和41年5月に完成しております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 昭和41年5月といいますと、オリンピックの2年後ですか。同じく旧南郷橋、大橋に行く橋なんですけど、私の記憶が間違っただけなら、たしか伊南川が増水したときに、通行止めをかけたような記憶があるんですけども、そういったことは把握されておられますか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

正確な通行止めの回数は把握してございませんが、直近では令和元年度の台風19号、平成27年の関東東北豪雨、平成23年の新潟福島豪雨、また、それ以前においても、台風と伊南川が増水時にその都度通行止めの措置をかけたという記録がございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 そういったことで、常々旧南郷橋につきましては危険があったというふうにも私も理解をいたします。

それでは、現在の青柳橋が建設されたのは何年頃ですか、お分かりになったらお願いします。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

青柳橋の建設でございますが、現在の橋梁につきましては、昭和42年11月に竣工してございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 これは私も記憶に新しいんですが、伊南川が増水したときに、先ほどご答弁いただいた台風19号のときに、たしか青柳橋も通行止めがかかったのではないかなというふうに記憶しているんですが、その辺、通行止めをした経過等分かりましたら、お知らせいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

先ほど南郷支所長からも答弁ありましたが、それと全く同じで、令和元年10月の台風、平成27年9月の関東豪雨、そして、平成23年7月の新潟福島豪雨の際に、伊南川が増水に伴いまして、青柳橋のほうも通行止めをかけております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 旧南郷橋は昭和41年5月。青柳橋は昭和42年11月、どちらも増水の際には通行止めをしたと。片方は建設を進めて落成したと、片方は建設は今のところ予定ないというお話ですが、町長、危険というか、そういったことは全然大丈夫なんですか、考えておられないんですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 一定年数経過している橋梁でございますので、当然安全確保のためには増水時に通行止めをかけるというようなことは、道路管理者として必要な措置かと思っております。

一方、青柳橋については、上流下流部に立派な橋があるというような地域間の町全体で考えた場合の橋の状況の違いというのものもあるのかなというふうに、個人的には感じております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ちなみに、上流の橋というのは圃場整備の関係でつくった橋であります。伊南、古町地区の圃場整備で圃場を整備するときに関連して架けられたというふうに地元の間としては認識をしておりますので、本来地域の集落の人が重要視して、本当に生活に使っているのは青柳橋かなというふうに思いますので、そこは余り関連づけないでいただきたいというふうに思います。もちろん、幾らでもあれば橋は重要ですので、それは一つの要因に、理由づけすればなるかもしれません。

それでは、先ほど111橋が常に点検必要だよと、年二、三くらいは補修なりしていくよとい

うご答弁をいただきましたけれども、青柳橋は何番目くらいですか、悪いほうからでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

橋梁点検につきましては、その点検の内容につきまして、4段階に分かれております。1が健全で、2が予防保全段階、3が早期措置段階ということで、今ほど111橋とありましたのは、早期措置段階ということで、早めに措置をしなければならぬ状態の橋が111橋ございます。これが4になりますと、緊急措置段階ということで、通行止めにしなくてはならないという状況になりまして、何番目といたしますか、400橋ほどの橋の中で、町全体で111橋が早期措置段階の3段階、そのうちの1橋ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 建設課長から答弁いただいた中の最後のほうなんですが、4の中に青柳橋は入っていますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今現在町のほうで4段階に入っている橋はございませんで、一番悪くても3段階というところになっております。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 青柳橋は3段階に入っているのかどうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 青柳橋につきましては、今現在の状態でいいますと、3段階ということになっております。早期措置が必要な段階ということになっております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 青柳橋は、現在会津バスが運行する経路になっている橋であります。ですから、乗客を乗せるということは、もう安全が最優先にされなければならない橋だというふうに思っております。私もよく利用するんですが、今現在橋面が非常にでこぼこです。なかなか表現が難しいんですが、安心と安全と信頼というものが担保できる状態でないと、バスも通すことができないなというふうに思うんですが、近年、塗装だけはされました。橋梁の塗装は。本当に生活基盤という意味では、青柳橋の架け替えを含めた架設、従来の事業、危険性とか、地域の要望とかというふうにご答弁になられましたけれども、十分危険性の中に入るので

はないですか。南郷橋が41年につくって、青柳橋は42年ですよ、金属疲労とか、そういうのが当然あるのではないかなというふうに私は思っているんですけども、これを令和5年度以降全て専門的な調査を入れるというような考えは、まだ予算はこれからでしょうから、そういう考えはお持ちではないですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

調査につきましては、まず橋梁につきましては、法定点検ということで、5年に一度必ず点検しなければならないという状況になっておりまして、青柳橋でいいますと、直近で2021年9月に実施しておりますので、その状況の中で3段階ということになっております。舗装の補修が必要な状態にあるというようなご指摘もいただいているところがございますので、先ほどのとおり、橋も3段階のものが大変多くございますので、その辺は順位づけをしながら対応を検討していきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私はこの一般質問を通じて、合併時の地域事業の計画を再提起したいというもので質問いたしました。先ほどご答弁いただきましたけれども、地域事業でいろいろな、当然合併しましたので、新しい町の中で事業が発生していることは私も議員をやっていますので、よく分かっております。けれども、4地域でそれぞれ、これはやらなくては駄目だねという事業は、やらなかったらそのまま残っているわけですよ。やらないでいるということは、それだけ不便であるとか、住民生活に支障を来すということになるというふうに思いますので、町長、どうですか、この事業は、先ほどの答弁でもう終わりですか。しっかりと取り残された事業をまず入れていくというようなことで考えられると思うんですが、どうですか。令和5年度以降どういうふうに取り組んでいけますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員おただしのとおり、新町まちづくり計画の中で、4地域の均衡ある発展のために、それぞれの地域に必要な事業というものが合併時に新町まちづくり計画の個別事業として盛り込まれた。これを盛り込んだ背景の一つには、合併特例債という財政措置を受けられるということが一つの大きなメリットでございます。事業を進める上では、合併特例債でも有利な過疎対策事業債のほうが有利なものですから、そちらに振り替えてやる部分、または他の補助事業で導入されてやる部分ということで、これまでも事業の効果性、それから財政的な負担の軽減、そして、それぞれの年度ごとの予算規模に応じて取捨選択をして事業が取り組ま

れてきたと認識しております。

それで、今回新町まちづくり計画の取扱いが、見直しの際に個別事業の部分は提出を求められなかったというようなことから、文言表現だけで残っているという状態でございます。ただし、議員おっしゃるとおり、当時合併した際に、こういう事業は必要だということで、新町まちづくり計画に位置づけられておりますので、まだ実施されていない事業の中で優先順位が高いものは、何らかの事業の採択を受けて、または合併特例債の適用を受けて実施していくというものは当然考えていかななくてはいけないと思います。

先ほど、当面考えていないという話を申し上げましたが、社会資本総合整備交付金事業に該当させた上で、その補助残について合併特例債を活用するというような財政の動かし方になってくると思いますので、今後次年度すぐというわけにはいかないかもしれませんが、青柳橋も必要な事業の候補の一つとして、検討材料に上げて検討していきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 実は私、この南会津合併報告書、平成28年2月の全員協議会のときに、ご説明、多分今の建設課長が説明されたような記憶なんですが、それで、前段の中身で、後段の中身、いわゆるやらない事業はもう次に移るとというのが失念してしまっていて、当然継続的にやるものだとばかり思っていましたので、ちょっと行き違いがあったかもしれません。

ただ、言えることは、ここに載っている事業、これはもうやめますよということは理解はしましたが、これは消しゴムで消すわけにはいきません。事業はそのままその地域に残っていますので、今町長が答弁されたように、ぜひここはたまたま私は青柳橋を出しましたがけれども、各ほかの3地域も多分あると思いますので、それはしっかりと点検をしていただきたい。新しい町長の方で見ていただきたいと思っております。

それでは、2つ目の多々石地区の公共交通の取組について質問をさせていただきます。

まず初めに、なかなか落としどころが見えなくて、なるべく早い時期に示すというようなことで、ご答弁いただきましたけれども、具体的な動きというのはあるんですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 多々石地区、それから伊南地域の公共交通の空白地帯については、私も総合政策課長のときに認識しておりましたし、総務課長のときも、一般質問等々で質疑が行われているのを承知しておりました。副町長のときも同様でございます。本日、改めて議員からおただしをいただきまして、伊南地域の公共交通の在り方、何とかしなくてはいけないなというふうに感じております。大桃地区にちょっと住民の方とお話する機会があったんですが、その際

に、大桃地区でもデマンド交通をやってもらえると助かるんだけどもなというような話があったのも事実です。

ですから、今順次状況が整っているところから進めてはきておりますが、伊南地域の公共交通空白地帯の解消については、住民の方の足を守る、生活手段、そういったもの、医療に行くための手段として重要であるということをご指摘のとおりでございますので、町としても引き続き関係する方々と協議の上、進めていきたいと考えております。

それで、私が就任して間もなく、館岩地域で運行しております事業者の方とお話しする機会がありました。そのときに、伊南地域の取組について検討いただけませんかというような問題提起をいたしました。そのときの答えとしては、可能であればやりたいと。しかしながら、ドライバーと車両の関係があるので、少し検討させてほしいというような話がありましたので、そういった部分も含めて、今後、なるべくという言葉ですと期限がないわけですが、物理的にちょっと調整する時間も必要なものですから、少々お時間をいただいて、検討を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 苦しいご答弁ありがとうございました。

空白地域はなくなったということは私はよかったなと思います。最初に令和元年に質問したときにあった空白地域が少なくとも2つ解消になったということが、非常に一生懸命取り組まれているなというふうに思います。

それで、後半2人の議員がまた公共交通の話をするので、これ以上いたしません、1つだけ、前回は提案したんですけれども、南郷地域が青柳まで来ていただいているんです。青柳から多々石までいくと、大体2. ちょっとなんです、そこを何とか結べないですか。これが一番現実的に対応できるものだなというふうに私は考えているんですが、なお、このことも一つの検討材料ということで、前回はもう駄目だとはねられましたけれども、わずか2キロですので、何とかやりくりできれば、問題は解決するのではないかなと思うんですが、ここは駄目を前提にしないで、どうやったら組み立てできるかということも含めて、ここはぜひ考えていただきたい。これは提案しておきます。

そのことについて、最後一言。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今南郷地域を中心にして動いています乗合タクシーの運行の延長で多々石地区の解消ができないかというような提案をいただきましたので、その件も含めて、なるべく早

い時期に提案できるような取組を進めたいと思います。担当課のほうにも再度指示をしたいと思
います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で12番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君の登壇を許します。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 議席番号10番、湯田哲、ただいまより通告に従いまして、一般質問
を開始します。

1、町長の星空観察の適地性の宿泊型観光誘客推進の具体的計画は。

町長のこのたびの選挙での実現目標の一つに、「星空観察の適地性を前面に出した宿泊型観
光の誘客を目指す」とあります。先日実施された南会津町観光物産協会総会においても、町長
の挨拶の中で、この星空を観光振興に生かすことを明言しています。

①星空観察の適地性の宿泊型観光誘客推進の実現のための道筋などを含め、現時点での考え
は。

②県内では田村市の星の村天文台、福島市の浄土平天文台など、大きな天文台が存在します。
本町にも大型望遠鏡を備えた本格的な天文台を建設する考えは。

③この実現には、町が実施してきた様々な政策ごとの綿密な計画書を作成し、政策実現して
きたと同じように計画書が必要です。星好きな天文愛好者の町民を含め、本町の自慢の星空へ
の情熱ある方々から構成される仮称南会津星空委員会を設立し、町長の言う星空観察の適地性
の宿泊型観光誘客推進を実現させる考えは。

2、4月に開始した桧沢地域デマンドタクシーの利用状況は。

栗生沢地域、長野地域、荒海地域等は、デマンドタクシーが既に運行を開始していた中、こ
の4月1日より桧沢地域でのデマンドタクシーが実証運行を開始しました。他の地域でのデマ
ンドタクシーをうらやむ声のある中、このデマンドタクシー開始には、地元住民は喜んでいま
す。

① 4月1日開始の桧沢地域での利用状況と現時点での問題及びその対応は。

② 回覧にて桧沢地域全戸に料金や利用方法についての「桧沢地域デマンドタクシー実証運行を開始します」の案内が配布されました。しかし、まだ知らない方々が多くいるようです。さらなる住民への周知が必要だと考えますが。

3、ドローンによる災害対応・農林業振興・観光振興の協議会（クラブ）の設立を。

私はこれまで2017年12月議会では「南会津町ドローン推進協議会を設立して、町の活性化を」、2020年12月議会では「南会津町ドローン班による災害対応、人命捜索の近代化を」質問をしてきました。

① この6月議会での報告書に、災害時及び捜索等時における無人航空機による協力に関する協定締結について、町が町内で空撮業務全般を行うAmatobu（あまとぶ）と6月1日に協定締結したとの報告がありました。町内のドローン関連の民間会社との締結は喜ばしいことです。Amatobu（あまとぶ）の詳細と締結の具体的内容は。

② 災害時の無人航空機、ドローンの活用については、2019年1月21日に町は総合警護会社アルソックと災害時等の無人航空機による協定を締結しています。このたびの締結との兼ね合い、災害発生時の取扱いなどに問題はありませんか。

③ 広域消防をはじめ、町内では農業での農薬散布、土木建設用や林業での測量、観光業等での観光スポットの動画、写真撮影などでドローンを導入し、様々な活用が進んでいます。ドローンを安全でさらに有効に活用するための情報交換する場が必要だと考えます。町がリードしてドローンに関する協議会、クラブ等を設立する考えは。

4、ICT授業の進捗状況、課題及び今後の計画は。

2021年9月議会で「ICT授業の進捗状況と南会津町学校教育情報化推進会議の役割は」で質問しました。オンライン授業によるタブレットの持ち帰りのルールやそのための準備等が進んでいるとのことでした。

① タブレットの自宅への持ち帰りを含めたICT授業の進捗状況、課題及び今後の計画は。

② GIGAスクールサポーターと教育現場、先生方との相談及び対応、情報交換活動の現状は。

③ 南会津町学校教育情報化推進会議の活動状況は。

○ 室井嘉吉議長 町長。

○ 渡部正義町長 10番、湯田哲議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、町長の星空観察の適地性の宿泊型観光誘客推進事業の具体的計画に関する1点目、

星空観察の適地性の宿泊型観光誘客推進の実現のための道筋などを含め、現時点での考えは、それから、3点目の天文愛好家の町民を含め、本町の自慢の星空への情熱のある方々から構成される仮称南会津星空委員会を設立し、星空観察の適地性の宿泊型観光誘客推進を実現させる考えはとのおただしについては、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

星空観察を前面に出した宿泊型観光誘客の道筋についてであります。事業を企画立案する段階から、町内の天文愛好家や既に星空観察などに取り組まれている方など、様々な方々のご意見や助言をいただきながら事業を組み立てていくとともに、町民の皆さんに対しても、地域の資源である星空の魅力を認識していただきたいと考えているところでございます。

なお、現時点では、星空ガイドの育成や受入れ態勢の構築、星空イベントの開催などの検討を進めるとともに、株式会社みなみあいづや大手旅行代理店と連携した旅行商品の造成などを考えていきたいと思っております。

一方、仮称星空委員会の設立に關してであります。町内天文愛好家や以前から星空観察に取り組まれていた事業者の方など、多様な方々の意見や参画をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、現時点で星空委員会の設立というところまでは想定をしておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

戻りまして、2点目になります。

本町にも大型望遠鏡を備えた本格的な天文台を建設する考えはとのおただしであります。星空を活用した宿泊型観光誘客を継続していくための体制づくり、それから、星空の適地性について広く情報発信を行い、町全体の機運を高めていくことを優先すべきであると考えております。

先ほど本格的な天文台建設を提案されましたが、田村市にある星の村天文台、福島市にある浄土平天文台、そういった施設の連携を模索するなど、無理のない事業展開に努めてまいり所存でございます。

次に、4月に開始した桧沢地域デマンドタクシーの利用状況に関する1点目、4月1日以降の桧沢地区での利用状況と現時点での問題点とその対応、さらに、2点目の桧沢地域デマンドタクシー実証運行の住民への周知についてのおただしに關しましては、関連づけて答弁をしたいと思っております。一括してお答え申し上げます。

まず、利用状況につきましてであります。4月が27名、5月が30名という数字になっております。実証運行を開始して間もないこともあり、初めて利用される方から、制度の仕組みが分からない、予約に少し戸惑っているという声があり、周知に課題があるものと認識をしてお

ります。

これまで桧沢地区区長会やタクシー事業者と協議を重ね、各集落の状況に応じたきめ細かい住民説明会や周知チラシの配布を計画しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実証運行開始前に予定していた住民説明会については中止せざるを得ず、コロナ禍においても工夫してできることを桧沢地区区長会と協議し、対応してきたところでございます。

具体的には、分かりやすい周知チラシを全戸に配布し、さらに、利用方法のマニュアル冊子を作成し、各区長さんからデマンドタクシー利用対象者の方々に対し、直接配布をしていただきました。さらに、各タクシー事業者においては、タクシー車両の中に周知チラシを配置し、さらには予約の際に、受付担当者から詳しい説明を行うなど、制度の分かりやすいアナウンスに努めていただくなど、積極的なPRに協力をいただいております。

そのほかにも、町の広報紙をはじめ、ホームページへの掲載、その他あらゆるツールを活用し、関係者が一丸となって理解が深まるよう丁寧に対応していると認識しております。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、集落の会議や健康サロンなど、人が集まる機会に積極的に足を運んで、デマンドタクシーの周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、ドローンによる災害対応・農林業振興・観光振興の協議会（クラブ）設立をに関する1点目でございます。

6月1日に協定提携をしたAmatobu（あまとぶ）との詳細な内容はとのおただしを受けましたが、Amatobu（あまとぶ）につきましては、南総建株式会社に関連会社でありまして、令和3年1月の創業となっております。

無人航空機ドローンを活用した空撮及び撮影した画像データを利用した測量などを実施しており、本年3月には、本町や只見町で発生した雪崩の状況も画像分析をして山口土木事務所に提供するなど、高い技術力を持って活動されている団体でございます。

協定の具体的な内容ですが、町内において火災や捜索、また、災害発生のおそれがある状況における情報の収集活動などについて、円滑、適切に実施するための協定となっております。近年、ドローンの活用は重要な役割を担っており、災害発生時の状況把握や行方不明捜索の迅速な対応に欠かせないものとなっております。

今後、有事の際に迅速かつ効果的な活用が期待されるものと考えているところであります。

2点目に、2019年1月21日に総合警備会社アルソックと災害時等の無人航空機による協定を

締結しているが、このたびの協定との兼ね合い、災害発生時の取扱いなどに問題はないかのおただしであります。今回のAmatobu（あまとぶ）との協定内容には、行方不明者の捜索に関する活動内容を具体的に記載しており、アルソック株式会社との協定内容にはこの部分が入っておりませんので、大きな違いとなっております。

今回のAmatobu（あまとぶ）との協定につきましては、行方不明者の捜索が発生した場合に、地元の事業者であるという利点を生かして、迅速な対応が可能であることから、締結に至ったものであります。複数の事業者と協定を結ぶことにより、広域的な災害時など対応に応じた活動にも役立つものと考えております。

次に、3点目、ドローンを活用し、様々な活用が進んでいるが、安全でさらに有効に活用するための情報交換する場が必要だと考えるが、町がリードして協議会、クラブ等を設立する考えはとおただしを受けました。協議会等の設立につきましては、これまで具体的な事案による協力依頼の実績がないことから、今後の実績等を踏まえた上で、どのような連携が図られるか、他の分野での様々な活用方法など、関連団体や事業者の状況を見ながら検討すべきであるというふうに判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、ICT授業の進捗状況、課題及び今後の計画はに関してお答えします。

初めに、タブレットの自宅へ持ち帰りを含めたICT授業の進捗状況、課題及び今後の計画はとおただしであります。昨年12月に小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象に、試験的にタブレットの自宅への持ち帰りを各学校で実施いたしました。保護者からの感想としては、今学校で学習している内容を家庭で確認できてよかったという感想や、タブレットを使うことで学習に興味を持てたという意見がある一方で、インターネット環境が整っていないことや家庭での負担が増えてしまう等の理由で、タブレットの持ち帰りに同意されなかった家庭もあるなど、課題も見られました。

今後もタブレットの持ち帰りについてのメリットやデメリットについて、学校や家庭と十分に協議を重ね、試行してまいりたいと考えております。

次に、2点目、GIGAスクールサポーターと教育現場、先生方の相談及び対応、情報交換活動などの現状はとおただしであります。昨年度までの2年間は、ICT技術に関する幅

広い知見を有する方をG I G Aスクールサポーターとして各学校に配置し、G I G Aスクール構想による急速な学校のI C T化を支援してまいりました。今年度からは、4名の専門スタッフを配置したG I G Aスクール運営支援センターを業務委託により町内に設置し、組織による安定的な支援を行える基盤を構築することで、これまでと同様にI C T機器の活用支援やトラブル解決に努めております。

G I G Aスクール運営支援センターでは、ヘルプデスクを設置し、I C T機器活用の急ぎの相談にも応じておりますが、電話等では解決が難しい機器の不具合やトラブルの場合には、直接学校を訪問し、応急の対応等を行っております。

また、学校からは、教員を対象とした研修の依頼もあり、今後はそのような機会を通じて、教員とG I G Aスクール運営支援センター職員との情報交換をさらに密にし、相談しやすい関係性を築いていくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、南会津町学校教育情報化推進会議の活動状況はとのおただしであります。南会津町学校教育情報化推進会議は、南会津町における学校教育の情報化の効果的な推進を図るため、昨年度設置し、町立学校11校の情報担当教員とG I G Aスクール専門スタッフで構成されております。

昨年度は、計6回の会議を開催し、端末使用マニュアルの確認やタブレットを持ち帰る際のルールの検討、タブレットの年度更新を行うための確認等を行っております。

今年度も引き続き情報化推進会議を計4回開催する予定であります。会議では、各学校のI C T機器活用の事例検討会や他市町村のI C T機器活用の状況調査等を行い、さらなる学校教育の情報化の推進を図ってまいりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

現時点での考えですし、詳細でなくて、答弁の中で確認できたことを繰り返させていただきますが、愛好家とか、そういう情熱を持った人たちのアドバイスとかをいただきながら、観光関係の人たちの協力も得ながら進めていくということで、了解してますが、ただ一つ、こんな部分もあるんです。この後と一緒に質問させていただきますけれども、町長の答弁の中で、浄土平とか、星の村天文台の部分に関しては、連携しながらと。2番の部分にいきなり移ってしまっって申し訳ないんですけれども、この部分に関しては、大きな事業にもなるでしょうし、そ

んなに簡単にできるものではないと思うんですけれども、その辺については、やはり町長の言う夢と希望に満ちた活力のあるまちづくりの中では、こういうものって、皆さん聞くと、夢だとか、割と手の届かないものだというイメージで感じるものだと思うんです。人によっては箱物だとか、それは自分、人のものではないかとか、いろいろあるかもしれませんが、これに対して、他の大きな天文台が県内にありますので、そちらとの連携という話で答弁もありましたけれども、明日につくるという話ではなくて、もっと長い目で見たり、この部分に関する可能性というか、夢の部分について、町長はどういうふうに考えているか、お聞かせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今回私の選挙公約の中に、あえてこの項目を入れました。多分哲議員から質問がたくさん来るだろうなというようなことを想定しながらでございますが、しかし、南会津地方において、星空というのは宝なんだなというふうに私は思っております。

実は昨年11月30日に、福島民報の論説の記事がありまして、奥会津振興という記事の中で、南会津地方は全国トップレベルの天体観測に適した地域だとどれだけの人が認知しているだろうか。国立天文台副台長の渡部潤一先生によると、日本一星空がきれいな村と環境省のお墨つきが出ている長野県の阿智村に勝るとも劣らないと、このような記事を拝見いたしました。

私も南会津町の星空はきれいだなというふうに常々思っておりましたが、ふだん見慣れているものですから余り感じないというか、表に出さないのかなというふうに思っておりました。しかし、外部の目でそういうふうに映るということは、町の財産ではなかろうかと思ひまして、今回の政策の中に盛り込んだということでございます。当然夜観察するものですから、宿泊が伴う、そうすると、経済的メリットも伴うのかなというこのような認識でおります。

それから、南郷の星の郷ホテルの運営の中でも、星空観察会をやると非常に好評だというようなこともありましたので、この記事があるように、この地域の一つの魅力として生かしていきたいなと思っているわけでございます。

実は7月26日なんですけど、国立天文台のほうにアポイントがとれましたので、私お邪魔をして、渡部先生とお話をして、今後の進め方についてもアドバイスをいただきたいなというふうに思っております。まず第一は、町民の方、または事業者の方自らがその魅力を認識されて、自慢できるものがないと、アドバルーンを掲げただけでは事業は動かないのかなという思いがありますので、その辺の機運の醸成も含めて進めていかなくてはいけないと思ひます。それが今やらなくてはいけない第一歩かなというふうに思っております。

議員からは、本格的な天文台の整備というような遠大な構想を提案いただきましたけれども、そこまで行き着くには、もう少し時間をおいてしっかりやっついていかないといけないんだろうというふうに思いますし、事業の進捗を見定めながら、その効果そういったものがあるということであれば、検討の余地はあると思いますが、現時点でそこまで目標として目指すんだというのは、なかなか発言しにくい中身かなというのが私の実感として今持っている考え方です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 町長の答弁の地域の人たちになおさら再確認の意味で、豊かな自然の中でこの満天の星空が当たり前と感じる人、朝早めに起きたら星がぎらぎらだったとか、町長が言われるスキー場での思い出で、ライトを消したらすごい星空だったという話も聞かせていただきましたけれども、そういう意味では、確かにその部分は僕も大賛成です。僕は観測者であったり、見ている人間で、星とは長い付き合いなので、その辺はすごく皆さんとの温度差も確かにあるかもしれないんだけど、かといって、先走りしているつもりはありません。

1つ実例だけ話したい部分があるんです。1996年、今から26年前になります。農林水産省農村21バイタルプランという事業があって、実は針生天文台の建設になったという経緯もあります。これはどういうことかということ、県内様々な部署で農村の活性化を狙った部分で、あのときは田島町が手を挙げて、農林課のほうで農村の活性化の中で農村21バイタルプランという、21というのは21世紀ですね、今でも21バイタルプランという言葉はあるみたいですけども、その中で手を挙げたら採用になって、針生の地区で挙げましょう。つまり自然とゆりの空間、星の郷、田島、針生と書いてあって、採用した一覧表が民友新聞に96年の新聞に載っています。考えてみますと、これから1年後に天文同好会をつくって、その2年後に98年ですね針生天文台が完成に至りました。

その部分でいうと中規模だったかもしれませんが、そのときに福島留学というのがあって、各地区に家族連れで都会の人たちが来るJR東日本が主催したツアーでかなり来ていました。数千人までは及ばなかったかもしれませんが、その後ありますので、それを使って今言った星空のすばらしさを体験して、子供たちとか家族連れは帰っていったという経緯もあります。

それからだんだん衰退していったのも気にはなるんですけども、そういう例もありますし、町長言わんとしている、この場合何が必要かということ、ここで僕たちが言いたいのは、星の郷ホテルを引用させていただければ、ハードで望遠鏡もセットして見せてあげたいというものもあるけれども、裸眼で見るのが一番すてきだと僕も思っていますけれども、そこで道具があると

土星が見えたり、ガリレオ衛星の4つが木星で回っているのが見えたりするわけです。そういうのがあるとないでは全く違うので、僕は一足飛びに巨大ではなくても、この宿泊型をするときには、そういう話も出てくると思うんだけど、ハードがないので、例えば出前的に望遠鏡を幾つかそろえて、そこに行って案内してあげるよとかいうのは、この後出てくる話だと思うんです。

ただ、夢の大きさだけいえば、非現実的ではないと思うので、ぜひ浄土平とか、大きな天文台と連携ではなくて、この町に来たら、ああ、結構すごい大きいのがあるね、東日本では5番目ぐらいかもしれないけれども、まあまあ大きいのがあるというそういうハードの面の可能性はないかもしれないけれども、一つの目標というのはあるとないでは全然違うんです。その部分に関して、単なるガイドして、星空の星座を案内して、きれいでしょうという案内よりは、起爆剤になるんだと僕は思っています。さらに決定打なんだと思うんです。この事業を成功させるにはかなり大きな効果だと思います。

つまりほかの田村市で成功している事例は大きかったから、何億円もかけてつくっていますから、これに関してはどうでしょう。要は、その分ではなく住民の意識の上昇から、もちろん始める順番は大賛成ですけれども、一足飛びを私は狙っているかもしれないけれども、その半分、何年か後にはそういう目標として掲げてもいいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 先ほどお答え申し上げましたように、現時点では一足飛びに大きな天文台というところまでは考えてございません。その効果を見極めながら、そういったものが必要だというようなことが機運の中で盛り上がって、町が負担できる財政規模の中で整備が可能であれば、それは当然検討課題に挙がってまいります。現時点では哲議員の提案ということで受け止めさせていただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 了解しました。

方向性のそういうアドバイスをもらいながら進める部分は私も大賛成です。田島天文同好会とか、そのほか天文同好会の方々もいらっしゃるし、そもそも普通に女性の方々が多いんですけれども、昨日のあの星何だったのかなと、そういう感動できる町民はいっぱいおりますので、そういう人たちの声も聞きながら、町長の宿泊型観光誘客の成功を町民全員で盛り上げて、我々もその部分に協力できればしていきたいと思えます。

それでは、2番目に移りたいと思えます。

4月に開始した桧沢地区の部分なんですけれども、4月が27人で、5月が30人ですから、1日平均すれば1名ぐらいの部分で、問題としては、知らない方もいらっしゃるし、パンフレットでもよく見れば、割と見やすいパンフレットだったと思いますけれども、ええ、そんなの配られたのかという方も中にはいた感じなので、本当に周知は、コロナで現地の説明会ができなかったといういろんなできない理由もありましたけれども、今後については、4月、5月ではこの状況ですけども、あと地区の集まりでプレゼンしたり、周知していくといたしましたけれども、具体的には計画はまだ上がっていないんですか、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

現段階で詳しい日程までは調整できておりませんが、今後各地区の区長さん方であったり、社会福祉協議会のサロンの実施予定であったりで、そういった時間がとれるかどうか確認しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 料金を見ますと、400円だったり、小中学生は200円だったり、それが住民の移動について、コスト的にはすごく、これで行けるんだものいいねとか、午前、午後だったり、時間を見ると、4本になっていたりするし、乗り合いとすれば、組み合わせると移動の自由ができた。先ほど山内議員のほうから出たデマンドタクシー、これは桧沢地区に限らず、本当に実証運行という言葉そのまま、ほかに栗生沢とか、荒海とか、完成しているとか、それはまた改良の余地はあるんでしょうけれども、そういう意味では、これがモデルだったり、会津乗合のほうが今でも移動していますし、実際動いていますけれども、これの最終系というのは、もちろん当時のプランに沿ってやっていると思うんですが、これはどうなんでしょう。予定の計画書にのって進んでいるとは思いますが、これって早まる可能性とか、もっと拡大する、先ほどドライバー不足だったり、様々な問題があるということがありましたけれども、この辺の可能性についてはどう考えましょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

計画の予定からすれば、順調に進んでいるのかなというふうに考えておりますが、伊南地域、南郷地域につきましては、先ほど答弁しましたとおり、ドライバー不足によってそこをデマンド化できないというような課題もありますので、交通事業者と連携を取りながら進めていきたいというふうに考えております。

計画の予定としては、現計画が令和7年度までというふうにさせていただいておりますので、それまでには何とか形をつくっていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 多分イメージとしては、もしドライバーだったり、運行会社のハードというか、その分がなければ誰もこの事業は進まないのは確かです。車もなければ運転手もないのに動くはずはないだろうとなってしまうかもしれませんが、なりわいとしてタクシー会社とか、地元の部分でいえば、そこで年間ドライバーで若い方が入ったら、四、五百だか、600だか、その辺の分が安定してなりわいとして成り立つならば、もちろん手を挙げてその資格を取ったり、タクシードライバーになったりしていただけるんだと思うんですけども、その分がまだ会津乗合の仕事と考えると、大きなバスが今朝もすれ違ったりしていますけど、これ空車で回送と書いてあるけど、朝2本、午後2本、何で帰ってくるのかなとかと一瞬僕としては信じられない状況が起きているんです。ちょっと脱線はしませんけれども、これについて、何で2本が行ったり来たりするんでしょう。最近激しく、毎日のように早朝から。聞いていませんか。

〔「どこの路線のことか」と言う者あり〕

○10番 湯田 哲議員 289です。山口と伊南。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

会津バスにつきましては、車両をその路線専用というものを使っていないということで、いろんな車両が会津バスの運行エリア内で使用されていることから、多分回送のバスにつきましては、これは私の想定ですが、別のエリアで使うために山口営業所で使っていたものが田島営業所に持っていったりということなのかなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 脱線して申し訳ありません。そういう意味では、あそこに人が乗っていけばいいんだろうなと素人は思っているわけです。

デマンド交通、課題はまだあるし、先ほど洗い出しをするという答弁もありました。ぜひ洗い出ししながら、その中で実証に向けて進んでいってほしいと思います。桧沢地区の部分は、周知のためにぜひ現地説明会を、答弁にありましたけれども、進めていってほしいと思います。

それでは、3番に移りたいと思います。

これに関しては、全体で再質問させていただきます。

南総研の空撮部門というか、多分工事現場の部分だったりする空撮が既にできる状況がハード的にできていますので、それを延長して何か只見の災害、そこの部分を撮影して、被災状況の報告があって、すごく感謝されたというような報告がありました。私はこの3番にもいってしまいうんですけども、不思議なのは、民間からそういう声が出ないからそれぞれがやっている、今インターネットでそういう情報というのは最先端でできていますので、別段他者と競い合って仕事を取るということにはなっていないかもしれないんだけど、そういう技術がありながら、農家の部分は農薬散布で16キロぐらいの荷物をつけて空を飛んで消毒をしていく人たちがやっているわけです。

それを見ていると、例えばAmatobu（あまとぶ）が、被災箇所が複数あったら、その技術をAmatobu（あまとぶ）だけではなくて、そういう操縦資格を持った方がいますから、そういう連携がいくと、では順番を待っていてくださいよと、何か所かという部分でいえば、何かみんな今どこのエリアでもそれは確かに、どこかに降ったからもう災害のときはどこどこさんがやってくれるからいいやではなくて、だったら、今ちょうど橋が崩れそうだからというときは、場合によっては、小学生の子が、100グラムぐらいのドローンで、これは極論でいうんですけども、探して後ろにまで行ってみれば、これは危ないよということを見られるんです。今はスマホでコントロールします。

そんな意味では、それじゃ違いうだろうではなくて、そういう知恵だって、先ほどのAmatobu（あまとぶ）を引用するんだったら、Amatobu（あまとぶ）は今南郷地区に行つて、南郷地区の災害現場を依頼しているから撮影しているというんだったら、どこかの、例えば大きな農家がありますので、そういう人たちはほとんど全員持っています。法人化しているもので巨大な300万円ぐらいの予算でドローンを飛ばして消毒をやっています。そういう人たちも忙しいでしょうけれども、そのときぐらい声をかければできるんだろうという部分でいうと、そういう意味での協議会なんです。

だから、そういう部分で誰かが手を挙げるのを待たずして、町がリードして、そういうのを情報交換しながら災害で、当面は赤外線カメラがないとできないので、Amatobu（あまとぶ）に言ってやってもらうのもいいでしょうけれども、その辺も声かけなんです。今みんなばらばらそれぞれやっていますけれども、みんなこういう新しい情報がきたら、こんなのは新しくできたねという情報交換で、みんな切磋琢磨していくようなそういう組織、協議会、言葉は僕は分からない。前は南会津町ドローン班なんていうと、皆さんドローン班はアレルギーで、無人航空機というのを使うと、多分正常に感じますけれども、ドローンは全然悪党ではあ

りませんから、言葉がすごく悪いんですけれども、無人航空機とって、僕は日本語でずっと
いうべきだったのかもしれませんが、これほどすばらしいものは僕はないと思っています
す。

僕もちょっと遊びでやっていますけれども、6月20日から航空法が変わって、200グラム程
度とあるのが100グラムからもう登録しろとなっているんです。子供が遊ぶのにも登録して、
航空法にのっとってやれというわけなんです。僕はそんなのを聞いていると、日本は発達しな
いな、日本は何にもできないんだなと思いつつながら、がっかりしています。要は、落下事故だっ
たり、イベント場で撮影で落ちたり、いろいろなトラブルが多いからなんです。だから、そう
いうこともなくしても、法律は仕方なく思いますけれども、そこでぜひ町がリードして、そう
いうプロ的にやっている人たち、消防もやっています。

前回こんなのがありました。ドローン班、引用させていただきます。これは2年前、ドロー
ン班による災害人命救出をつくって、災害に近代化をしたらどうだという質問をしたことがあ
ります。そのときに、町は、先ほどの町長のラストの言葉とほぼ同じですが、行政消防、ドロ
ーンを所持している個人や企業と連携及び協力体制については今後の検討課題とさせていただ
きますと2年前も一応検討の課題としていっているんです。今回もどちらかといえば、まだ誰
もそういう声は挙げていないので、町としてみれば、そういうリードをする考えはないという
結論だったと思うんですけれども、そういう意味では、どこかが手を挙げて、別に事務局をこ
っちでやれというのではない、その中で南総研さんでもいいです、Amatobu（あまとぶ）
さんが私たち今こんなことができるんだけれども、こういうのはみんなどうなんだろうという
情報交換だったりするんですが、そういうきっかけづくりに町が手を挙げないかと、リードす
るという言葉を使っていますけれども、どうでしょうか考えは。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

そういった協力といいますか、協議会的なものという部分では、町としても前向きには検討
できると思います。ただ、町としても、そういった知識ですとか、技術、どこまでの技術がそ
ういういろいろなものに連携していくのかということも、まだまだ勉強する部分がございますの
で、そういった部分で、技術ですとか、機種のパフォーマンス、機能性ですとか、そういったも
う少し勉強させていただいた上で、さらに協定を結びましたので、そういった協定での活動依
頼を実際に試してみたい、どういう活動が本当に実践的にできるのかということも含めて、今
後そういった別な意味での災害ですとか、消防関係なく、幅広い連携につなげていければな
というふうに

思っておりますので、ただ、今すぐという部分では、町としても知識ですとか、技術ですとか、そういった機器の機能性ですとか、まだまだ十分に勉強している部分がございますので、その辺はもう少しお時間をいただければなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員から協議会をつくってということで提案をいただきましたけれども、何のために、どういうことをやってという中に入れるものが我々としてはイメージができないとか、そこをしっかりとしないか、前に進まないというふうに思っております。

例えば、議員の情報の中で、こういうふううまくやっているからこの自治体を研究しなというようなどこか先行事例があったら教えてください。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 先行事例については、ちょっと即答できないんですけども、ただ、私が言いたいのは、先ほど課長のほうで言われました町としてその技術とか、それがまだ確認できていないしという部分がありました。でも、本当にこの町がスタートとして今もっと、ドローンについてこの質問をしているので別に脱線しませんけれども、これがまさに皆さんが思っているよりはるかに、もう5分でも、スマホのタッチパネルの覚えではない、そのぐらいのレベルで操作できる時代になっているというのがまず事実なんで、だから、それこそ小学生でも、2年生でも、多分同じようなことができてしまう時代になっていることだけ予告しておきます。だから、操作だから、ラジコンだから、器用な人しかできない時代ではない。

○室井嘉吉議長 免許ないと……

○10番 湯田 哲議員 そうではないです。そういう時代ではないです。

議長、それは私語です。

その意味で言えば、ぜひその辺はふれてみていいと思うんです。だから、まずさわらないとか、好き嫌いはもちろんあります。だけれども、その意味では割と皆さん、隠れドローン家がいらっしゃるかもしれない。要は、割と動いているんです。つまり法律に逸脱してやっているというわけではないです。今はインターネットで飛行データの登録もできますので、すごく気楽にできる時代になりました。だから、そんな意味ではぜひその部分で実証自治体ではなくて、それは大それたことを言っているわけではないので、ぜひその辺の操作の部分について、少し興味がある方ならば、僕の友人はもう十何年もドローン、もうこういうふうになる時代の前からやっていますけれども、それより彼に言わせると、すごい町中でも飛んでいるよというわけだ。今度から登録しなければ飛べなくなっただけなんですけれども、だから、そんな意味では研究の

余地は僕はあると思います。

実証の自治体、北海道とか、人命救助の情報はあるんですけども、そこで、他の業種、例えば農林業とか、今言った専属の撮影班、撮影的な会社等はないので、その辺ちょっと情報提供できないんですけども、この町にどんどん入ってきていますので、ましてや町内の民間、そういう空撮の業者、南総研という関連会社のそういう会社があるので、彼らだって中心になってやってくれないかなといったら、彼らは今そのシナリオがないと、町長が多分言われました。どんなことをするのかも分かっていないではなくて、そのときその人たちが集まって何をするかを考えても、僕は遅くはないと思うんです。それって大切なことだと思うんです。我々が青写真とかたたき台を出さないで、彼らがやって彼らが独り歩きするのも僕は結構だと思います。そういう考えなんです。そういうリードはできないでしょうかということなんです。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

議員の持論はよく分かりました。しかし、町としてももう少しドローンの活用状況を見極めて、議員が提案される協議会の必要性については、引き続き検討させてください。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 2020年、2年前も同じような尻切れというか、こういう結論で終わったんですけども、いや全然また2年たってすごく進化しました。驚きです。あの当時よりもっとすごくドローンも進化していますので、検討の言葉は出たので、ぜひ検討してほしいなと思います。

最後のG I G A構想の部分です。

ちょっと気になったのは、1つあったんです。教育長答弁の中で、実は片方でG I G Aスクール運営支援センターという名前が出て、私の質問の3番目の南会津町学校教育情報化推進会議とあるんです。僕は何か名前が変更して支援センターになったのかなと思ったんですが、これは明らかに違う形で、予算書かどこかで支援センターについて何か、整備に予算がついてたみたいですけども、これはまるっきり独立しているし、4名の専門員となっていますけれども、G I G Aスクールサポーター的な人たちはどこにいつてしまったのか、ここにいるんでしょうか。この区別についてもう少し分かりやすく説明していただけませんか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

まず、令和2年、3年と、各学校にはGIGAスクールサポーターという方々が各学校ごとにそれぞれ担当として配置されておりました。本年度令和4年度からはその制度が変わりまして、GIGAスクール運営支援センターというものを設置しまして、その支援センターの中にサポーター的な技術を有する方が配置されているということになります。センターから各学校に向かうということになります。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 センターという名前がついているぐらいですから、GIGA運営サポーター、僕は実は勉強不足で申し訳ない。このセンターはどこに事務所というか、確保しているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 答えいたします。

この事業を受託されました事業者が高野地区にセンターを設置いたしました。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 空き家とか、その辺想像なので、高野地区に事務所があると、了解しました。

先ほど教育長のGIGAスクールの持ち帰りを4年生から中学3年生までやって、問題点とよかった点と、授業が興味を持ってといわれて、問題点が1つ、インターネット勉強の問題は、初めから予想はしていたんだけど、家庭によっては不評だったというか、環境も悪いとかと、これはレンタルWi-Fiを貸すという当時はそういう話が出ていたんですけども、それは結局、環境がなかった人たちは子供たちは持ち帰りできなかった、その差はどうか、現場はどうだったのでしょうか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 答えいたします。

まず、Wi-Fi環境がない家庭に関しましては、今ほど議員がおただしのおり、Wi-Fiルーターをレンタルで無償でお貸しいたしました。これは実証実験という意味もありましたので、今回に限ってはお貸しして、それでつながるかどうかの確認はできました。ただし、その以前の段階で、各親御さんに同意書というものを提出していただきました。その同意というのはどういったことかという、もし万が一壊れた場合にはご家庭のご負担で修理のほうをお願いしますというような内容だったわけなんです、そこまではちょっと責任を持ってないので、持ち帰りは遠慮したいという家庭もあったという内容です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 了解しました。すごく残念ですけど、親としてみれば、その分のそこまでそんなことをしなくても、教育委員会なり、町なり、壊れるという不安もすごく分かるし、やり取りの分の、承諾書というのもちょっと切ないあれだったんですけども、それは現実に行われて、結局承諾が得られなくて、持たずに授業を受けなかった人たちもいたんでしょから、それは残念です。

この分でいうと課題がそのまま残っていたということですよ。別に家庭環境が、自宅学習というか、僕が思っているのは、先ほどのよかった点の部分で興味を持っていた人がいたということとはとても大切だと思っているんです。ああいうので勉強していくと、興味を持って、さらに次は何というのを子供たちは感受性豊かですから、大人なんかよりはるかにいろんなものを勉強して行って、こここのところうちの子勉強するようになったなとかというのは、僕はすごくスイッチというか、きっかけになるものがあると思うんです。実はそれをやらないで、本を読み始める子供が出るかもしれないし、僕はきっかけづくりにはとても大切で、何か一回テストして、今みたいな不評があったから、前進しないで公平公正の中では、その子たちに合わせて、10%いたかどうか分からないけれども、授業ができない状態にいると思います。不公平になりますからね。

その辺でいうと、この後というのは、そういう方の問題を置いたままですから、それを解答して、何かあっても、授業を自宅ですることができるという時代になっているにもかかわらず、こういう課題ですから、やらずに終わるんでしょうか。この後、もし明日大地震で何もあ、そうか、あれができなくなってしまうと困るんですけども、その部分はどうか、やれるんでしょうか。実証実験をしていますね。次の実証実験はどうでしょうか、実践は。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 その点につきまして、私からお答えしたいと思います。

家庭への持ち帰りの実証実験段階だということで、家庭に持ち帰る意義というのは、学校教育で十分に指導ができない、例えば有事が起こって学校が閉鎖になって授業が行えないというような場合は、家庭のほうに持ち帰っていただいて、それを授業に使うということで、学習の機会をしっかりと確保していかなくてはいけない。そういう場合につきましては、先ほどの同意書とかなんかについては、学校のほうで持ち帰らせるので、今度は経験としていく必要もあるのかなとは思っています。授業に必要だということで。

私的な考えでは、家庭に持ち帰らせて、先ほど議員おただしのとおり、学習の興味が広がっ

て、さらに勉強するのではないかとか、また、それを機会に別なほうに行くのではないかというお話があって、確かにそういう機会は増えるかなというふうに思いますが、そういう面については、じっくり学校でそれを実施していくと。学校は教える場であって、家庭は家庭の場だというふうに割り切っていますので、極力必要がない限りは持ち帰らないで、しっかりと学校でそれを活用する能力をつけていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 学校でやる場所は学校と、確かに学校であるし、そのための授業を設けているわけだから、これはもう当然だけれども、そういう時代になっていて、そういう学校が普通にやっている部分の子供たちの違いは一体なんだと想像すると、持ち帰って、別な例えば4年生、5年生の勉強を2年生がやっている子がいるかもしれないし、5年生の子は3年生の授業を、もしかして覗いて、見ることもできるわけだから、場合によっては大学の講義も聞いている子があらわれるかもしれない。そんな意味では、そういう可能性もある部分については、すごく残念ですけれども、今本町ではその辺は目をつぶって、学校で優先して勉強していくというのが仕方がないとは思わない、行く行くはそういうW i - F i が当たり前の時代になると思うので、そういう方向にぜひ進んでほしいなと思います。

時間も最後ですが、1つだけ、天文の話をちょっといかさせてください。時間は一応持ち時間なので、脱線しませんので、しゃべらせてください。

1996年の農村21バイタルプラン、これが町で対策されて、そして、1年後に天文同好会というのができて、18人ぐらい、今は五、六人しかいないけれども、皆高齢化したりしていますので。実は1998年の建設の年、機種設定からデザインから全部我々アマチュアみんなでやりました。どんな望遠鏡なのか、大きさもこのぐらい、そして、寄贈したのは正義君のお父さんです。庄右工門さんです。60歳です。今見ましたデジカメの中に入っています僕の。7月7日に地鎮祭をして、雨降りでした。傘をさして地鎮祭をしました。98年の7月ですよ、すごい若い顔で写っていました。

それを思うと、僕はこの部分を見たときに、運命を感じました。それは何かというと、それをした60歳のお父さんが、僕はもちろん、頼んだのは僕だった、庄右工門さんに頼んだんですけれども、そういう意味では、本当によくやったし、1週間でつくってくれました。その後、メーカーが来て、今度は上を建てて、本当に短期間でもうすごい超短期でできてしまいました。この歴史を僕はいつも見ているので、この意味で言えば、僕は運命を感じて、多分町長がこの

大きな天文台をバイタルプランではない、今の国の中の活性化の中の部分の一つのいろんなありますので、その部分でつくるんではないかと僕は一つの運命を感じて、僕はこれを見ているんですが、町長の考えは。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 うちの父親の話を出していただいて、ありがとうございます。帰ったら仏壇に報告したいと思います。

冒頭申し上げましたように、今後の展開を見てやらなくてはいけないと思いますし、相当の規模のかかる事業だということで、今後の推移を見守るということで、答弁はここで止めたいと思います。よろしくをお願いします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 終わります。

○室井嘉吉議長 以上で10番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

14時50分再開といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続きまして会議を開き、一般質問を行います。

◇ 湯 田 良 一 議 員

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君の登壇を許します。

8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 議席番号8番、湯田良一です。

通告に従い、一般質問を始めます。質問内容は、大きく分けて2点です。

まず1点目です。デマンドタクシーのエリア拡大をです。

デマンドタクシーエリア内の利用者の方からは、料金など好評を得ているように思われます。

町内の利用したくても利用できない交通弱者の高齢者の方もいます。町内までは今のところエリア外のために利用することはできません。町内に住んでいる高齢者のほとんどの方は利用できないのです。利用したい高齢者の方は、皆さん年金生活を送っている方々です。足や腰に異常があり、医療機関に行くのにも通常のタクシーを利用しなければなりません。

デマンドタクシーですと、料金面など自宅からの距離的にも安心して生活を送れるように、町内の高齢者の方々でも利用しやすくなると思います。デマンドタクシーのエリアを拡大すべきと考えますが、町の考えを伺います。

続いて、2点目です。新型コロナワクチンの4回目接種を若年層にもです。

南会津町としては、ワクチンの4回目接種につきましては、感染予防から重症化予防へと接種方針を切り替え、60歳以上の高齢者と18歳以上で基礎疾患を有する者等を対象に、6月中旬から接種を開始する予定ですが、今までのオミクロン株のときは、小学生や中学生といった若年層の感染者が多く見られ、学級閉鎖や学年閉鎖などの声も聞かれました。全体的な町民も含め、こういった若年層の感染者を今後この南会津町内から出さないためにも、南会津町ならではの南会津町独自の感染防止対策として、若年層への4回目のワクチン接種をされたほうがよいのではと考えますが、町としての考えはどうか、伺います。

以上で壇上からの質問を終わって、再質問席から質問させていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 8番、湯田良一議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、デマンドタクシーのエリア拡大に関するおたがしであります。本町のデマンドタクシーの導入につきましては、通院や買物などの生活の足を確保するため、平成30年に策定した南会津町地域公共交通網形成計画に基づき、荒海地域、館岩地域などの導入を先行して実施し、計画的に運行エリアの拡大を進めているところでございます。

現在運行中のデマンドタクシーは、医療機関や商業施設、さらには行政機関等の中心地から遠方に居住する方々の利便性向上を主な目的として、各地域デマンドタクシーエリアの自宅と田島地域の町なかエリア、言わば中心市街地、町なかエリアの指定場所のみ乗り降りできる方法となっているため、町なかエリア内で指定場所間の移動には活用できないというような状況でございます。

田島地域での町なかエリアのデマンドタクシー導入に当たっては、町内のタクシー事業者との協議、検討を進めておりますが、町なかエリアは通常のタクシー事業の収益の柱となっていることや、ドライバーの不足という課題、デマンドタクシーの導入により経営に支障を及ぼし

かねないというような声もありますので、慎重に進める必要があると考えているところがございます。

しかしながら、町なかエリアにお住いの方で、目的地までの距離があって通常のタクシー利用料金が負担になっているという高齢者がいらっしゃることも承知しております。引き続き町内全ての高齢者をはじめ、自家用車を持たない方が安心して利用できる公共交通網整備の実現に向け、交通事業者や関係機関と協議を重ね、さらに進展していく高齢化社会における移動手段の在り方について研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を若年層にもに関して、南会津町独自の感染防止対策として、若年層への4回目のワクチン接種をされたほうがよいのではと考えますが、町としての考えはどうかとおただしでございました。

現時点におきましては、小学生や中学生といった若年層への4回目の接種は、国から許可されておらず、60歳以上の高齢者及び18歳以上59歳以下の基礎疾患を有する方などが対象となっておりますので、町が独自に判断し、接種できる状況ではありません。

しかしながら、国では、科学的知見等の収集に努める中で、必要があれば接種対象者の拡大を検討するという考えも示しておりますので、本町ではそのような状況になった際にも、迅速に対応できる体制は維持していくとこのような考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 この南会津町、町内といっても、中心市街地といっても、地区名で言えば、横町、折橋、丹藤など、結構距離がありますよね。そういったところに住んでいる方が会津バスの停留所はあるんだけど、距離的に離れ過ぎていて、いやあ、足が痛くて歩けないんだと、腰が痛くて歩けないんだというような方もいるんですよ実際。そんな方もタクシーで病院に行って、知り合いの方とかといろんな話をしてみますと、デマンド交通の利用者と話す機会があるんですね。そういうときに話すと、料金面とか、デマンドタクシーに乗るまでの距離とか、そういったところを話しますと、何かうらやましいなど。自分はタクシーで来て、こんなに金がかかっているんだと。年金生活なので非常に苦しいんだというような声が聞かれます。そういったところを踏まえて、エリアの拡大をできないのかなと。

同じ町内でも、本当の町内、強いて言えば東町あたりから町内だと新町あたりぐらいまで、その辺の方はあれだかもしれませんが、やはり横町、折橋、丹藤となると、ちょっと距離があり過ぎるものですから、そんなところも踏まえながら、エリアの拡大を検討していただけないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

議員のお言葉どおり、町なかに住まわれている高齢者から、そういった声があるということは承知しております。なので、総合政策課といたしましても、タクシー事業者と協議しまして、話をしているわけですが、今ほど町長のほうから答弁ありましたとおり、町なかエリアは、事業収益の柱にもなっているということから、なかなかそこが町として進ませることができないというような状況であります。

デマンド交通にしてしまいますと、今現在通常のタクシーとの違いということ、乗り合いになるということですので、例えば1人が利用していたところにもう1人乗れば、同じ経費で、300円であったりで乗ることは可能ですが、利用者にとってはいいんですが、一方で、タクシー事業者にとっては、収入がなくなるというようなことから、そこを町がどのぐらい支援すればいいのかというような話にもなってきます。ですので、現段階で駄目だ、やるとも言い切れませんが、今後いい方向でタクシーが利用できるような方向性を探っていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 運行事業者のことも考えなければならない、あとは先ほどから聞いていると、ドライバー不足、そういったことも中身としては分からないわけではありません。実は私も昔タクシードライバーだったものですから、その中身はよく分かります。けどです、ドライバー不足というところでは、普通の免許では運転できませんから、二種免許というその上の免許を取得しなくてはタクシーはできませんので、なかなか大変だと思いますが、こういう運行事業者のドライバー育成のためのことも今後考えていただければなというふうに思います。

さっき課長から話がありましたように、デマンドという姿でなく、乗り合いとか、そういった姿の中でも、別な面でも今後こういった方の一助になるような方向性を考えていくということですので、その辺は分かりました。

ただ、今言ったようにドライバー不足に対して、今後町のほうでもドライバー不足の解消の

ために何かいい方策があったら考えていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

あとは、本当にデマンドタクシーは心待ちにしている高齢者がいっぱいいます。だから、その辺も考えて、今後いい方向性を生み出してほしいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

デマンドタクシー等々の運行は、試験運行等始めまして、一定程度進んできた結果として新たな課題が出てきていると思っております。そういったものは時代とともに推移していく話でございまして、今総合政策課長からお話し申し上げたように、私のほうにもそういった話が聞こえてきているので、今後遠隔地の移動についてどういうふうな方法をとったらいいか、ここは検討していく必要があるというふうに思っております。

それから人材不足、先ほど答弁申し上げました山内議員の中でも、担う人がいない、事業者がいないというふうな課題もありますので、そういった人材の育成のために町が何ができるのかというようなことも、引き続き検討材料の一つとして協議していくというふうな形で、問題点として捉えていきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 今の町長の答弁のとおり、今後町として進めていっていただきたいと思ひます。

続きまして、新型コロナワクチンの4回目接種を若年層にもということなんですが、この前の新聞を見てもみますと、オミクロン株の新たな派生波、BA.2-12-1という新しく県内でも初めて2名の感染者が確認されたようです。この方は、海外滞在歴がある感染者の濃厚接触者で、感染経路は特定されているそうです。そんなこともありまして、今後新たなコロナの種類が変化しながら、感染者が出ないように、今のところ南会津町では出ていませんが、さきの質問の中でも話しましたが、学級閉鎖、学年閉鎖になった小中学校はどのくらいあったんでしょうか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

今年5月の連休過ぎなんですけれども、町内の学校でも多くの児童生徒が感染者となりまして、その関係で、まず小学校で1校、3つの学年であります。さらに中学校が1校、2つの学年であります。さらに、中学校の部活動の1つの部が一部出席停止となっております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 こういうふう感染者が出ますと、学級閉鎖、学年閉鎖というふうな姿が取られてしまいます。そういった教育環境が大きく変わるわけです。そんな状況の中なものですから、これからこのコロナはまだ収束しておりませんので、いつ感染者が増えてくるかわかりません。そんな思いの中から、こういった学校教育の環境が変化することに私は危惧を持っておりますので、こういう質問をしているわけです。

先ほど町長からは、今のところ国の許可が出ていないと、やはり国の許可がなければ町独自の対応ということはできないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

コロナワクチンの接種につきましては、ご承知のとおり予防接種法に基づいて接種を行っているところでございます。これによりますと、実施主体自体は町でございますが、ワクチンの事業実施につきましては、厚生労働大臣から都道府県を通じて町に指示があつて初めて事業を展開できる、ワクチン接種事業を展開できるという指示系統になってございますので、先ほど町長答弁にもありましたとおり、町が独自に今定められている4回目、その対象を広げて接種をするということは不可能ということでご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長 8番、湯田良一君。

○8番 湯田良一議員 そうですね、町でやりたくても物が国から来なければ、接種することはできないと思いますが、そういった状況がきたときは、いち早く我が南会津町でも即取り入れながら、そして、町民全員ですが、特にこういった低年齢層の方々の感染者が出ないように対応するのも町だと思っておりますので、そういった対応をしていただきながら、今後やっていただきたいというふうに思います。私も家族の中に中学生ぐらいの子供がいますので、実際学校を休んだりすると心配なものですから、だから、こういう質問をさせていただいたんですが、一応町の対応と今後の姿勢も分かりましたので、以上で私の質問は終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で8番、湯田良一君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明24日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時14分

令和4年第2回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

令和4年6月24日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第 2号 専決処分の報告について
専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について
専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 2 議案第33号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第34号 町道路線の変更について
- 日程第 4 議案第35号 町道路線の認定について
- 日程第 5 議案第36号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 報告第 3号 令和3年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 4号 令和3年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 5号 令和3年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 9 議案第37号 令和4年度南会津町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第38号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第39号 令和4年度南会津町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第40号 令和4年度南会津町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 令和4年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書(総務委員会)
- 日程第14 令和4年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について(総務委員会)
- 追加日程第1 議案第41号 工事請負契約について(南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事業倉庫棟建築主体工事)
- 追加日程第2 委員会提出議案第3号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

て

追加日程第4 議員の派遣について

追加日程第5 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	渡 部 優	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	星 英 雄	教 育 長
小 寺 俊 和	総 務 課 長	星 良 栄	総 合 政 策 課 長
鈴 木 秀 和	税 務 課 長	渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長
湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長	室 井 利 和	農 林 課 長
星 博 文	商 工 観 光 課 長	月 田 啓	建 設 課 長
遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長	渡 部 さつき	会 計 室 長
菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長
廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長	渡 部 浩 明	館 岩 総 合 支 所 長
馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長	平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

星 貴 夫 事 務 局 長 星 彰 議 事 係 長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎発言の訂正

○室井嘉吉議長 ここで町長より、発言したい旨、申入れがありましたので、これを許可します。
町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

去る6月17日の本会議において、提出議案等の説明に際し、朗読原稿の読み違いにより、誤った説明を行ってしまいましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

発言の訂正を要する箇所ではありますが、議案第37号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第3号）の説明において、1か所目の訂正箇所ではありますが、歳入の番号を第9款繰入金と発言いたしましたが、正しくは第19款繰入金の誤りでございました。

2か所目の訂正箇所でございますが、歳出の第10款教育費の説明において、世界的な金融情勢の影響を円高と発言いたしましたが、正しくは円安でありました。また、同項目の給食材料費高騰の説明において、町立小学校を対象にと発言いたしましたが、正しくは町立小・中学校を対象にでありました。

さらに、補助金の名称の説明においても、小学校給食費上昇抑制事業補助金と発言いたしましたが、正しくは小・中学校給食費上昇抑制事業補助金でありました。

以上、発言の訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。大変失礼いたしました。

○室井嘉吉議長 ただいまの町長説明のとおりご了承承願います。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁も含め、おおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、よろしく申し上げます。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、また、その範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎報告第2号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第1、報告第2号 専決処分の報告について、専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第33号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、議案第33号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第34号 町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第35号 町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第36号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第36号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数であります。

よって、議案第36号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。



◎報告第3号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第6、報告第3号 令和3年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号 令和3年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。



◎報告第4号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第7、報告第4号 令和3年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号 令和3年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。



◎報告第5号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第8、報告第5号 令和3年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号 令和3年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第9、議案第37号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今回、この一般会計補正予算の中で、雪害に伴う修繕関係、本所関係からそれぞれの支所関係の合計で、1億1,800万円という膨大な金額が修繕費として予算計上されています。これ、建物共済等々に入っているということで、大体7割方はそちらのほうから、一応予算措置がされるというふうに聞いていますが、やはり来年も今年と同じような状況になるかどうかは必ずしも、雪の状態ですから、雪が多い年と少ない年というのはあるわけですが、ちょうど降雪があった中で、現地を、やっぱり周囲を見るというだけでも、見てどうなのかということで、一応それでチェックをするというだけでも、今回のような災害の関係は防げるものも、現実的には出てくるのではないのかなというふうに考えます。

そういう意味で、一応そういった降雪期間中の現地を見てみる、そういった予算措置というのも考えて、もし予算見なくても、それぞれの管理をしているところで対応していただければ一番いいわけですが、なかなかやはり雪害の、雪の状態によっては危険が伴う作業も入りますので、そういうところを今から準備をして、対応してはどうかなというふうに考えますが、それらについて、考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

先ほど予算、1億1,800万円というおただしがございましたが、今回の補正予算に上げています金額につきましては、一般会計で4,600万円、特別会計でこの後審議になりますが、約1,000万円ということで、今後の見込み等を含めまして、予算化されていないものを含めまして1億1,800万円ということですので、ご了承いただきたいと思います。

その上で、雪害の予防についてでございますが、降雪時ではないんですが、私もこれ、ほぼほぼ現場を見に行ってきました。あと、建設課の営繕担当も同行いたしまして、現場を確認してきております。

支所の担当者、それから本庁もそうですが、施設の管理者に聞きますと、今回の雪害は通常の降雪と違って、1回積もったものが解けるということがなくて、積もったものが氷になって、落ちることなく、またその上に積もって、また氷になってということで、特殊な事情があったんじゃないかということが多くの現場のほうから聞かれております。

したがいまして、予防といいましても、今回の場合のようなケースについては、雪の降り方がかなり特殊だったということなので、なかなか難しかったのかなというふうに思っております。

す。

しかしながら、当然降雪期の現場の確認で、その都度、雪下ろしができればという話もしたんですが、やはり今年の雪は特別な雪の量でありまして、職員が上がるにも大変危険ですし、過去にも、数年前にも何人か、職員が雪下ろしでけがをしている状況もありますので、無理はさせないということもありました。あと、業者さんもなかなか忙しくて、なかなか対応してもらえなかったといういろいろな事情がありまして、今回見込みでございますが、1億1,800万円というような雪害が出てきたというふうに思っております。

今ほどありましたように、来年も同じようなことになるかもしれないということもありますので、今回現場を確認してきた状況を生かしまして、どのような改善ができるか、どのような要望ができるか、これについては、全てとは言いませんが、できるものについては内部で、関係者で話し合っ、議員ご指摘のような形で、少しでも被害の軽減ができるようなことは考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ですから、いろいろそういった、確かに、総務課長の今答弁あったわけですが、そういった大変な状況があったというふうなことは、私も実は聞いています。ただ、本当にそれを、ちゃんとそういった予防措置を準備することによって、やっぱり防げるものというのは間違いなくあると思うんですよ、実際のところ。やはりそれは、個人ごとのそれぞれのこやの中で。

だから見ても、一つも防げなかったからしょうがないんだというのも、そういう現場も間違いなくあると思います。ただ、やっぱり防げるものもあると思いますから、そういうものをやはり予算措置をして、そして、今言ったように職員にやらせるというのは、なかなか、高いところの危険が伴うわけですから、専門屋にやっぱりお願いをするというような形にはなろうかと思いますが、そういうのを今からやっぱり予防措置を張って、そして対応していくというのは、予算措置が最終的には1億1,000万円を超えるというような形ですから、それを少しでも軽減をできるということであれば、やはり必要なことではないかというふうに考えますので、ぜひそれらについて、前向きな検討して、令和4年度内の降雪に向けた雪害防止の対応をお願いしたいというふうに考えます。

一応答弁については、その中でまた何か、多分今課長が答弁した形以外には、そんなにはないだろうというふうに思いますので、ぜひそんな形で検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうから答弁をさせていただきます。

防げるものは防ぎたいというのは、本当に誰しも考えることでございまして、町が直営で管理している分については職員が、それから、指定管理者に管理を委託している分には指定管理者に、やっぱり降雪前に再度注意喚起をして、早めに対応するようにお願いをしたいと思えます。

それから、屋根の雪下ろし等、高所作業車が必要な場合も、今回の場合はあったのかなと思います。それで、高所作業車の借り上げについて、当初から予算措置しているわけではございません。これは予備費等の中で、必要に応じて対応させていただきたい、そこは執行部のほうに委ねさせていただきたいと思えます。

いずれにしましても、保険に入っているからそれでいいんだという発想ではなくて、未然に防ぐことが重要だと思いますので、町のほうでもしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今回の件と重なるところありますけれども、私は一般補正の11ページに記載されている議案の部分で、商工費とありますが、4目10節の需用費の、まず追加の理由を聞きたいと思えます。

〔「もう一度すみません、ページ番号等お願いします」と言う者あり〕

○15番 楠 正次議員 一般補正11の款の7商工費、1項4目10節の需用費、この追加内容をお聞きしたいと思えます。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

たかつえスキー場の修繕料追加というような記載になっているかと思いますが、こちらのほうの内容につきましては、会津高原ホテルの屋根でございまして、ちょうど谷、明かり取りの飾り窓的なものがあるんですが、その谷の部分のトタンが雪害で剥がれたというような内容でございまして、場所といいますか、段ぶきというんですかね、になっておりまして、ちょっと下から5枚ほど直すというような内容でございまして。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

その下の観光施設等管理費の14節の部分ですね、緑の広場から下の解体工事まであるんです

けれども、これらの委託先、指定管理先とか、それをお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 それでは、商工観光課で管轄しております緑の広場と会津山村道場についてについてお答えさせていただきます。

緑の広場につきましては、地元の針生区のほうに指定管理をお願いしております。

会津山村道場につきましては、株式会社みなみあいづに指定管理をお願いしております。

以上です。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

花木の宿につきましては、DMC a i z uのほうに指定管理を委託してございます。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 たかつえスキー場でございますが、株式会社みなみあいづに指定管理しております。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

南郷スキー場につきましては株式会社みなみあいづ、高清水自然公園については直営で管理を行っております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 針生区、株式会社みなみあいづ、DMC a i z u、直営等々ございましたけど、この委託契約の中には、先ほどの6番のほうでもありましたけれども、契約内容に雪下ろし、ただ点検をする、目視をする、それで壊れたら報告ではなくて、雪下ろしのできるものであれば、あずまやとかそういうのはできるんだろうというふうに思うんですけども、そういうものに対する雪下ろしというのは、そういう指定管理の契約の中にはないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうから答弁をさせていただきます。

今、手元に指定管理の契約書等を持ち合わせておりませんので、お答えできません。それで、それ以上やっぱり進めないということであれば、暫時休議していただいて、確認をさせていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 いえ、それは後からでも結構なので、私のほうでも調べさせていただきたいというふうに思います。

緑の広場のトイレとあずまやが屋根破損というふうに記載されていますが、これはどちらも撤去なんですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

施設解体撤去工事請負費のほうに計上しております緑の広場、こちらはあずまやと南側のトイレ部分になります。雪害の修繕工事請負費の上のほうに記載されているものが管理棟の屋根部分ということになります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

今回、館岩地域は、先ほど言われた折からの分を合わせると1億2,000万円近い、約50%近くが館岩地域の雪害費用になるというふうに、総務委員会から提出していただいたものを見ると分かります。

館岩地域の空き家を管理している方、東京に住んでいる方の空き家を管理している方、そして、地元の人でも本人ができなくて、2階建ての倉庫の管理をしている方、頼まれている方、その人たちに私、聞いてみました、この冬は何回ぐらい雪下ろしとかしましたか。したら、東京に住んでいる方の持ち物も、総2階で割と大きいんですけども、その家は、12月、1月、2月で5回、屋根に上って下ろしたそうであります。そして、倉庫を管理されている、ここも総2階の倉庫で結構大きいんですけど、その方は6回やったと。

ですから、雪の質がどうだ、降り方がどうだということもあるけども、そこを管理している人は、やはり軒が折れそうだと、そういうのは見ていけば大体分かる。そうしたら、朝のうちに雪の、昔からやっていらっしゃる、やられた方は70歳と80歳の方です、管理されている方。その人たちが管理ができるわけですよ。

ですから、状況に合った管理、これはもう我々では手が出せないといったら、やっぱり役場に相談をするなり、そして重機を持ってやるなり、話ちょっと、今回の議案にはないですけども、館岩中学校の体育館とか多目的広場のところなんかは、すごい高いところから氷が下がってしまう。それは結局、相談があって、重機でないと落とせないということで、巻きついた雪を落とすというようなことも何度か見えています。やっぱりそういうことが管理として重要なのかなと。

明らかにこれ壊れそうだよ、軒も若干曲がっているよといっても、そのままにして折れてしまった、そういうなことも見受けられるので、やはり内容をしっかりと、先ほど町長答弁ありましたけれども、しっかり見て、管理者には管理をしっかりといただく。そして、なるべく長くその状態で使う、そして、前の臨時議会のときも申しあげましたけれども、やっぱり空き家の場合は落ちにくい、当然落ちにくいですね。そういうところに対する、塗装であったりとか、雪の落ちやすい状況とか、そういうものを検討していくことが、町の財政的な一般財源、これだと1億2,000万円であれば、約30%、3,600万円程度、一般財源を持ち出すこととなりますから、その辺をぜひ、この間町長も、臨時議会のときも、やはりそういうことではなく、しっかりと管理をするということをおっしゃったので、もう一度その辺をお含みおきいただき、検討していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 議員ご指摘のとおりだと思います。やはり防げるものは防がなくちゃいけないと、このように思っておりますので、豪雪対策本部を設立した段階でも、公共施設の維持管理に各部署で決定してくださいというような話をし、指定管理者のほうにも促してくれというようなお話をさせていただいておりますが、現実一冬たってみて、そういうふうな被害が出ているというのも事実でございますので、再度、冬期間の積雪被害が最小限でとどまるような管理について、降雪前に再度促したいと思います。

○15番 楠 正次議員 終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それでは、1点だけお伺いしたいと思いますのですが、ページ数は13ページの教育費でお伺いしますが、さきの全協の中において、2番議員から、学校給食センターの維持管理も大変で、撤退するような話も聞いているような話もありましたが、実際的に補正に上がっているのは、その中身において、給食センターというのは指定管理者になっているのか、それとも受託業者なのか、その観点をちょっとお伺いします。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

先だつての全員協議会の中での質問ですと、伊南学校給食センターについてだったと思いますが、伊南学校給食センターにつきましては、業務委託で町が契約しております。田島学校給食センターについては指定管理になっておりまして、伊南学校給食センターについては業務委

託。

〔発言する者あり〕

○阿久津勝英学校教育課長 失礼いたしました。

2つの学校給食センターについては業務委託で行っておりまして、それ以外の田島小学校については町直営、そして、荒海小学校、田島第二小学校につきましては業務委託になっております。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これ、業務委託と指定管理者のついでだから、この違い、中身の違い、指定管理者と業務委託の中身の違い、これちょっと説明していただけますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

まず指定管理でございますけれども、建物の維持管理も含めまして、委託者に全て委託するという内容になっておりまして、そうしますと、その建物を維持管理するための光熱水費や電気代、そういったものも含めて、燃料費も含めて指定管理料に含まれます。

業務委託につきましては、その一つの業務について、指定した業務についての委託になりますので、今回の学校給食センターにつきましては、給食を作る業務、そして給食を運搬する業務、この2つについて、業者と委託契約を結んでいるというような形です。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 今の説明で大体分かってきましたけど、そうすると、維持していくなは、例えば燃料代とか電気代とか、そういうものは町で負担するということで了解でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

議員がおただしのおり、業務委託については、町が燃料費、そして光熱水費を直接支払っております。

○11番 高野精一議員 了解。

○室井嘉吉議長 それでは、4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 一般補正17ページ、当該年度末現在高見込額ということで、地方債の金額が明示されておりますが、この中で例年だと、どの程度交付税措置がされるのか、見込みをお尋ねします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

一般補正17ページに地方債の関係の調書が載っております。この表、当該年度末の見込みでございますが、令和4年度末で、右下の167億何がしという記載の残高があるということでございます。

それに対して、地方交付税措置がどのぐらいかというようなおただしかと思いますが、はっきりとした数字、大変数も多いので、正確には申し上げられませんが、おおむね7割から8割、この程度は交付税で措置をされるというふうに算定をしております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 7割から8割ということでしたけれども、過疎対策事業債に関しては7割というふうに、一番いい交付税措置だと思うんですけども、ほかの一般単独事業とか、災害復旧とか、この辺も高いと思うんですけども、令和2年度の決算なんか見ると、全体合わせると5割ちょっとぐらいだと思うんですけども、ちょっと確認したいと思います。全体合わせて7割も8割もあるのかなと、ちょっと疑問に思ったものですから。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、過疎債、合併特例債、有利な財源で7割、8割、災害は若干高いというようなところがありますが、多くが臨時財政対策債ということで、交付税の代わりに来る、財源の代わりに来る起債があります。これは当該年度で、国のほうで交付税の財源がないので、取りあえず借金していただいて、地方で借金をしていただいて、後々その返済を100%国が見るといふものでございます。それがかなり多く占めておりますので、100%というものがありますので、平均してそのような、私が今申し上げたようなパーセントになるということでございますので、ご理解願います。

○4番 渡部 優議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第38号 令和4年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、議案第39号 令和4年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第40号 令和4年度南会津町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎令和4年陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第13、令和4年度陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

9番、総務委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ただいま議題となりました陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書について、総務委員会の審査結果を報告いたします。

この陳情は、日本国民救済会福島県本部会津支部、古川晃氏より提出されたもので、一度確定した判決であっても、冤罪のおそれがある場合は、高い人道的観点と基本的人権の尊重という観点から、救済の道を開くべく、再審制度の改正を求めるものでございます。

総務委員会では、6月21日に審査を行い、採択すべきものと判断いたしましたので、審査の経過を説明いたします。

この陳情では、再審制度の実態が無実の人を救済するための制度として生かされていないことを指摘しております。その理由につきましては、再審請求に対し、検察側が不服申立てをできる制度になっていること、そして、捜査段階で集めた証拠を開示しないまま解決になっているということが挙げられております。

総務委員会では、事前に陳情者から提供いただきました再審制度についての資料を基に現状を理解するとともに、課題と論点について討議いたしました。

再審制度は、裁判で確定した判決について、一定の要件を満たす重大な理由がある場合に再審理を行うことであり、1967年の布川事件、1997年の東電OL殺人事件など、一度確定した判決が再審請求により、無実が明らかになったケースがございます。

なぜこのような冤罪事件が起こるかといえば、それは人が人を法の名の下に裁く、このことから発生することであり、完全ということはありません、また、間違いがあることは否定できません。

また、再審は刑事訴訟法第4編に規定されておりますが、その条文は19条しかございません。このことから、裁判官の積極性の違いによって、事件ごとの審理の質に差が生じていると言われております。

また、検察の証拠提出につきましても、通常は有罪立証に必要な証拠のみを裁判所に提出することになっております。近年の裁判員制度の導入におきまして、通常審では幅広く証拠提示が行われるようになりましたが、再審請求審では、裁判官の理解と検察官の対応次第であると言われております。

議論の中で、地方議会において、このような司法制度について判断するのはとても難しいということ、これも論点の一つになりました。しかし、その経緯につきまして見ました。そうしますと、冤罪犠牲者の会という会がございまして、こちらでは2019年に、再審や冤罪について国会議員アンケートを実施いたしました。しかし、その回答率は何と僅か2%だったそうです。また、このことについて、積極的に取り扱ってくれる国会議員も僅かだとしておりまして、陳情者である日本国民救済会では、世論の高まりがなければ冤罪事件はなくならないとして、地方議会から改正を求める意見書の提出を求めています。

この動きが全国的な広がりを見せているとともに、現在会津地方においても、喜多方市議会や会津坂下町議会など9議会、昨日は昭和村議会でも採択されたそうですが、そのような動きになっております。

冤罪事件が存在し、無罪の方の基本的な人権が著しく侵害されている状況、事案が多数あるこ

と、また、現在の法制度は完全ではなく、過渡期にあると考えることから、世論も含めた議論が必要と考えます。

このことから、総務委員会では全会一致でこの趣旨に賛同し、採択すべきものとしたので、報告いたします。

以上です。

○室井嘉吉議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和4年陳情第1号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める陳情書を採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情書は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、令和4年陳情第1号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書は採択することに決定いたしました。



◎令和4年陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第14、令和4年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

9番、総務委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ただいま議題となりました陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、総務委員会の審査結果を報告いたします。

この陳情は、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、佐藤寛喜氏より提出されたもので、地方財政の強化を国に求めるとともに、政府関係機関に意見書の提出を求めるものでございます。

総務委員会では、6月20日に審査を行い、採択すべきものと判断しましたので、審査の経過を説明します。

この陳情では、度重なる自然災害に対する防災・減災、そして災害復旧の取組、少子高齢化に伴う社会保障制度整備、新型コロナウイルス感染症感染拡大など高まる行政ニーズに対し、地方自治体では人的資源の不足が明らかであり、行政需要に対応できるよう、地方財政を充実・強化することを求めています。

少子高齢化、過疎化の進む地方自治体においては、行政需要が一層高まっています。度重なる自然災害、新型コロナウイルス感染症対策、デジタル化の推進など、これらの解決に地方財政の充実が欠かせません。また、自主財源に乏しい地方自治体が、より主体的に自律的に地方自治を遂行するためには、偏在性の少ない所得税や消費税などを国税から地方税に移譲していくことも将来的に検討すべき課題と考えます。

以上の理由から、総務委員会では全会一致でこの趣旨に賛同し、採択すべきものという結論に決しましたので、報告いたします。

以上です。

○室井嘉吉議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和4年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、令和4年陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情については採択することに決定しました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室2で開催します。

再開の放送は5分前に流します。

議会運営委員会の方にお知らせします。これから議会運営委員会を開きますので、委員の方は中会議室2にお集まりをお願いします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時15分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○室井嘉吉議長 先ほど、町長提出議案1件、委員会提出議案2件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをいたします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第1、議案第41号 工事請負契約について（南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事業倉庫棟建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、追加して提案をいたします議案第41号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、南会津町役場本庁舎車庫倉庫建設事業倉庫棟建築主体工事の請負契約について、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、鉄骨造2階建て、延べ床面積398.12平方メートル、建築主体工事一式でありまして、町内建築業者9社を指名し、去る6月16日、指名競争入札を実施した結果、請負金額1億835万円で株式会社大桃建設工業が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の期間は、令和4年12月26日までを予定しております。

つきましては、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 1点だけ確認させてください。

主体工事というふうになっていますが、倉庫を造る場合、設備関係の関連の工事というのはこの中に含まれているかどうかということをお聞きします。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

建築主体工事と機械設備工事、あと電気設備工事ということで、今回3点、工事の発注がございまして、既に5月12日の入札で、機械と電気設備のほうの入札のほうは仮契約を結んでおります。

機械設備につきましては、7社内申をしまして、株式会社光和設備工業所南会津支店のほうと仮契約を結んでおります。

電気設備につきましては、5社内申をしております、株式会社阿部電機さんと仮契約を結んでいるところでございます。

以上です。

○2番 馬場 浩議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 様々な工事が、材料がなかなか入らないということで、遅れている状況があるんですけども、今回はそういったものを想定して、12月26日という工期なんですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今のところ、入るという見込みでの工期としております。

なお、この後の情勢につきまして、不確定な部分、様々ございますので、何らか資材が入らない、そういった状況があれば、変更等も想定されるかと思いますが、今のところは間に合うというような想定でございます。

以上です。

○4番 渡部 優議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 なければ、質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第2、委員会提出議案第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、私のほうから、委員会提出議案第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について、提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

読み上げます。

再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

再審における証拠開示には、明確なルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることになり、法の下での平等原則さえも踏みにじられております。

また、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されています。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、悲劇を繰り返すことには、法的な制限を加える必要があることは明確です。

よって、無実の者を救済するため、政府関係機関に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）

の改正を強く求める意見書を提出するものでございます。

提出先は、内閣総理大臣、法務大臣。

意見書は別紙のとおりでございます。

慎重審議いただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

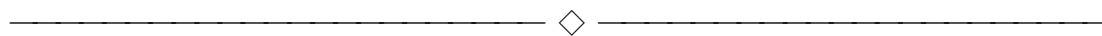
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第3、委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

地方公共団体は、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取組、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護などの社会保障制度の整備、また、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ、極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また、近年多発している大規模災害への対応も迫られています。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしておりますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されております。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、地方財政の充実・強化を強く求める意見書を提出するものでございます。

提出先、意見書につきましては記載のとおりでございますので、慎重審議いただきまして、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 追加日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

上衣の着衣を願います。

◇

◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 五 十 嵐 芳 道

署 名 議 員 高 野 精 一